

一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月

(第1回中間見直し 令和3年3月)

唐津市

【目 次】

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の主旨・目的	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 他の計画との関係	3
第4節 計画の対象区域	5
第5節 計画の範囲	5
第6節 計画目標年次	5
第7節 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価	6
1. 推進体制	6
2. 進行管理	6
第2章 地域の概要	7
第1節 地理的・地形的特性	7
第2節 気象的特性	8
第3節 人口動態・分布	9
1. 人口・世帯	9
2. 年齢別人口	10
3. 人口動態（自然・社会動態）	11
第4節 市街地・集落地の動向	12
第5節 産業の動向	14
第6節 土地利用の状況	15
第7節 将来計画（開発計画）	16
第3章 ごみ処理基本計画	17
第1節 ごみ処理の現況及び課題	17
1. ごみ処理の流れ（処理フロー）	17
2. ごみ処理体制	18
3. ごみ処理の実績	26
4. 一般廃棄物処理システム評価	38
5. ごみ処理の課題	43
第2節 ごみ処理技術の動向	44
第3節 佐賀県内の関係市町及び類似団体の動向	46
第4節 ごみ処理基本計画の基本方針等	48
1. 基本方針	48
2. ごみ処理主体	48
第5節 ごみ処理基本計画	49
1. ごみの排出量及び処理量の推計	49
2. 目標を達成するための役割	57
3. 施策の体系	58
4. 排出抑制・再資源化計画	60
5. 将来のごみ処理体系	64
6. 収集・運搬計画（分別収集計画含む）	65
7. 中間処理計画	68
8. 最終処分計画	70

9. 施設整備計画	71
10. その他の事項	73
第4章 生活排水処理基本計画	74
第1節 生活排水処理の現況及び課題	74
1. 生活排水の処理体系	74
2. 生活排水処理施設の状況	75
3. 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績	80
4. し尿等の収集・処理状況	81
5. 生活排水処理の課題の抽出	86
第2節 生活排水処理の基本方針等	87
1. 生活排水処理の基本方針	87
2. 生活排水の処理主体	88
第3節 生活排水処理基本計画	89
1. 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の見込み	89
2. 生活排水の処理計画	90
3. し尿等の処理計画	93
4. 処理計画達成のための施策	93
5. 排出抑制計画	93
6. その他の事項	94
第5章 災害廃棄物処理計画	95
第1節 基本的事項	95
1. 計画の位置づけ	95
2. 対象廃棄物	95
第2節 基本方針	95
1. 基本方針	95
2. 災害発生時の協力体制の確保	96
3. 的確な情報収集の実施	97
4. 市民への広報を実施	97
5. 廃棄物の分別の徹底	98
第3節 災害廃棄物の処理方法等	98
1. 仮置き場	98
2. 仮置き場の運営方法	99
3. 処理方法	99
4. 災害廃棄物の推定方法	100
5. 被災家屋等に関する解体撤去の手順	101
6. 具体手的な行動計画の検討	101
(添付資料)	
・添付資料1：ごみ排出量等の推計結果	
・添付資料2：し尿等排出量の推計結果	

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の主旨・目的

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のシステムは、豊かで利便性の高い社会生活を創造してきましたが、一方で、地球環境に様々な形で影響を与え、大きな社会問題となっています。

なかでも、ごみ処理の問題については、ダイオキシン類による汚染や地球温暖化等、地域内に限定されず広範囲の環境にまで影響を拡大しています。そして、これらの問題を解決し、「持続可能な社会」を実現するために、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」の実現に向けた取り組みを統合的に進めていくことが求められています。

こうしたなか、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法など、関係法令の整備が進められてきました。

さらに、平成30年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が改定され、国内における取り組みとして、「『質』にも着目した循環型社会の形成」、「低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取り組み」、「地域循環圏の高度化」など、5つの項目を掲げ、循環型社会の形成を実行していくことが定められました。

唐津市においても、時代にあったごみ処理を推進するため、平成27年度に「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「既計画」といいます。）を策定し、唐津市の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めてきたところです。

本計画は、既計画が中間目標年次を迎えたことから、計画の進捗状況を検証し、「循環型社会の形成」をより一層進めるための取り組みの方向性を示すものとして策定しました。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

一般廃棄物の処理計画は、長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、各年度ごとに基本計画実施のために必要な事項を定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。この関係を図示したものを図1-2-1に示します。

本計画は以上に基づき、長期的・総合的視点に立って、既計画を見直したものです。

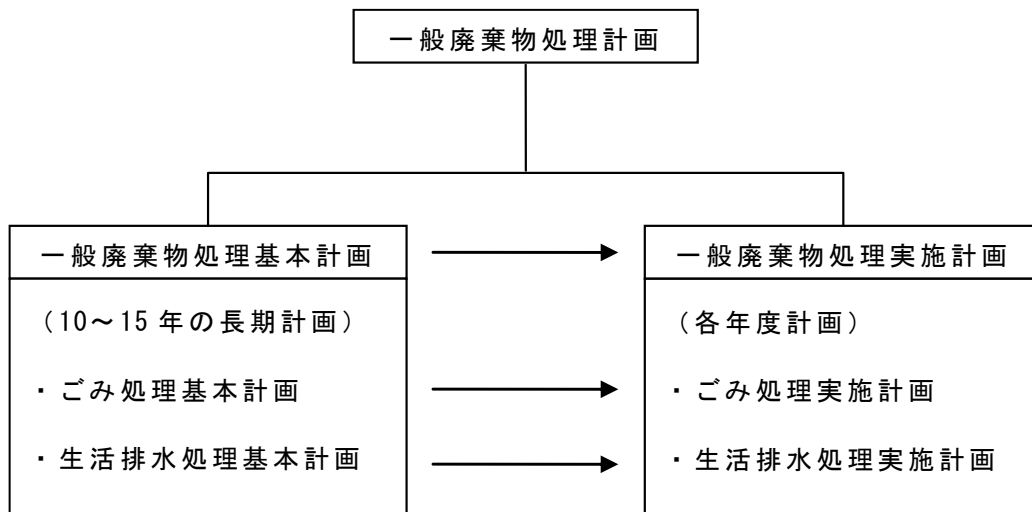


図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

第3節 他の計画との関係

本計画と他の計画との関係を図 1-3-1、本計画に関する法令等の概要を表 1-3-1 に示します。

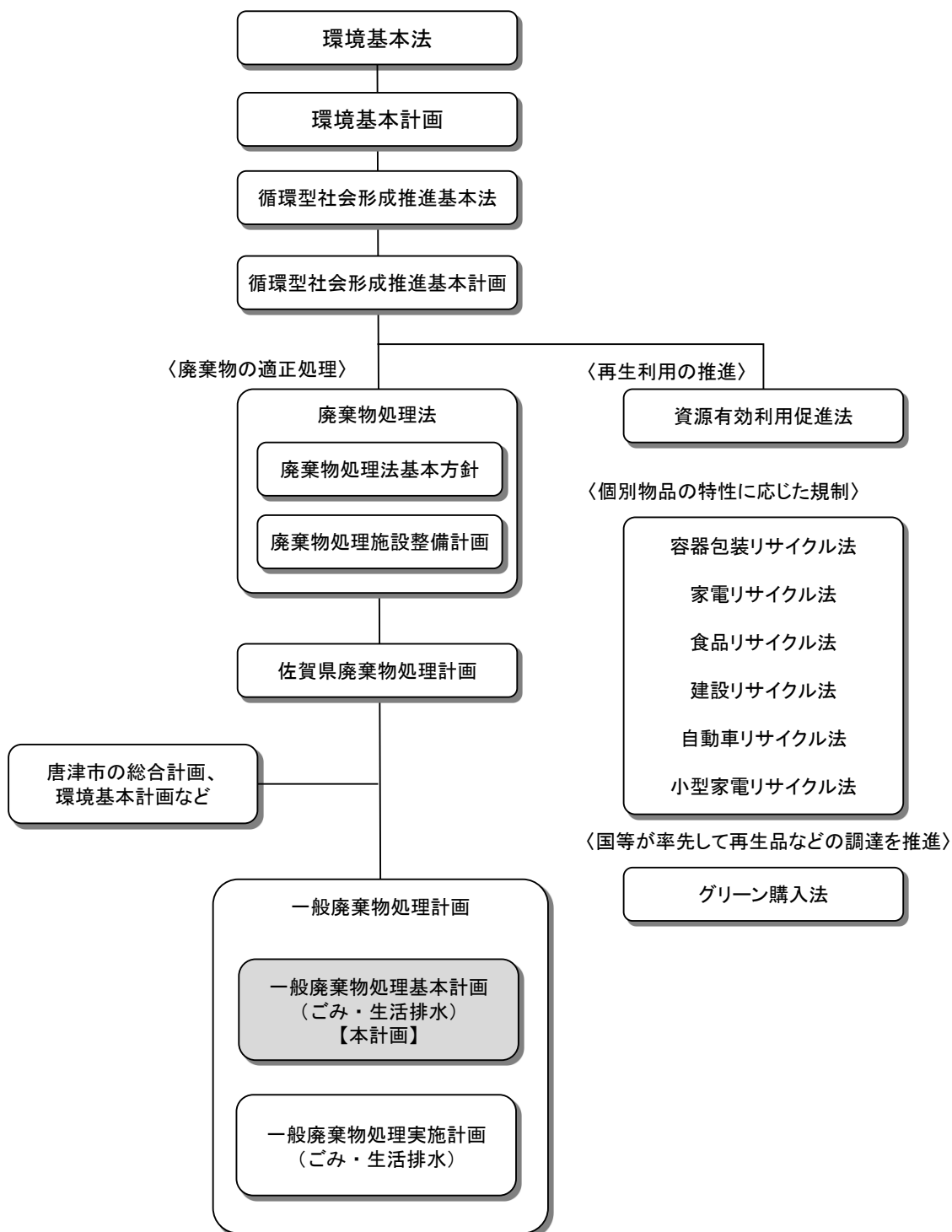


図 1-3-1 本計画と他の計画との関係

表 1-3-1 本計画に関連する法令等の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概要
環境基本法	平成5年度 (平成30年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (令和元年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (平成26年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成29年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (平成25年度改正)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (平成26年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (令和元年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (平成27年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

第4節 計画の対象区域

計画対象区域は、本市の行政区域内全域を対象とします。

第5節 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」及び「し尿（生活排水）」とします。

本計画の策定範囲については、排出段階から収集・運搬、中間処理及び最終処分までの段階までを対象とします。

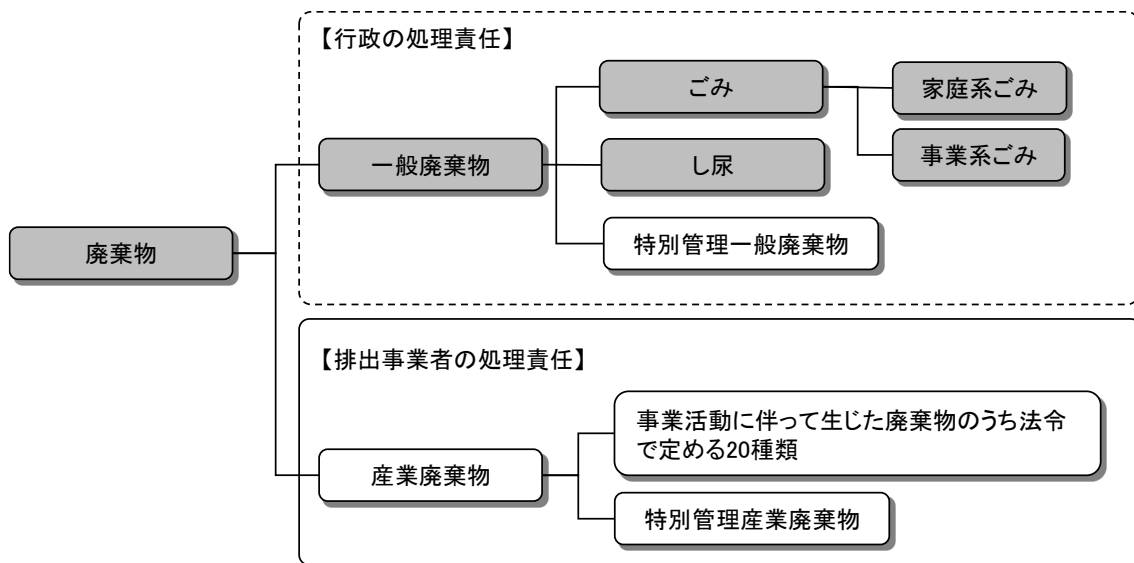


図 1-5-1 本計画で対象とする廃棄物

第6節 計画目標年次

計画期間は 15 年間とし、平成 28 年度を初年度、令和 12 年度を計画目標年次とします。また、令和 2 年度と令和 7 年度を中間目標年次とします。

表 1-6-1 計画期間及び計画目標年次

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
計画期間	← 計画期間(15年間) →														
計画目標年度				■ 中間目標						■ 中間目標					■ 計画目標

第7節 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価

1. 推進体制

循環型社会を目指した各施策は、行政だけの取り組みで推進できるものではありません。市民・NPO団体等、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働の仕組みを築き、実行することで初めて実現が可能となります。

行政はこれらの仕組みを築くために、施策の推進に向けた組織づくりや意見交換を行う場の提供に努めます。また、全国的な対応が必要な場合には、近隣の自治体との連携や国・県に対する働きかけを行います。

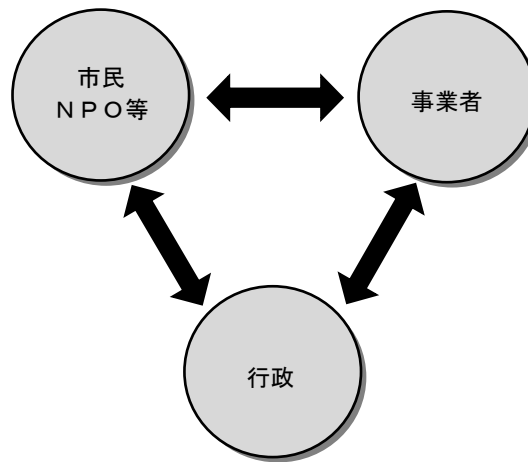


図 1-7-1 市民・NPO等、事業者、行政のパートナーシップと協働

2. 進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について定期的な検証と継続的な改善を図ります。また、概ね5年ごと、又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には本計画を見直します。

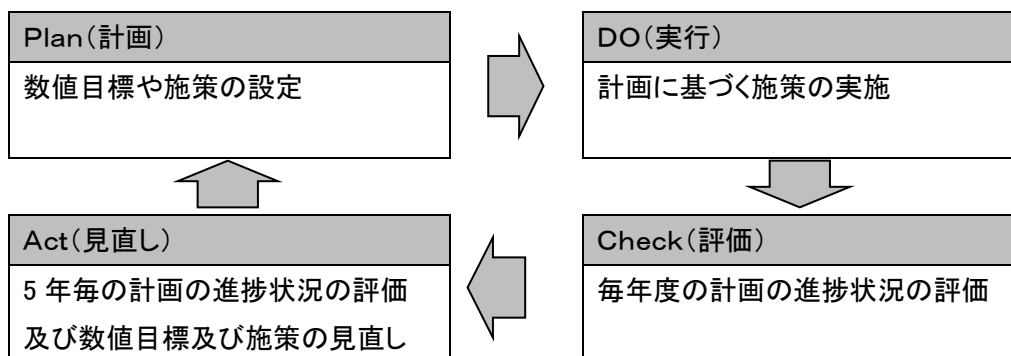


図 1-7-2 PDCA サイクルの流れ

第2章 地域の概要

第1節 地理的・地形的特性

佐賀県北西部に位置する本市の市域は、東西約 36km、南北約 30km に及び、総面積は約 487.60km² で、佐賀県全体の約 20% を占めています。

市域の東部は福岡県糸島市、佐賀市、南部は多久市、武雄市、伊万里市、西部は玄海町、伊万里湾を隔てて長崎県松浦市に境界を接し、北部は玄界灘に面しています。また、東部は脊振山系が唐津湾に向かってなだらかに傾斜し、中部は松浦川の流域に沿って平坦部が広がり、西部には丘陵地帯の上場台地があります。

その地先をなす唐津湾は帯状の松原と砂浜が両翼に広がり、湾のほぼ中央に高島があります。また、近郊の海には、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の離島群が東松浦半島を取り囲むように位置しています。

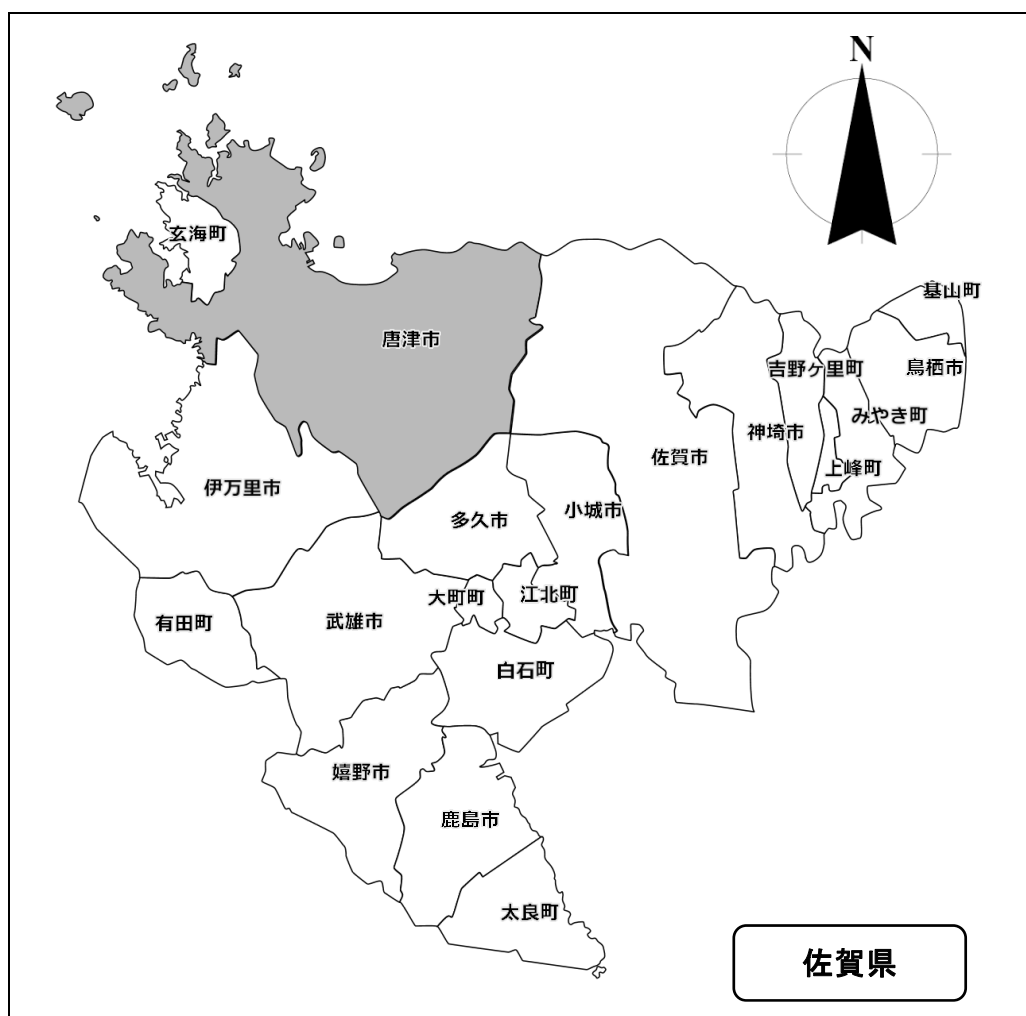


図 2-1-1 本市の位置

第2節 気象的特性

本市の気候は、夏には多雨な太平洋側気候、冬には日本海側気候を見せる二面的な気候が特徴です。沿岸部においては一年を通して昼夜の寒暖の差が少なく、猛暑日・真冬日は減多にありません。台風の直撃が少なく、過去5年の年間の最大風速は13～17m/s程度で、多くは冬の玄界灘の強風や春一番によるものです。

令和元年の年間降水量は1,794.0mm、年平均気温は17.0℃、平均風速は2.2m/s、年間日照時間は1,829.1時間となっています。

表 2-2-1 本市の気象概要(唐津観測所)

要素	降水量 (mm)	気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間 (時間)
		平均	日最高	日最低	平均	最大		
						風速	風向	
平成27年	1,959.5	16.3	20.2	12.9	2.3	16.8	北	1,722.7
平成28年	2,513.5	17.1	21.1	13.6	2.3	14.6	北	1,741.7
平成29年	1,532.5	16.6	20.7	12.8	2.3	16.8	北	1,960.2
平成30年	1,653.0	16.7	20.9	13.0	2.4	14.2	北	1,996.4
令和元年	1,794.0	17.0	21.3	13.3	2.2	13.1	北	1,829.1
1月	42.5	7.3	11.5	3.1	2.0	9.1	北北西	130.4
2月	46.5	8.7	12.7	4.8	2.3	9.3	南	97.3
3月	115.5	11.0	15.5	6.7	2.4	9.9	北	174.7
4月	105.0	14.5	19.2	10.6	2.3	8.5	西北西	181.7
5月	39.0	19.8	25.6	14.6	2.0	8.7	南	254.5
6月	209.5	22.1	26.1	18.8	2.4	10.0	北	147.8
7月	214.0	25.1	28.5	23.0	2.1	7.5	南	118.6
8月	699.5	26.8	30.7	23.7	2.1	13.1	北	171.0
9月	90.5	24.9	28.6	22.2	2.3	10.1	南東	143.9
10月	99.0	19.8	23.4	16.5	2.6	11.1	北	152.6
11月	36.0	14.0	19.0	9.7	1.8	8.1	南	163.4
12月	97.0	9.8	14.2	5.7	2.0	8.3	北北西	93.2

資料：佐賀地方気象台「過去の気象データ」

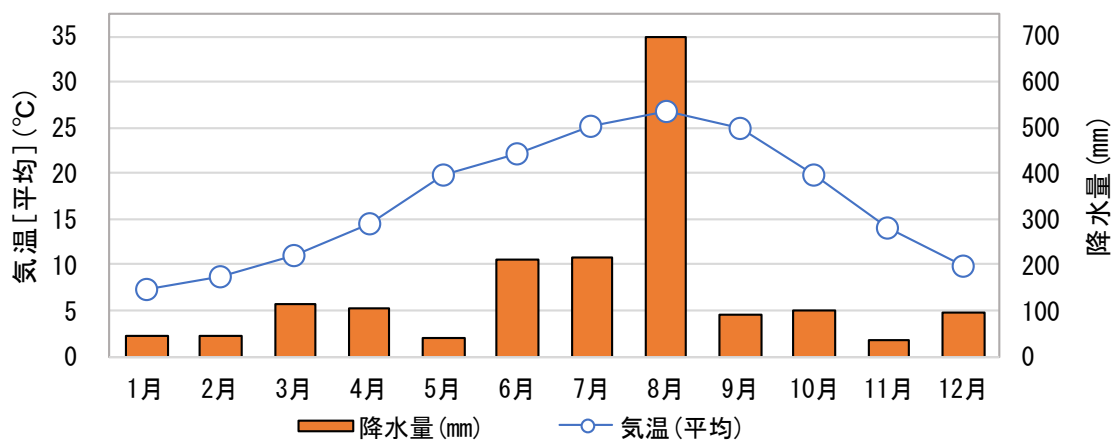


図 2-2-1 月別の気温及び降水量(唐津観測所 令和元年)

第3節 人口動態・分布

1. 人口・世帯

本市の人口は減少傾向にあります。また、世帯数は増加傾向にある一方で世帯人員は減少傾向にあり、核家族化が進む傾向にあります。

国勢調査によれば、平成 27 年の人口は 122,785 人、世帯数は 43,872 世帯、世帯人員は 2.80 人/世帯です。平成 7 年と比べると人口は 14,651 人減少し、世帯数は 2,109 世帯増加、世帯人員は 0.50 人/世帯減少しています。

表 2-3-1 人口・世帯数・世帯人員の推移(各年 10 月 1 日)

単位: 人、世帯、人/世帯

年次	人口	世帯	世帯人員 (人口÷世帯)
H7	137,436	41,703	3.30
H12	134,144	42,458	3.16
H17	131,116	43,378	3.02
H22	126,926	43,651	2.91
H27	122,785	43,872	2.80

※ 平成 17 年以前の実績は合併前市町村の実績を合計した値。平成 17 年 1 月 1 日に、旧唐津市、旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町が合併し、平成 18 年 1 月 1 日に旧七山村が合併しました。

資料：政府統計の総合窓口「国勢調査 人口等基本集計」)

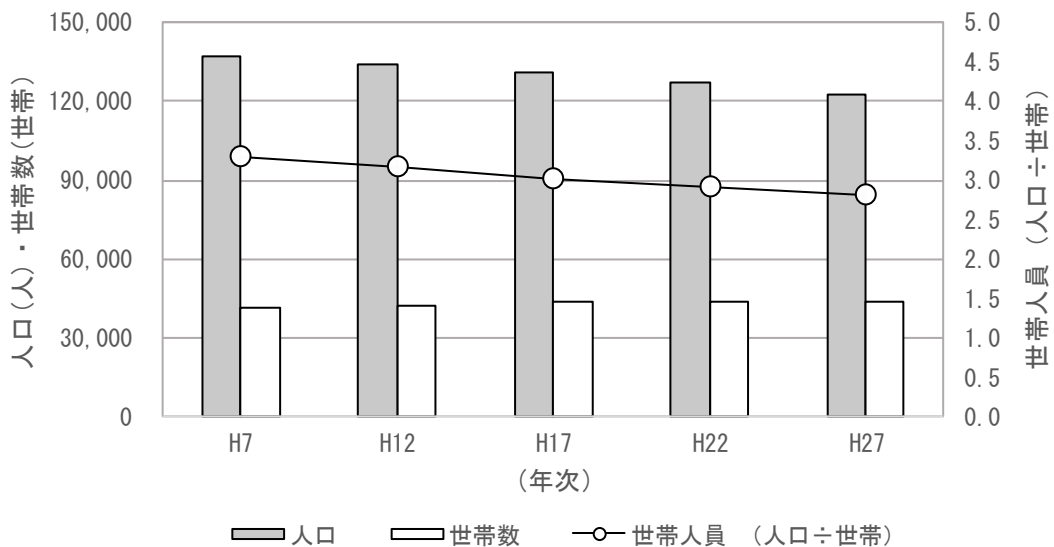


図 2-3-1 人口・世帯数・世帯人員の推移

2. 年齢別人口

年齢3区分別の人口推移をみると、65歳未満の人口減少が進み、65歳以上の老年人口が増えており、少子高齢化の傾向が強まっています。

国勢調査によれば、平成27年の年齢3区分別人口の比率は、年少人口が14.0%、生産年齢人口が56.2%、老年人口が29.2%です。平成7年と比べると年少人口、生産年齢人口はそれぞれ4.3%、6.8%低下し、老年人口は10.5%増加しています。

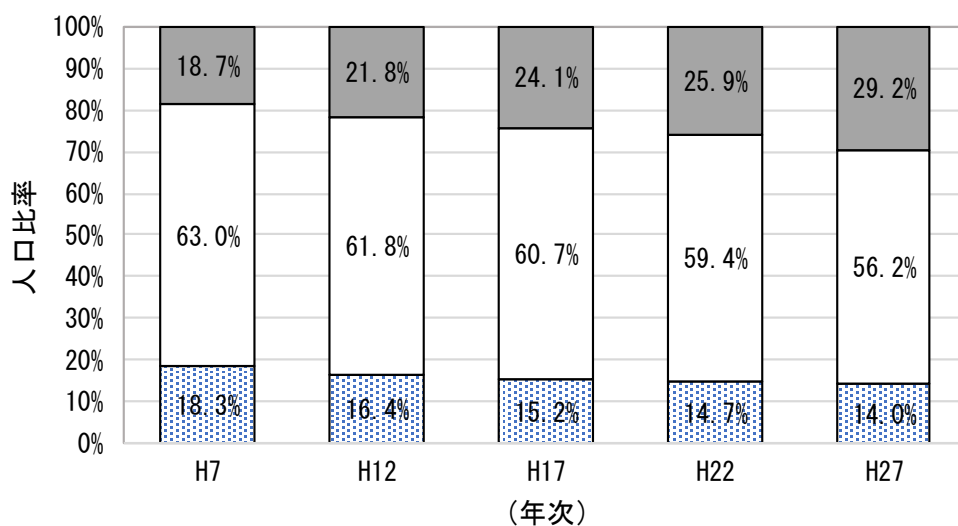
表 2-3-2 年齢3区分別人口の推移(各年10月1日)

年	人口			比率		
	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
H7	25,089	86,612	25,732	18.3%	63.0%	18.7%
H12	21,986	82,922	29,226	16.4%	61.8%	21.8%
H17	19,891	79,478	31,550	15.2%	60.7%	24.1%
H22	18,612	75,322	32,829	14.7%	59.4%	25.9%
H27	17,235	69,052	35,842	14.0%	56.2%	29.2%

※ 表中の人口に年齢不詳の人口は含みません。

※ 平成17年以前の実績は合併前市町村の実績を合計した値。平成17年1月1日に、旧唐津市、旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町が合併し、平成18年1月1日に旧七山村が合併しました。

資料：政府統計の総合窓口「国勢調査 人口等基本集計」



□年少人口(0～14歳) □生産年齢人口(15～64歳) □老年人口(65歳以上)

図 2-3-2 年齢3区分別人口(比率)の推移

3. 人口動態(自然・社会動態)

人口動態をみると、自然動態・社会動態ともに減少が続いており、自然動態については、出生数が減少する一方で死亡数が増加する傾向にあり、年々減少数が大きくなる傾向にあります。

佐賀県人口移動調査によれば、令和元年の年間人口増減数は1,361人の減少であり、うち、自然増減数は685人が減少、社会増減数が676人の減少となっています。

表 2-3-3 人口動態の推移(各年10月1日)

年次	総人口	自然動態			社会動態			人口増減数 ①+②
		出生	死亡	自然増減① (出生-死亡)	転入	転出	社会増減② (転入-転出)	
H22	126,926	1,180	1,467	▲ 287	3,028	3,480	▲ 452	▲ 739
H23	126,283	1,166	1,539	▲ 373	3,064	3,334	▲ 270	▲ 643
H24	125,535	1,134	1,579	▲ 445	2,862	3,165	▲ 303	▲ 748
H25	124,514	1,073	1,554	▲ 481	2,806	3,346	▲ 540	▲ 1,021
H26	123,503	1,093	1,571	▲ 478	2,789	3,322	▲ 533	▲ 1,011
H27	122,785	1,035	1,643	▲ 608	2,698	3,515	▲ 817	▲ 1,425
H28	121,610	1,049	1,591	▲ 542	2,725	3,358	▲ 633	▲ 1,175
H29	120,331	965	1,616	▲ 651	2,713	3,341	▲ 628	▲ 1,279
H30	119,208	983	1,618	▲ 635	2,847	3,335	▲ 488	▲ 1,123
R1	117,847	911	1,596	▲ 685	2,785	3,461	▲ 676	▲ 1,361

※ 平成22年、平成27年、令和元年の10月1日現在の人口は、総務省統計局「国勢調査」によります。

※ 人口増減数は人口移動調査における集計であり、国勢調査による人口の差引とは一致しません。

資料：佐賀県統計分析課「佐賀県人口移動調査」

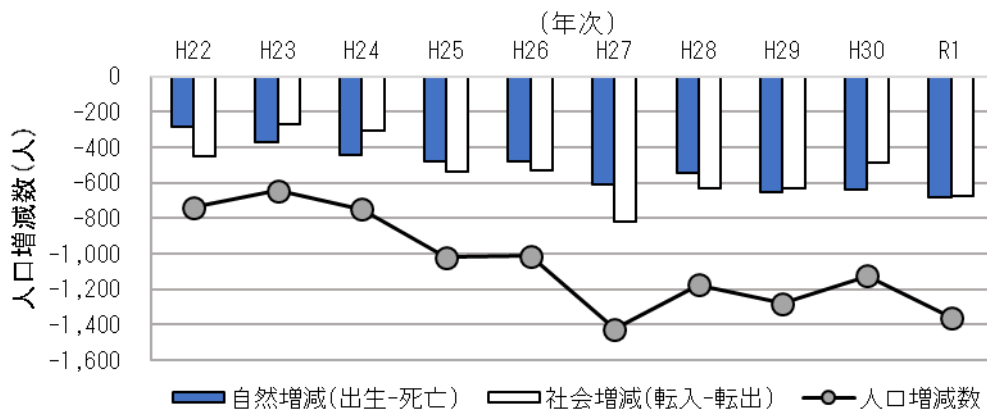
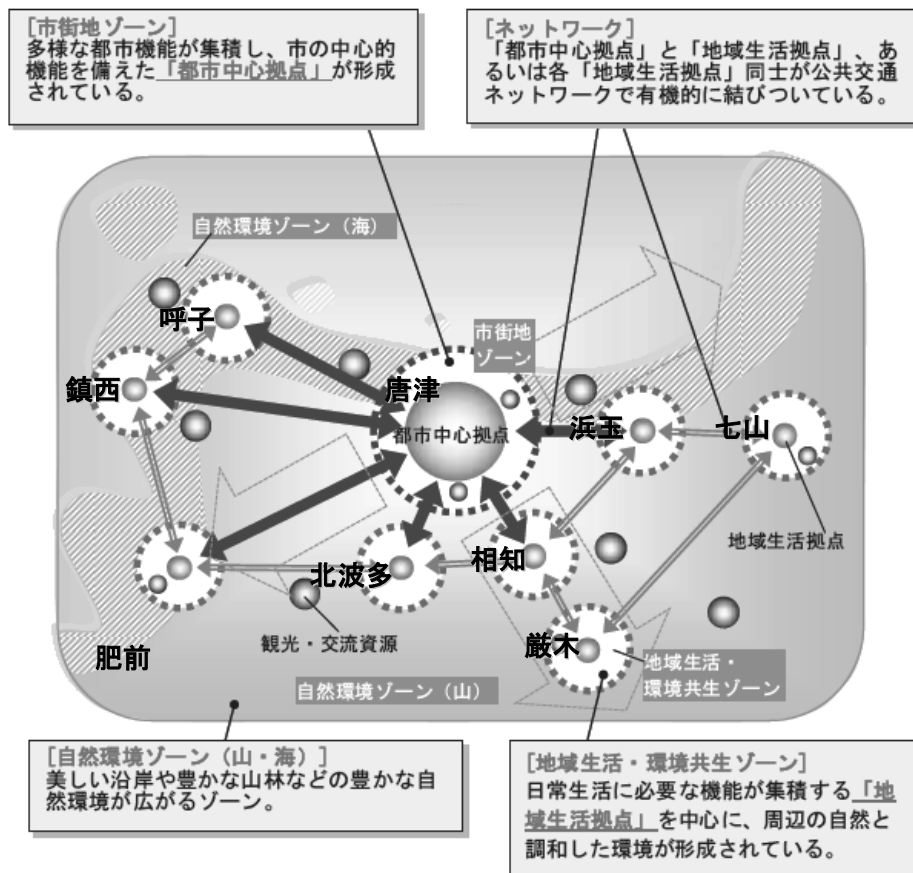


図 2-3-3 人口動態の推移

第4節 市街地・集落地の動向

本市は、市の中心部にある「唐津地区」をはじめとして、「浜玉地区」、「厳木地区」、「相知地区」、「北波多地区」、「肥前地区」、「鎮西地区」、「呼子地区」及び「七山地区」の9地区に区分されます。

「唐津市都市計画マスタープラン」(平成22年12月)では、9地区及び周辺環境の特徴を考慮して、市街化を進める区域や、自然と調和、一体化した居住環境等を確保する区域を中心に、6つのゾーンを設定し、市街地及び集落地の整備を進めています。



資料：「唐津市都市計画マスタープラン」(平成22年12月)

図 2-4-1 将来都市構造の基本イメージ

表 2-4-1 本市の地区及び周辺環境を考慮した 6 つのゾーンの概要

名称及び機能	配置イメージ
<p>①市街地ゾーン</p> <p>□ 市中心部の主に都市活動を行う区域を指定します。</p> <p>□ 都市軸沿い・交差点を中心として、まとまりのある市街地の形成、都市の活性化に必要な都市機能の配置等を進め、快適便利な定住の場としての役割を担います。</p>	<p>◆唐津地区市街地部</p>
<p>②地域生活・環境共生ゾーン</p> <p>□ 市街地周辺部に広がる平坦地や田園地帯、台地など、地域の都市活動を行う区域、田園・里山との共存を図る区域、農業生産の促進を図る区域を指定します。</p> <p>□ 地域生活拠点を核として、地域内での生活に必要な都市機能の配置等を周辺の自然との調和に配慮して進め、快適でゆとりある居住の場としての役割を担います。また、優良農地についてはその保全に努め、農業生産地としての役割を担います。</p>	<p>◆浜玉、巖木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山の各地域生活拠点周辺</p> <p>◆郊外部の優良農地一帯や河川沿いの平坦地、漁村集落など</p> <p>◆東松浦半島の内陸部に広がる上場台地一帯</p>
<p>③自然環境ゾーン(海)</p> <p>□ 沿岸地域の保全等を目的とした区域に指定します。</p> <p>□ 本市を代表する美しい沿岸景観であり保全を図るとともに、市民および観光客の癒しの場・交流の場としての役割を担います。</p>	<p>◆玄海国定公園に指定された海岸部及び島しょ</p>
<p>④自然環境ゾーン(山)</p> <p>□ 主に森林の保全等を目的とした区域に指定します。</p> <p>□ 都市環境を支える豊かな自然として、防災等の観点からも保全を図るとともに、市民および観光客の癒しの場・交流の場としての役割を担います。</p>	<p>◆市南部から東部に連なる山地</p>
<p>⑤景観・観光振興ゾーン</p> <p>□ 各ゾーンにおいて、自然地形、景観、歴史などの資源が集積している区域に指定します。</p> <p>□ 地域資源の保全・活用を図るとともに、観光客への「もてなし空間」としての役割を担います。</p>	<p>◆市街地ゾーン沿岸部、呼子・肥前地域の沿岸部、肥前地域の半島、松浦川沿川、七山地域一帯</p>
<p>⑥土地利用調整ゾーン</p> <p>□ IC周辺や用途地域外縁部などの開発圧力の高い区域に指定します。</p> <p>□ 農地等周辺環境との調整を図りながら、適切な土地利用を図るべき地域としての役割を担います。</p>	<p>◆各IC周辺</p> <p>◆唐津地区の久里、双水、山本、石志地区などの既存集落周辺</p>

資料：「唐津市都市計画マスタープラン」（平成 22 年 12 月）

第5節 産業の動向

産業別就業人口の推移をみると、第三次産業は増加傾向にあり、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にあります。

国勢調査によれば、平成 27 年の産業就業別人口の比率は、第一次産業が 12.1%、第二次産業が 23.4%、第三次産業が 64.5%です。平成 7 年と比べると第一次産業、第二次産業はそれぞれ 3.7%、5.0%低下し、第三次産業は 8.7%増加しています。

表 2-5-1 産業別就業人口の推移(各年 10 月 1 日)

単位:人

年次	就業人口			比率		
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	第一次産業	第二次産業	第三次産業
H7	10,791	19,331	38,029	15.8%	28.4%	55.8%
H12	9,507	16,846	38,948	14.6%	25.8%	59.6%
H17	9,037	14,730	39,468	14.3%	23.3%	62.4%
H22	7,642	13,289	37,743	13.0%	22.6%	64.4%
H27	7,008	13,477	37,208	12.1%	23.4%	64.5%

※ 表中の就業人口に分類不能の産業就業者は含みません。

※ 平成 17 年以前の実績は合併前市町村の実績を合計した値。平成 17 年 1 月 1 日に、旧唐津市、旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町が合併し、平成 18 年 1 月 1 日に旧七山村が合併しました。

資料：政府統計の総合窓口「国勢調査 就業状態等基本集計」

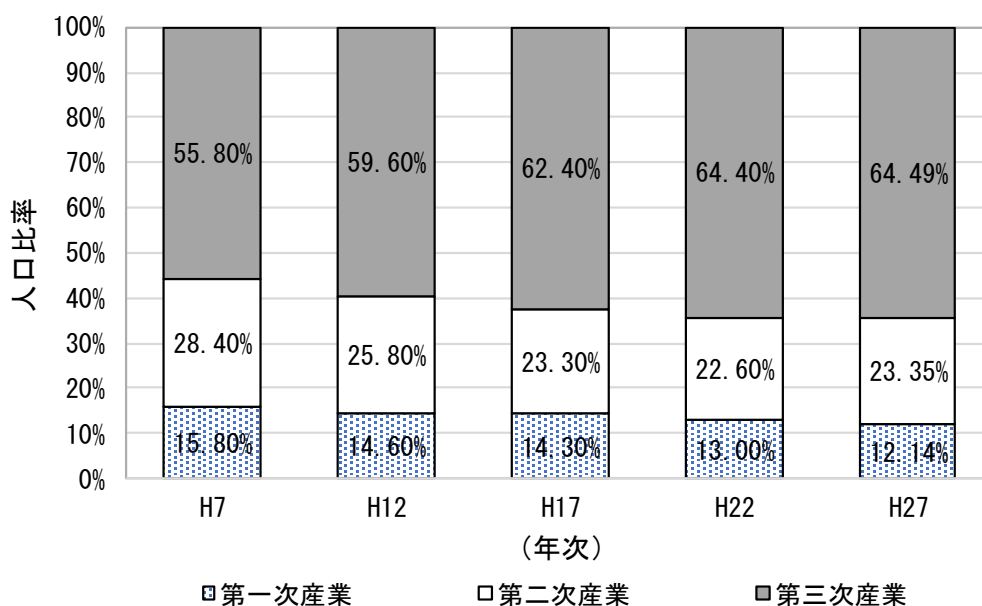


図 2-5-1 産業別就業人口(比率)の推移(各年 10 月 1 日)

第6節 土地利用の状況

地目別面積の総数は、444,708 千m²であり、内訳をみると山林の割合が最も大きく 39.6%を占めており、次いで、畑が 14.5%、田が 9.6%、宅地が 5.4%、原野が 5.0%、雑種地が 3.8%、池沼が 0.2%、残りをその他の土地が占めています。

表 2-6-1 地目別面積(平成 31 年 1 月 1 日)

単位: 千m²

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他
総面積	444,708	42,847	64,390	23,943	176,212	22,347	16,871	734	97,364
割合	100.0%	9.6%	14.5%	5.4%	39.6%	5.0%	3.8%	0.2%	21.9%

※ この表は、固定資産概要調書の数値（免税点未満のものも含みます。）であり、国有地等は含まれないものもあり市域面積とは相違があります。

資料：唐津市の固定資産概要調書

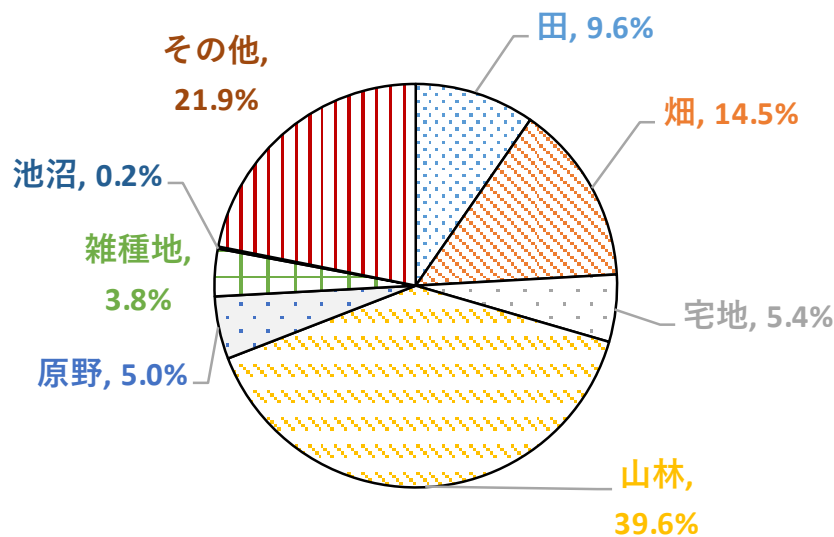


図 2-6-1 地目別面積(割合)(平成 31 年 1 月 1 日)

第7節 将来計画(開発計画)

本市では、「第2次唐津市総合計画(計画期間:平成27年度~令和6年度)」(平成27年3月)を策定し、行政運営を行っています。

■まちづくりの基本理念

『市民力・地域力によるまちづくり』

■本市の将来都市像

『海と緑にかこまれたこちよい 唐津』

■まちづくりの基本目標

基本目標1:快適な生活と安全・安心のまちづくり(廃棄物行政関連)

基本目標2:全ての産業が調和して生き生き働けるまちづくり

基本目標3:生涯を通じてこちよく暮らせるまちづくり

基本目標4:生きる力に満ちた人をはぐむまちづくり

基本目標5:歴史と文化が輝く観光のまちづくり

基本目標6:市民の力を最大限に引き出すまちづくり

■廃棄物行政に関する施策(ごみ・生活排水に関する施策を抜粋)

○基本目標1:快適な生活と安全・安心のまちづくり

○基本施策3:自然と調和する快適な生活環境の保全

[単位施策]

①ごみの減量化及び再資源化

➢ 資源物回収事業奨励金の交付、分別収集カレンダーの作成、配布をすることで、市民のごみ減量、リサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物回収量の増加を図ります。

➢ ペットボトルの分別収集及び再商品化を進め、ごみの減量化及び資源の有効利用を図ります。

②不法投棄防止対策

➢ 不法投棄のパトロールを実施し、生活環境の保全を図ります。

③一般廃棄物処理施設の整備

➢ 計画的維持管理と更新を実施することにより、安全で安定的な運転管理の向上と適正な廃棄物処理を行います。

➢ 環境負荷の軽減と将来にわたって安定的な一般廃棄物処理に努めるために、新たな一般廃棄物最終処分場の建設に取り組み、努めます。

➢ 唐津市中部衛生処理センターが老朽化していることにより、施設の統合、延命化、下水道との一括処理等処理方法を検討し継続して安全な処理を行える体制を整えます。

④生活環境の向上と環境保全に対する市民の意識向上

➢ 市民参加による地域団体の取り組みに支援を行うことで、環境保全に係る地域団体の育成・普及を図ります。

➢ 市民・企業・行政が協力し、地球環境の美化活動を市民運動として実施することで、環境に対する意識の高揚を図ります。

○基本施策6:安らぎと安心をあたえる住環境の整備

[単位施策]

①下水道接続(水洗化率)の向上

➢ 下水道未整備地区において、管渠と浄化槽により地域に適した整備を行います。

➢ 下水道整備地区において、接続率向上のための普及促進を行います。

②下水道関連施設の老朽化対策

➢ 老朽化した公共下水道、集落排水の施設の長寿命化を実施し、計画的に設備更新や部品取替を行います。

図 2-7-1 第2次唐津市総合計画の概要(廃棄物行政関連施策)

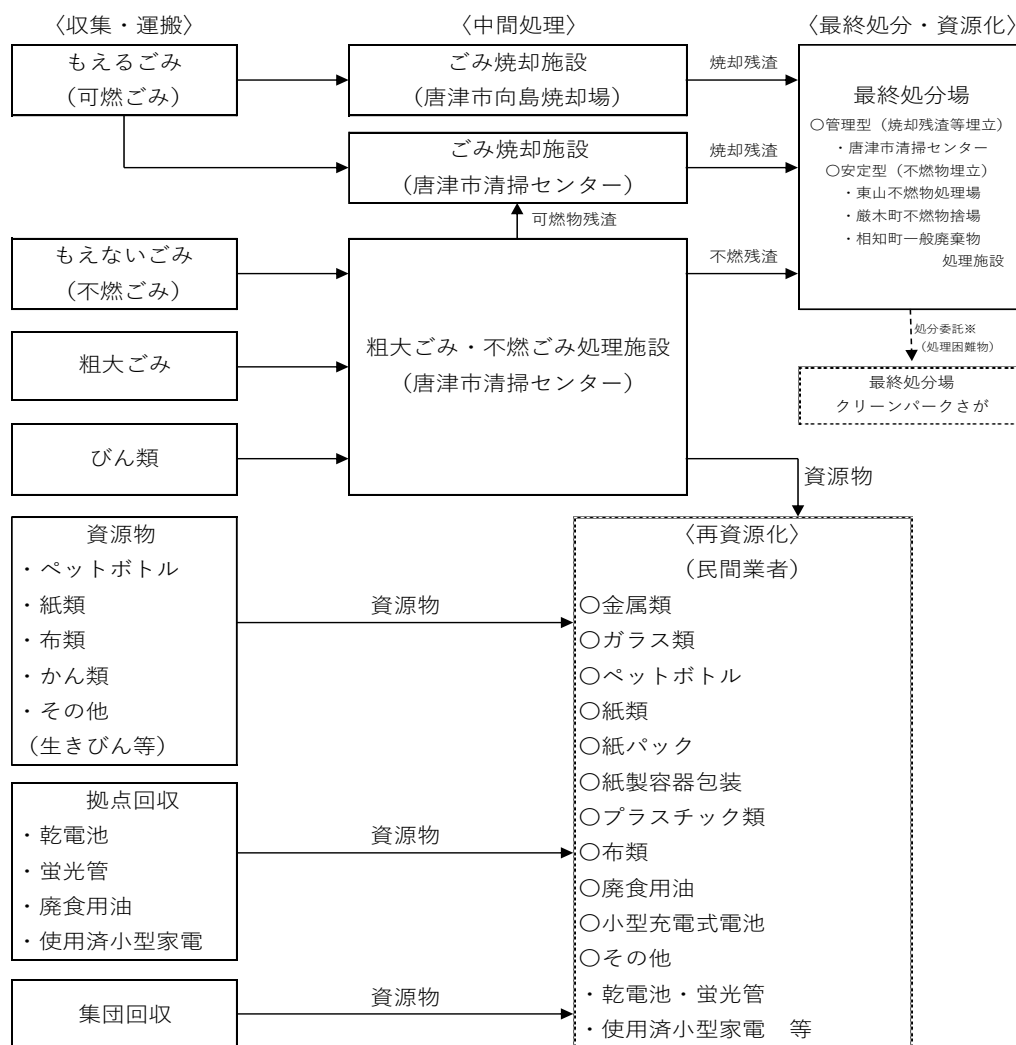
第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理の流れ(処理フロー)

本市のごみ処理の流れを図 3-1-1 に示します。

現在、本市で排出されたごみの中間処理については、本市の中間処理施設における処理に加えて、民間事業者への処理委託を行っています。また、最終処分については、本市の最終処分場における埋立処分に加えて、クリーンパークさがへ処分委託を行っています。また、本市では、玄海町から処理委託を受けて、可燃ごみ、不燃ごみ、及び粗大ごみの処理を行っています。



※ 唐津市清掃センターで処理できない処理困難物の一部(受入可能なもの)を処分委託しています。

図 3-1-1 本市のごみ処理の流れ

2. ごみ処理体制

1) ごみ処理の実施主体

ごみ処理の実施主体を整理したものを表 3-1-1 に示します。

排出抑制や排出段階における分別排出は、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって行っており、排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分は行政が主体となって行っています。なお、事業系ごみについては、事業所自らの責任において適正に処理することを原則とし、事業所が自ら処理できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理収集運搬業者に委託するか、市の施設へ直接搬入して処理を行っています。

表 3-1-1 ごみ処理の実施主体

項目	市民	事業者	行政
排出抑制	○	○	○
分別排出	○	○	○
収集・運搬	—	○	○
中間処理	—	—	○
最終処分	—	—	○

※ 実施主体には委託を含みます。

2)ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分（唐津地区）の概要を表 3-1-2 に示します。

ごみの分別区分は、9 地区（唐津地区、浜玉地区、厳木地区、相知地区、北波多地区、肥前地区、鎮西地区、呼子地区、七山地区）ごとに定められており、資源物の一部を除いては、基本的には統一されています。

事業系ごみの分別区分は、家庭系ごみに準じて行うよう指導しています。

表 3-1-2 家庭系ごみの分別区分(唐津地区)

分別区分		具体例
もえるごみ (可燃ごみ)		台所ごみ、ゴム・革製品(靴、長靴など)、プラスチック・ビニール類(洗剤、食料品の容器、おもちゃ、CDなど)、使い捨てカイロ・乾燥剤、感熱紙、布類(資源物に出せない状態のもの)、廃食用油(紙などに吸わせるか固形化処理したもの)、木くず・せん定くず・発泡スチロール(口径 5 cm未満・袋に入る長さに切る)、ロープ・ひも類・ホース(50 cm未満に切る)、紙おむつ(付着物をとる)、毛布・カーテン(資源物に出せない状態のもの)・ふとんなどの綿の入ったもの(座布団大 50 cm四方程度に切る) など ※ 廃食用油については、拠点回収場所への持込を推奨
もえないごみ (不燃ごみ)		陶磁器、ガラス食器(皿、コップなど)、耐熱ガラス、板ガラス、小型家電製品(袋に入るもの)、刃物類、金物類(鍋、フライパンなど)、電球、かさ、ビニール被覆のハンガー、針金入りちようちん、金属キャップ、油やペンキが付いている缶、割れた蛍光管、大きなプラスチック類(灯油容器、米びつなど)、使い捨てライター(中身を使い切る) など ※ 小型家電については、拠点回収場所への持込を推奨
びん類		空きびん(ドリンク、ジャム、インスタントコーヒー、調味料、油物のびん、化粧空びんなど)、割れたびん など
資源物	ペットボトル	飲料・酒類・調味料用容器(ジュース、水、酒、みりん、しょうゆなど) ※ キャップとラベルはもえるごみへ
	紙類	新聞・折り込みチラシ、段ボール、雑誌・書籍・包装紙・厚紙(箱)、紙パック ※ 内側が銀色またはビニール貼りの紙パックはもえるごみへ
	布類	衣類、毛布・カーテンなど ※ 出せない物(ふとんなどの綿の入ったもの、汚れているもの、ビニール・革製品)
	かん類	アルミ缶(空き缶:ジュース、ビール、お酒、缶詰)、スチール缶(空き缶:ジュース、ビール、お酒、缶詰、空き容器:お菓子、お茶、のりなどの容器)
	その他	生きびん(一升びん、ビールびん)、自動車用バッテリー、ビールケース、銅線
粗大ごみ		ダンス・イス・オルガンなど、じゅうたん、自転車、ストーブ・ガスコンロ・扇風機、ふとん(2枚1組)、ベッド・ソファ(スプリングなどの金属は取り外して分別する) (指定袋に入らないごみ ※ただし、「リサイクル料金が必要なもの」、「市では処理できないもの」に該当しないもの)
拠点回収するもの		乾電池・蛍光管、植物性食用油、使用済小型家電
本市で取り扱わない廃棄物		
家電 4 品目		(家電リサイクル法対象) 指定家電 4 品目 6 機器は、販売店等による引取りとする。 ※ ただし、販売店で引取りが出来ない場合、正規の手続きをして市に申し込まれたものに限り市が回収する。
家庭系パソコン		(PCリサイクル法対象:資源有効利用促進法) メーカー等の引取りとする。
市では処理できない廃棄物(処理困難物)		処理困難物として市が指定するものは、販売店や産業廃棄物処理業者に相談して適正処理を行う。

資料：唐津市分別収集パンフレット（令和元年 10 月）（唐津地区の分別区分を基に作成）

3)ごみの排出抑制・再生利用の推進体制

本計画では、ごみの排出抑制・再生利用を推進するための具体的な施策を表3-1-3のとおり定め、市民・NPO団体等、事業者及び行政の三者が連携協力して循環型社会形成推進に向けた取り組みを進めてきました。

表 3-1-3 ごみの排出抑制・再生利用の施策一覧

施策の名称等	施策の概要
生ごみの資源化の推進	生ごみ処理機への設置補助を継続します。
民間回収ルートを活用	販売店や店頭での回収体制を強化します。
事業系ごみ減量	処理費用に見合った手数料を検討します。
マイバッグ普及促進	マイバッグ運動を展開します。
リサイクル協力店拡大	リサイクル協力店の認定を拡大します。
ごみ処理有料化の継続	指定袋による有料化を継続し、排出抑制を推進します。
もったいないセンターの開設	粗大ごみの修理・再利用を進めます。
リターナブルびん等の利用促進	利用促進のため事業者や市民への呼びかけを行います。
グリーン購入の促進	製品等を購入する際に環境負荷が小さいものを優先的に購入します。
分別排出の徹底	市民に対する分別排出の周知・徹底を行い、資源化を促進します。
リサイクル活動への協力	リサイクル団体や回収業者が行うリサイクル活動への協力を呼びかけます。
自己責任によるリサイクル促進	オフィス古紙、びん、かんなどを事業者自らリサイクル処理できるように情報を提供します。
行政職員の意識向上	職員の意識向上を図り公共施設から発生するごみの減量とリサイクルを推進します。
再生利用の拡充	廃食用油、剪定木くず、草、生ごみなどの再生利用を促進します。
資源物回収事業奨励金の交付	地域団体に対し回収量に応じ奨励金を交付しごみの減量とリサイクルを推進します。
行政回収の多様化	地域団体が結成されていない地域の資源物を市が主体となり回収します。
公共施設活用の拠点回収の拡充	蛍光管、乾電池、使用済小型電子機器を拠点回収し適正処理及び資源化を推進します。

4) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬の方法を表 3-1-4、ごみ有料化の状況を表 3-1-5 及び収集・運搬機材の状況を表 3-1-6 に示します。

計画収集区域は本市全域であり、収集区域は 9 地区（唐津地区、浜玉地区、厳木地区、相知地区、北波多地区、肥前地区、鎮西地区、呼子地区、七山地区）に区分されています。収集方式等は地区ごとに相違がありますが、各地区の現状に応じた収集・運搬体制を築いています。また、本市では地域の実情に応じて資源物のストックハウスを公民館等に設置して資源物回収の推進を図っています。

本市では、指定袋等によるごみ処理の有料化を実施しており、ごみの排出量の推移等を考慮して適宜料金の見直しを行い、ごみ減量を推進しています。

表 3-1-4 ごみの収集・運搬方法

区分		収集方式	排出方法	収集頻度	運搬形態	
家庭系	もえるごみ(可燃ごみ)	併用※3	指定袋(有料)	2 回/週	直営 委託	
	もえないごみ(不燃ごみ)		指定袋(有料)	1 回/月		
	びん類		指定袋(有料)	1 回/月		
	資源物	ペットボトル※1	ステーション方式	専用の回収容器		1 回/月
		紙類		ひもで束ねる		1 回/月
		布類		袋		1 回/月
		かん類		指定袋(有料) 又は透明袋※5		1 回/月
		その他※2		—		1 回/月
	粗大ごみ	併用※3	シール	1 回/月・随時		
	乾電池・蛍光管	拠点回収※4	随時	—		—
	植物性食用油					
使用済小型家電						
直接搬入ごみ	個人による持ち込み (有料:もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、びん、かん類)					
事業系	事業者自ら適正に処理する。もしくは、市の許可業者へ収集運搬を依頼するか唐津市清掃センターへ直接搬入する(有料)。					

※1 一部拠点回収（市役所等）により回収されているものがあります。

※2 生きびん（一升びん、ビールびん）、自動車用バッテリー、ビールケース、銅線などを意味します。

※3 ステーション方式と戸別収集方式の併用を意味します。

※4 市役所本庁・市民センター、公民館等の指定拠点に回収容器を設置して回収します。

※5 唐津地区、七山地区は指定袋を使用せず、透明な袋で排出しています。

表 3-1-5 ごみ処理有料化の状況

区分		開始年度	手数料	備考
家庭系	もえるごみ (可燃ごみ)	H12	指定袋による徴収 (大)40 円/袋 (中)30 円/袋 (小)20 円/袋	・H22.4 値上げ
	もえないごみ (不燃ごみ)	H12	指定袋による徴収 (中)30 円/袋 (小)20 円/袋	・H22.4 値上げ
	びん類	H16	指定袋による徴収 (中)30 円/袋	・H22.4 値上げ
	資源物 (かん類)	H16	指定袋による徴収 (中)30 円/袋	・H22.4 値上げ (唐津地区、七山地区除く)
	粗大ごみ	H16	シールによる徴収 100 円券/台(15 kg未満) 210 円券/台(30 kg未満) 410 円券/台(30 kg以上)	・H26.4 値上げ (400 円券を 410 円に値上げ) ・R1.10 値上げ (200 円券を 210 円に値上げ)
	直接搬入ごみ ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ ・びん、缶	S54	重量に応じて徴収 ～50 kg 410 円 以降 50 kgごとに 410 円 追加	
事業系直接搬入ごみ ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ ・びん、缶	S54	重量に応じて徴収 ～50 kg 820 円 以降 50 kgごとに 820 円 追加		

表 3-1-6 収集・運搬機材の状況

機材名称	直営分		委託業者分		許可業者分	
	台数又は 隻数	積載量	台数又は 隻数	積載量	台数又は 隻数	積載量
収集車	6 台	12t	55 台	202t	90 台	198t
運搬船等の船舶	— 隻	— t	3 隻	25t	— 隻	— t

5)ごみ処理・処分体制

①中間処理体制

本市の中間処理施設の概要を表 3-1-7、一般廃棄物処理施設（ごみ処理関連）の位置を図 3-1-2 に示します。

本市が所有する中間処理施設には、唐津市清掃センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設）、唐津市向島焼却場があります。

唐津市清掃センターについては、現在、施設の性能・機能の回復と延命化及びエネルギー利用の促進と温室効果ガスの削減を目的として、稼働を継続しながら基幹的設備改良等事業（平成 30 年度末竣工済）を実施しており、今後も適正な処理体制を継続するための中核施設として稼働する予定です。

唐津市向島焼却場については、平成 27 年 1 月に稼働を開始し島内の適正なごみ処理を実施しています。

表 3-1-7 中間処理施設の概要

施設名称	稼働開始年月	施設規模	処理方法	処理対象ごみ
唐津市清掃センター （ごみ焼却施設）	H9.4	150t/日 (50t/24h×3 炉)	焼却 (全連続燃焼式)	可燃ごみ 処理後可燃残渣
唐津市清掃センター （粗大ごみ・不燃ごみ処理 施設:併用）	H9.4	48t/5h	破碎・選別・圧縮	不燃ごみ 粗大ごみ
唐津市向島焼却場	H27.1	45 kg/hr	焼却 (機械化バッチ式)	可燃ごみ

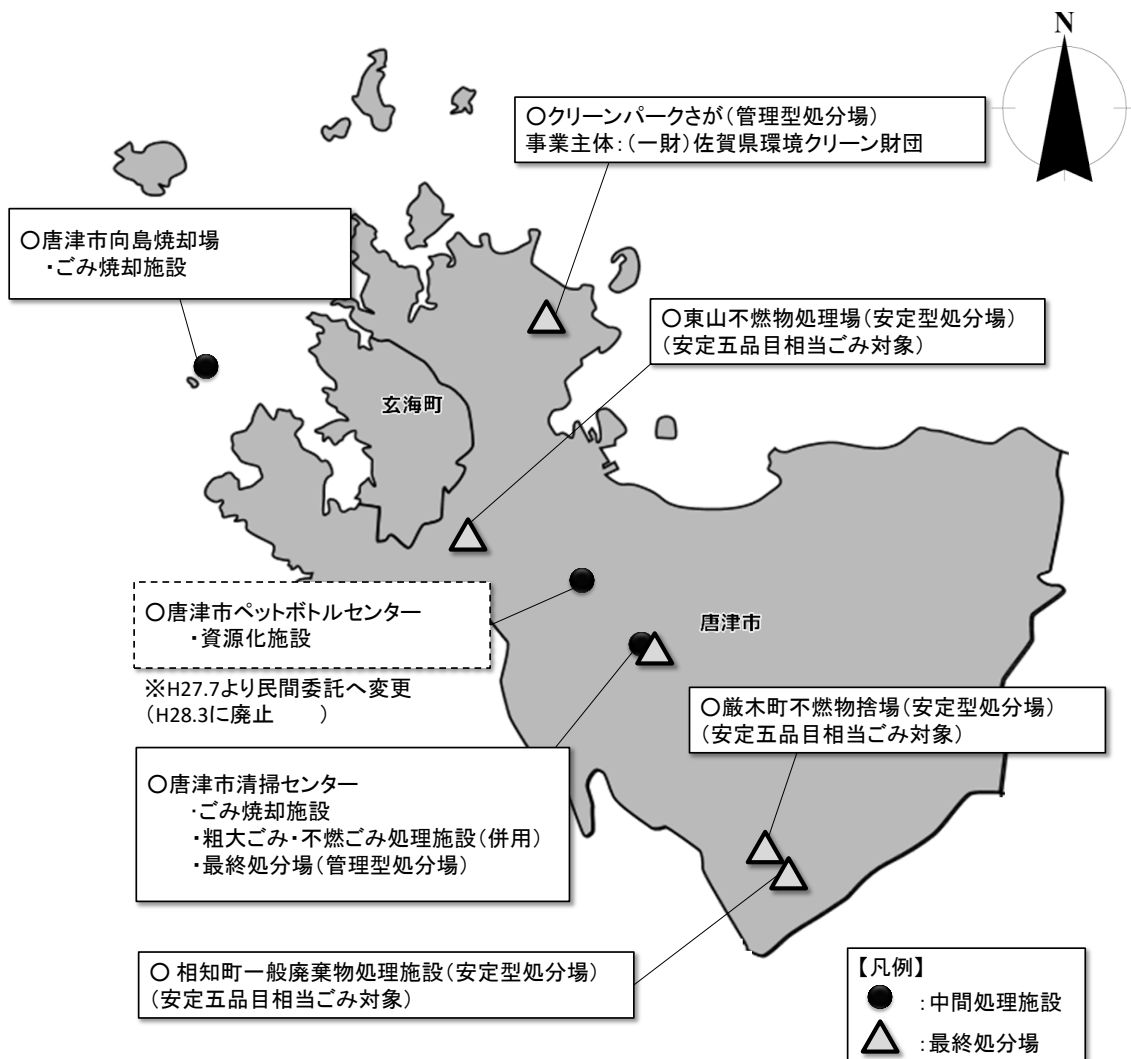


図 3-1-2 一般廃棄物処理施設(ごみ処理関連)の位置

②最終処分体制

本市の最終処分場の概要を表 3-1-8 に示します。

本市が所有する最終処分場には、唐津市清掃センターの最終処分場、東山不燃物処理場、厳木町不燃物捨場及び相知町一般廃棄物処理施設があります。その他、本市には第 3 セクターである（一財）佐賀県環境クリーン財団が運営するクリーンパークさが（最終処分場）があります。

唐津市清掃センターの最終処分場は、埋立て可能な容量が少なくなっており、一時的な措置として、平成 21 年度より埋立焼却固化灰をクリーンパークさがに搬出し、延命化を図っています。また、唐津市清掃センターで処理できない処理困難物の一部をクリーンパークさがで処分しています。

唐津市清掃センターの最終処分場の埋立て可能な容量が少なくなっている状況への対応策として、将来の最終処分方法について焼却固化灰のリサイクル等による資源化の可能性を検討してきました。しかし、現状では受入先の確保が難しいこと等により資源化の実施が困難であることが判明しました。そのため、引き続き資源化の可能性を模索しつつも、本市のごみ処理事業の安定継続性を確保する観点から、早急に新たな最終処分場を整備することが急務となっています。

表 3-1-8 最終処分場の概要

施設名称	供用開始年月	規模	処理方式	埋立対象物	備考
唐津市清掃センター	H4.4	76,200m ³	管理型処分場 (オープン型)	不燃残渣 焼却残渣 (焼却固化灰)	
東山不燃物処理場	S60.4	14,499m ³	安定型処分場 (オープン型)	安定 5 品目 相当	
厳木町不燃物捨場	S43.4	13,155m ³	安定型処分場 (オープン型)		
相知町一般廃棄物 処理施設	S61.4	19,132m ³	安定型処分場 (オープン型)		
クリーンパークさが	H21.4	413,000m ³	管理型処分場 (オープン型)	一般廃棄物 ^{※1} 産業廃棄物	【事業主体】 (一財)佐賀県 環境クリーン財団

※1 クリーンパークさがで埋立対象となる一般廃棄物は、唐津市清掃センターでの処理困難物のうち、受入可能なものを示しています。

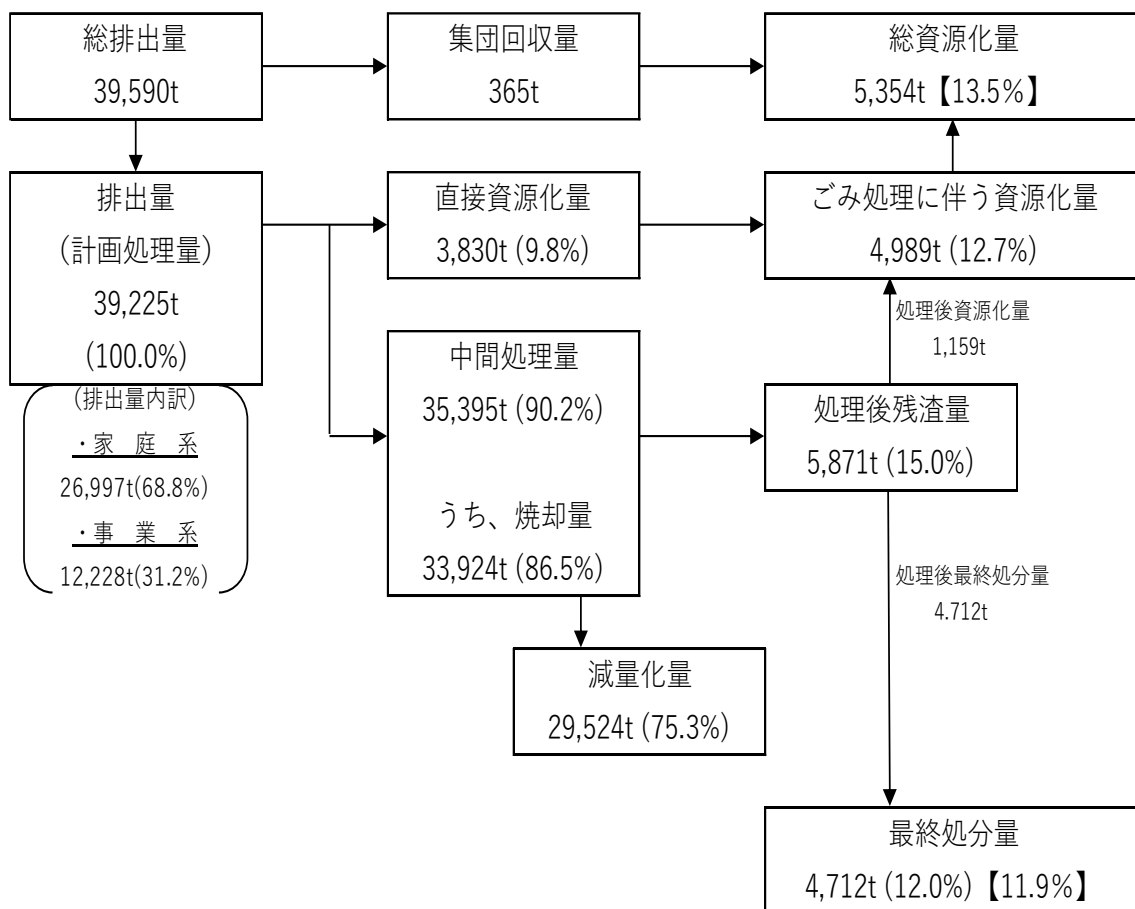
3. ごみ処理の実績

1) 令和元年度ごみ処理・処分フロー

令和元年度のごみ処理・処分フローを図 3-1-3 に示します。

令和元年度の総排出量（集団回収量含む）は 39,590 t であり、再生利用される総資源化量は 5,354 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 13.5% となっています。

中間処理による減量化量は 29,524 t であり、集団回収を除いた排出量の 75.3% が減量化されています。また、総排出量の 11.9% に当たる 4,712 t が埋立処分されています。中間処理量のうち、33,924 t が焼却処理されています。



※1 () の割合 (%) は排出量に対する割合、【 】の割合 (%) は総排出量に対する割合。

図 3-1-3 ごみ処理・処分フロー(令和元年度)

2)ごみの排出状況

過去5年間（平成27年度～令和元年度）のごみ排出量実績を整理したものを表3-1-9に示します。表中に記載されている単位等の指標の算出方法を以下に示します。

【指標の算出方法】

（家庭系ごみ）

□1人1日当たり排出量(g/人・日)

: 家庭系ごみ量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

（事業系ごみ）

□1日当たり排出量(t/日)

: 事業系ごみ量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1事業所当たり年間排出量(t/事業所)

: 事業系ごみ量(t/年) ÷ 事業所数(事業所)

（集団回収）

□1人1日当たり集団回収量(g/人・日)

: 集団回収量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

（総排出量: 家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団回収量）

□1日当たり総排出量(t/日)

: 総排出量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1人1日当たり排出量(g/人・日)

: 総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

表 3-1-9 ごみ排出量実績

		単位	H27	H28	H29	H30	R1	
行政区域内人口		人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	
事業所数		事業所	5,534	5,512	5,512	5,512	5,512	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	22,829	22,317	22,210	22,128	22,313
		不燃ごみ	t / 年	1,605	1,570	1,523	1,559	1,538
		粗大ごみ	t / 年	398	408	441	482	481
		資源ごみ	t / 年	1,913	1,739	1,684	1,668	1,631
		その他	t / 年	120	129	136	129	146
	計		t / 年	26,865	26,163	25,994	25,966	26,109
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	50	58	57	42	60
		不燃ごみ	t / 年	11	10	11	15	19
		粗大ごみ	t / 年	461	520	622	693	809
	計		t / 年	522	588	690	750	888
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	8,876	8,959	8,883	9,050	9,013
		不燃ごみ	t / 年	73	78	70	57	58
		粗大ごみ	t / 年	68	78	73	73	85
		資源ごみ	t / 年	1,406	1,948	4,229	3,018	2,429
	計		t / 年	10,423	11,063	13,255	12,198	11,585
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	838	772	673	643	603
		不燃ごみ	t / 年	13	16	12	11	10
		粗大ごみ	t / 年	40	39	35	30	30
	計		t / 年	891	827	720	684	643
	排出量	家庭系ごみ計		t / 年	27,387	26,751	26,684	26,716
		(資源ごみ含む)	g / 人・日	597	583	582	583	589
		(資源ごみ含む)	kg / 人	218	213	212	213	215
		(資源ごみ除く)	kg / 人	203	199	199	199	202
事業系ごみ計		t / 年	11,314	11,890	13,975	12,882	12,228	
		(資源ごみ含む)	t / 日	31.00	32.58	38.29	35.29	33.50
		(資源ごみ含む)	t / 事業所	2	2	3	2	2
		(資源ごみ除く)	t / 事業所	2	2	2	2	2
計 (家庭系+事業系)		t / 年	38,701	38,641	40,659	39,598	39,225	
		g / 人・日	844	843	887	864	856	
集団回収	紙類	t / 年	355	329	321	259	234	
	紙パック	t / 年	1	1	1	1	1	
	紙製容器包装	t / 年	75	71	75	55	53	
	金属類	t / 年	36	37	41	30	28	
	ガラス類	t / 年	36	33	32	18	23	
	布類	t / 年	31	31	32	25	24	
	その他	t / 年	2	2	2	3	2	
	計		t / 年	536	504	504	391	365
		g / 人・日	11.69	10.99	10.99	8.53	7.96	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t / 年	39,237	39,145	41,163	39,989	39,590	
		t / 日	107	107	113	110	108	
		g / 人・日	856	854	898	872	864	

※ 行政区域内人口は各年度3月31日の住民基本台帳人口(外国人住民含む)です。
 ※ 原単位は端数処理のため、『総排出量=排出量+集団回収量』とならない場合があります。

ごみの総排出量は増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。
 排出源別の推移をみると、家庭系ごみは減少傾向、事業系ごみは増加傾向で推移しています。

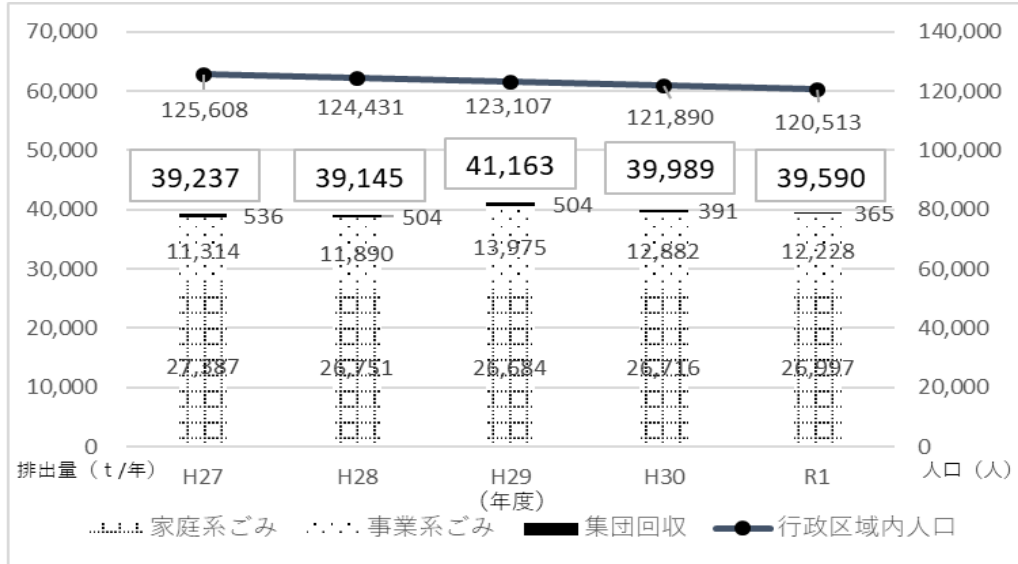


図 3-1-4 ごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向で推移しており、平成27年度に対して令和元年度は44.2gの増加となっています。これは、家庭系ごみの原単位は表3-1-9よりわずかに減少傾向にあるため、事業系ごみが増加していることが大きな要因です。なお、平成30年度（最新統計値）の全国及び佐賀県の1人1日排出量はそれぞれ918g/人・日、889g/人・日であり、本市の1人1日当たり排出量は全国より小さく、佐賀県より多い水準にあります。

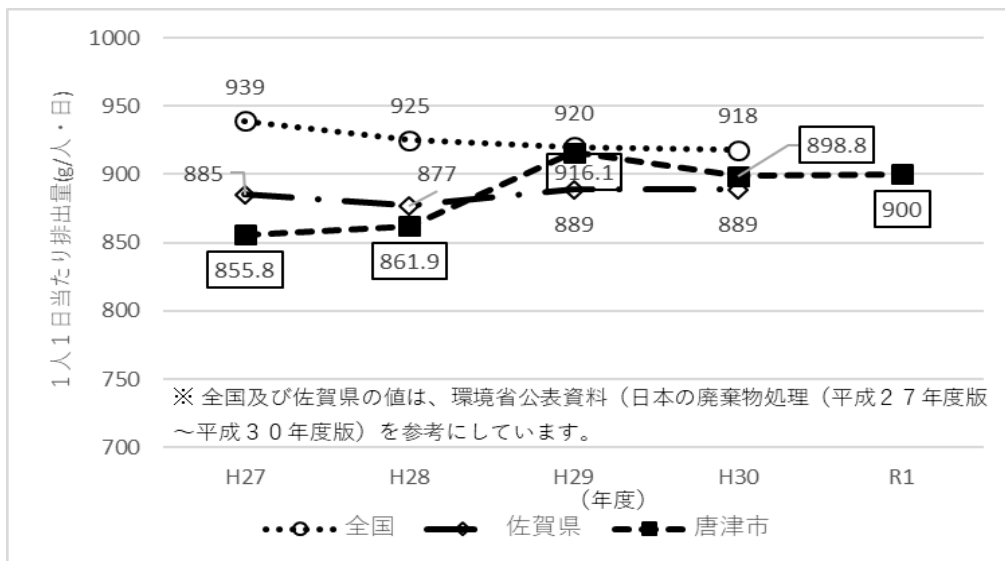


図 3-1-5 1人1日当たり排出量の推移

3)ごみ処理・処分の実績

過去5年間（平成27年度～令和元年度）のごみ処理・処分の実績を整理したものを表3-1-10に示します。

表3-1-10 ごみ処理・処分の実績

		単位	H27	H28	H29	H30	R1
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	32,593	32,106	31,823	31,863	31,989
	不燃ごみ	t/年	1,702	1,674	1,616	1,642	1,625
	粗大ごみ	t/年	944	1,018	1,137	1,244	1,356
	資源ごみ	t/年	3,319	3,687	5,913	4,686	4,060
	その他	t/年	143	156	170	163	195
搬入内訳	直接焼却（焼却）	t/年	32,593	32,106	31,823	31,863	31,989
	粗大処理+資源化施設	t/年	2,927	2,991	3,119	3,241	3,402
	可燃残渣（焼却）	t/年	1,053	1,315	1,727	1,803	1,935
	不燃残渣（埋立）	t/年	815	492	281	315	308
	金属類（資源化）	t/年	421	501	488	498	494
	ガラス類（資源化）	t/年	340	371	298	310	301
	ペットボトル（資源化）	t/年	176	174	178	178	190
	プラスチック類（資源化）	t/年	13	11	12	7	6
	直接資源化	t/年	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830
	紙類（資源化）	t/年	1,217	1,086	982	936	875
	紙パック（資源化）	t/年	1	0	1	1	1
	紙製容器包装（資源化）	t/年	228	206	191	205	205
	金属類（資源化）	t/年	125	113	112	113	114
	ガラス類（資源化）	t/年	40	36	35	33	30
	布類（資源化）	t/年	122	117	119	135	142
廃食用油（資源化）	t/年	5	6	5	5	6	
その他（資源化）	t/年	1,439	1,978	4,265	3,051	2,457	
直接埋立（埋立）	t/年	4	2	7	15	4	
処理内訳	焼却処理	t/年	33,646	33,421	33,550	33,666	33,924
	減量化量	t/年	29,819	29,620	29,568	29,829	29,524
	焼却灰	t/年	3,827	3,801	3,982	3,837	4,400
	資源化	t/年	4,772	5,230	7,325	5,993	5,354
	中間処理後資源化	t/年	1,059	1,184	1,111	1,123	1,159
	直接資源化	t/年	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830
	集団回収	t/年	536	504	504	391	365
	埋め立て	t/年	4,646	4,295	4,270	4,167	4,712
	焼却灰	t/年	3,827	3,801	3,982	3,837	4,400
	不燃残渣	t/年	815	492	281	315	308
直接埋め立て	t/年	4	2	7	15	4	
リサイクル率（対総排出量の割合）	—	12.2%	13.4%	17.8%	15.0%	13.5%	
最終処分率（対総排出量の割合）	—	11.8%	11.0%	10.4%	10.4%	11.9%	

※1 乾電池、蛍光管、廃食用油、小型家電（H26～）等を含みます。

本市のリサイクル率は、増減はあるものの概ね横ばいで推移しており、伸び悩んでいる状況です。

平成30年度(最新統計値)の全国及び佐賀県のリサイクル率はそれぞれ19.9%、20.1%であり、本市のリサイクル率は全国及び佐賀県を下回っています。

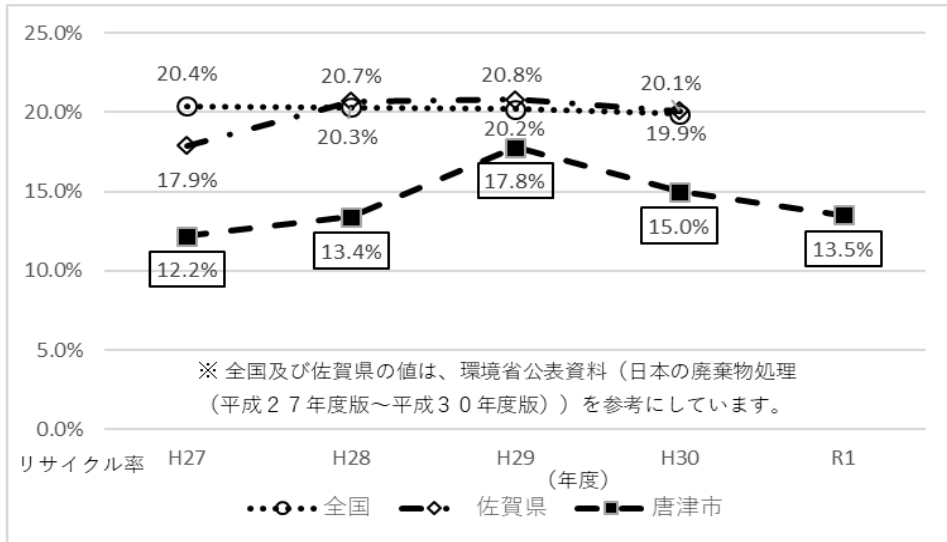


図 3-1-6 リサイクル率(対総排出量)の推移

本市の最終処分率は、増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

平成30年度(最新統計値)の全国及び佐賀県の最終処分率はそれぞれ9.0%、3.7%であり、本市の最終処分率は全国及び佐賀県を上回っています。

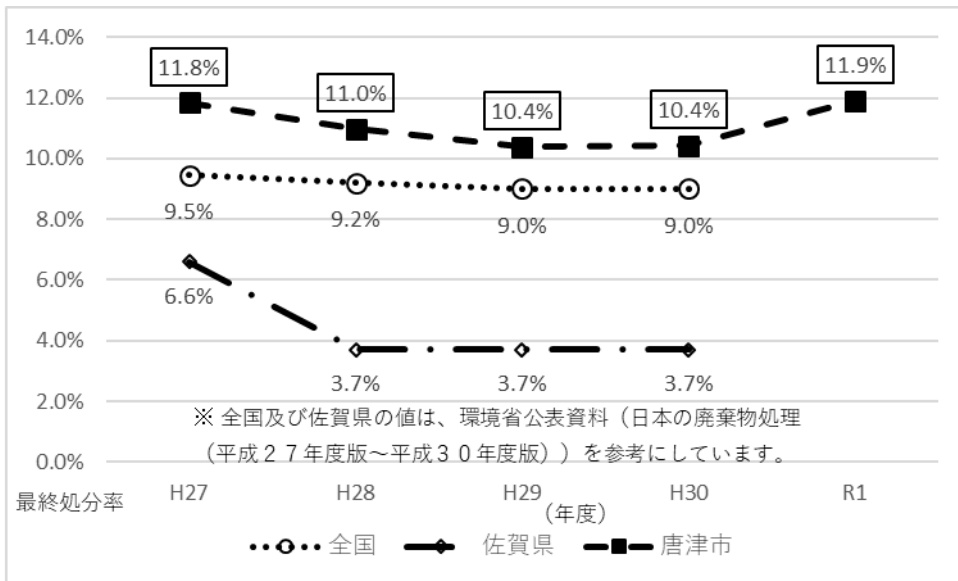


図 3-1-7 最終処分率(対総排出量)の推移

4) 排出抑制・再資源化の取り組み実績

① 資源となるごみの分別収集

排出されるごみのうち、資源化可能な品目と分別収集の実施状況について整理したものを表 3-1-11 に示します。

本市では、資源化可能な品目のうち、プラスチック製容器包装、生ごみを除く品目は分別もしくは処理施設にて資源回収しています。

なお、白色トレイについては、リサイクル推進のため民間の店舗回収等の利用を奨励しています。生ごみについては、ごみとして排出しない取り組み（家庭での堆肥化等）の普及促進に努めています。

表 3-1-11 資源化可能な品目と分別収集の実施状況

資源名称		資源化への対応の有無		
		現状の分別等の有無※1	区分の名称等	
容器包装リサイクル法対象品目	アルミ缶・スチール缶		◎	資源物(かん類)
	ガラスびん		◎	びん類、資源物(その他;生きびん)
	ペットボトル		◎	ペットボトル
	プラスチック製容器包装	白色トレイ	×	もえるごみ(可燃ごみ) (民間の店舗回収等の利用を推奨)
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	×	もえるごみ(可燃ごみ) (色付きトレイについては、民間の店舗回収等の利用を推奨)
	紙製容器包装	飲料用紙パック	◎	紙類
		段ボール	◎	
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		◎		
その他資源化可能な品目	古紙類		◎	
	古布類		◎	布類
	硬質プラスチック		◎ (一部地域)	その他(ビールケース等)
	バイオマス資源	生ごみ	×	もえるごみ(可燃ごみ) (生ごみ処理機器等の購入設置助成による家庭での有効利用を推進)
		廃食用油等	◎	植物性食用油(拠点回収)
		草木類	×	もえるごみ(可燃ごみ) (再生利用業者の中間処理施設で資源化)
	その他	乾電池・蛍光管	◎	乾電池・蛍光管(拠点回収)
使用済小型電子機器等		◎	使用済小型家電(拠点回収)	

※1 分別実施(◎)、分別は実施していない(×)。

②再生利用の実績

再生利用の実績を表 3-1-12 に示します。

本市では、資源物の分別収集や施設での選別資源化及び集団回収により再生利用を推進しています。令和元年度の種別資源化量のうち、紙類の割合が最も多く約 20.71%を占めています。

表 3-1-12 再生利用の実績

単位:t/年

年度		H27	H28	H29	H30	R1
	中間処理後資源化量	1,059	1,184	1,111	1,123	1,159
	直接資源化量	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830
	集団回収量	536	504	504	391	365
	計（総資源化量）	4,772	5,230	7,325	5,993	5,354
種別資源化量内訳	ペットボトル	174	174	178	178	190
	プラスチック	13	11	12	7	6
	紙類	1,572	1,415	1,303	1,195	1,109
	紙パック	2	1	2	2	2
	紙製容器包装	303	277	266	260	258
	金属類	582	651	641	641	636
	ガラス類	416	440	365	361	354
	布類	153	148	151	160	166
	廃食用油	5	6	5	5	6
	その他※1	1,552	2,107	4,402	3,184	2,627
リサイクル率		12.2%	13.4%	17.8%	15.0%	13.5%
総排出量		39,237	39,145	41,163	39,989	39,590

※1 乾電池、蛍光灯、廃食用油、小型家電（H26～）等を含みます。

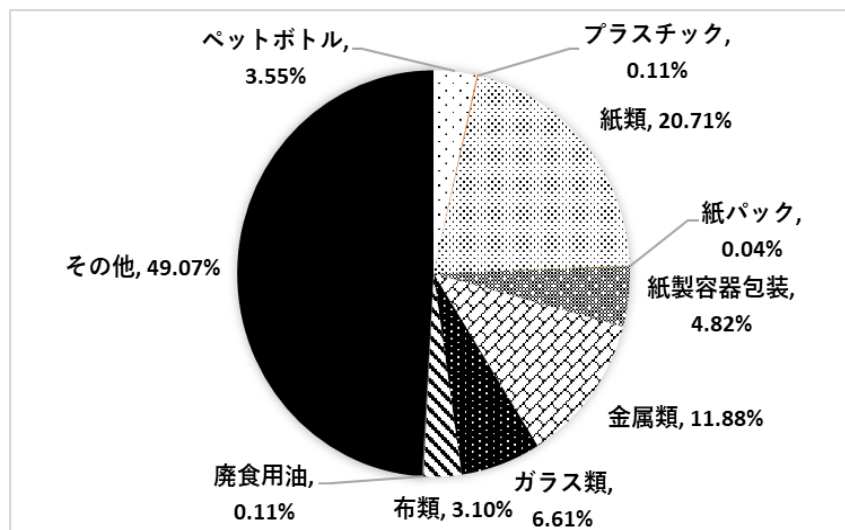


図 3-1-8 種別資源化量内訳(令和元年度)

③事業者等による資源回収

本市では、市内の事業者（スーパー等）が店舗において自主的に資源物の回収を実施しています。資源物回収品目と店舗等の数について整理したものを表 3-1-13 に示します。

表 3-1-13 資源回収品目と店舗等の箇所数(令和元年度)

単位：箇所

品目	店舗等の数
廃乾電池	31 箇所
ペットボトル	2 箇所
紙パック	実施しているが 店舗数は把握していない
白色トレイ	
色付きトレイ	
小型家電	3 箇所

④集団回収の実績(奨励金制度の対象)

本市では、集団回収を行う団体に対して奨励金を交付しています。

実施団体（延べ）は横ばいで推移しており、令和元年度に奨励金を交付した団体数は 121 団体となっています。市民団体、子どもクラブ、婦人会、老人会、自治会などが参加しています。

集団回収の実施団体数及び回収実績を表 3-1-14 に示します。

表 3-1-14 集団回収の実施団体数及び回収実績

単位：団体、t

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施団体数（延べ）	125	127	125	121	121
紙類	355	329	321	259	234
紙パック	1	1	1	1	1
紙製容器包装	75	71	75	55	53
金属類	36	37	41	30	28
ガラス類	36	33	32	18	23
布類	31	31	32	25	24
その他	2	2	2	3	2
合計	536	504	504	391	365

⑤生ごみ処理容器等の購入設置助成の実績

本市では、平成3年から家庭で発生する生ごみを市民が自ら処理し、減量化することを目的として、生ごみ処理容器等の購入設置に対する助成を行っています。生ごみ処理容器等購入設置助成の実績を表3-1-15に示します。

表 3-1-15 生ごみ処理容器等購入設置助成の実績

単位：基、円

年度		H27	H28	H29	H30	R1
コンポスト	基数	20	5	19	12	10
	補助金額	33,200	14,000	45,200	28,200	19,600
生ごみ処理機	基数	11	13	13	4	8
	補助金額	218,800	232,400	245,800	80,000	132,300

⑥ごみ集積所容器等購入費助成の実績

本市では、市内のごみを適正に処理し、生活環境を清潔にするため、ごみ回収に要する集積所用の容器等の購入等への助成を行っています。

ごみ集積所容器等購入助成の実績を表3-1-16に示します。

表 3-1-16 ごみ集積所容器等購入助成の実績

単位：件、円

年度	H27	H28	H29	H30	R1
申請数	24	31	29	25	16
補助金額	622,400	687,600	549,900	625,800	338,800

⑦その他の取り組み

本市では、その他の取り組みとして、ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発事業等を実施しています。主な取り組み内容を以下に示します。

【取り組み内容】

- 広報誌や市のホームページ等を利用したごみ減量・リサイクルの普及啓発
- ごみ分別パンフレット等の作成・配布
- 家庭用ごみ処理機器の購入費補助制度の周知広報
- ごみの減量化・リサイクルに関する啓発事業(集団回収団体への説明会等)
- 唐津市清掃センター施設見学の受入れ
- マイバッグキャンペーン(6月・10月)の周知・広報
- もったいないセンターで不用品(自転車・家具等)の再生及び有効利用
- 清掃センターへごみを直接搬入する事業者への減量化・リサイクルの指導
- 住民団体や企業等のごみ減量化等への支援
(唐津市うみ・やま・かわ環境調和のまちづくり事業)
- 不法投棄防止のパトロールの実施 など

5)ごみの性状

本市では、可燃ごみのごみ質調査を年4回実施しています。可燃ごみのごみ質調査結果をもとに整理した可燃ごみの種類別組成割合を表3-1-17に示します。

令和元年度の可燃ごみの種類別組成は、紙類の割合が最も多く、全体の36.3%を占めており、次にプラ類、厨芥類(生ごみ)の占める割合が多くなっています。

表 3-1-17 可燃ごみの種類別組成割合(年間平均値)

年度		H27	H28	H29	H30	R1
紙、布類	紙類	40.4%	40.4%	38.2%	33.6%	36.3%
	布類	11.4%	9.6%	10.8%	12.3%	9.0%
厨芥類		11.7%	2.5%	14.6%	5.2%	17.2%
木、竹、ワラ類	草木類	4.9%	10.2%	5.9%	17.8%	11.7%
ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	プラ類	26.8%	33.6%	23.2%	27.7%	23.0%
	ゴム類	0.3%	0.9%	0.2%	0.0%	0.0%
	その他	1.8%	1.9%	2.6%	2.3%	1.1%
不燃物類	金属類	1.6%	0.6%	2.8%	0.6%	1.1%
	ガラス類	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.0%
	陶器・砂	0.9%	0.1%	1.2%	0.2%	0.6%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 可燃ごみのごみ質調査結果は合計が100%ではないため「紙類」で調整しました。

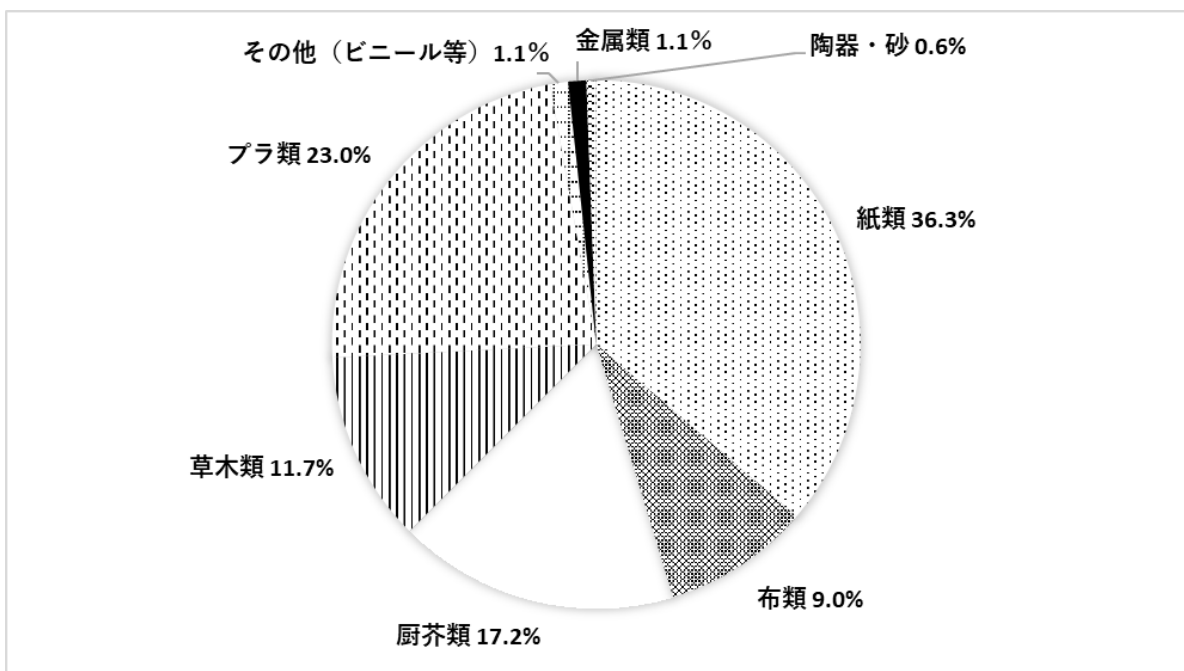


図 3-1-9 可燃ごみの種類別組成割合(令和元年度)

6)ごみ処理に係る経費の実績

ごみ処理に係る経費（処理及び維持管理費）の実績を表 3-1-18 に示します。

令和元年度のごみ処理に係る経費は 1,605,294 千円です。市民 1 人当たりの費用では 13,321 円であり、ごみ 1 トン当たりの費用では 40,925 円となっています。

表 3-1-18 ごみ処理に係る経費(処理及び維持管理費)※1の実績

年度			H27	H28	H29	H30	R1	
処理 及 び 維 持 管 理 費 (千 円)	人 件 費	一般職	28,244	29,143	28,040	28,763	30,680	
		技 能 職	収集運搬	50,266	47,285	47,571	47,968	48,446
			中間処理	1,688	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	15,153
	処 理 費	収集運搬費	8,172	7,444	6,783	6,377	4,697	
		中間処理費	183,766	172,656	191,197	228,437	388,429	
		最終処分費	165,521	258,398	305,426	252,513	270,108	
	委 託 費	収集運搬費	534,922	563,567	566,731	574,315	598,361	
		中間処理費	233,364	219,307	239,179	238,373	245,185	
		最終処分費	2,762	2,365	3,107	3,762	3,480	
		その他	790	343	602	341	755	
	合計		1,209,495	1,300,508	1,388,636	1,380,849	1,605,294	
	市民 1 人当たり処理経費 (円/人) ※2		9,629	10,452	11,280	11,329	13,321	
行政区域内人口 (人)		125,608	124,431	123,107	121,890	120,513		
ごみ 1 t 当たり処理経費 (円/t) ※3		31,252	33,656	34,153	34,872	40,925		
ごみ排出量 (家庭系+事業系) (t)		38,701	38,641	40,659	39,598	39,225		

※1 建設改良費及び車両等購入費及び調査研究費は含みません。

※2 市民 1 人当たりの処理経費＝処理及び維持管理費÷行政区域内人口

※3 ごみ 1 トン当たりの処理経費＝処理及び維持管理費÷ごみ排出量（家庭系＋事業系）

4. 一般廃棄物処理システム評価

1) 計画の中間目標値との比較による評価

計画の中間目標年次（令和2年度）における目標達成後の推計値と令和元年度の実績を比較評価した結果を表3-1-19に示します。

家庭系ごみ（1人1日当たり）は、令和元年度時点で目標値を達成しています。事業系ごみ（1日当たり）は、増加傾向にあり目標は達成できない見込みです。事業系ごみの増加に伴い、ごみ総排出量（1人1日当たり排出量）についても目標は達成できない見込みです。

リサイクル率は令和元年度時点では目標を達成しています。

最終処分率は、中間目標値をわずかに上回っていますが、過去5年、ほぼ横ばいに推移しており、目標達成するかどうかは不透明です。

表 3-1-19 既計画の目標値と実績値との比較による評価

指標	中間目標値 (令和2年度)	実績値 (令和元年度)	達成 評価 ^{※1}
ごみ総排出量 (1人当たり排出量)	840g/人・日	863.5g/人・日	△
家庭系ごみ排出量 (1人当たり排出量)	592.2g/人・日	589.0g/人・日	○
事業系ごみ排出量 (1日当たり排出量)	28.89t/日	33.50t/日	△
リサイクル率	12.0%	13.5%	○
最終処分率	11.7%	11.9%	△

※1 目標達成（○）、目標未達成（△）

2) 国及び佐賀県の目標値との比較による評価

国及び佐賀県では、一般廃棄物処理の目標について表 3-1-20 のとおり定めています。

表 3-1-20 佐賀県及び国の目標値の概要

項目	佐賀県の設定した目標値	国の設定した目標値
設定計画等	佐賀県廃棄物処理計画	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」
策定年月	平成 29 年 3 月改定	平成 28 年 1 月改定
基本となる法律	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年次	令和 2 年度(2020 年度)	令和 2 年度(2020 年度)
排出量に係る目標値	【一般廃棄物】 1 人 1 日当たりの排出量を 848g/人・日とする。 (平成 26 年度実績「886g/人・日」)	【一般廃棄物】 平成 24 年度実績(45,234 千トン)に対し、年間排出量を約 12%削減する。 ○1 人 1 日当たり排出量換算値 ⇒866g/人・日 ※H24 年度実績及び令和 2 年度人口より算出
再生利用に係る目標値	【一般廃棄物】 排出量の「21.9%」とする。 (平成 26 年度実績「18.7%」)	【一般廃棄物】 リサイクル率を約 27%に増加 (平成 24 年度実績「約 21%」)
最終処分に係る目標値	【一般廃棄物】 排出量の「4.6%」とする。 (平成 26 年度実績「6.1%」)	【一般廃棄物】 平成 24 年度に対し、最終処分量を約 14%削減。(最終処分率 約 8%) (平成 24 年度実績「10.3%」)

国と本市の令和元年度の実績値を比較したものを表 3-1-21 に示します。

令和元年度時点では、ごみ総排出量（1人1日当たり）は国の目標値を下回っていますが、リサイクル率、最終処分率は国の目標値に届いていない状況です。

表 3-1-21 国の目標値と本市の実績値との比較による評価

指標	国の目標値 (令和2年度)	本市の実績値 (令和元年度)	達成 評価 ^{※1}
ごみ総排出量 (1人1日当たり)	866g/人・日	863.5g/人・日	○
リサイクル率	27.0%	13.5%	△
最終処分率	8.0%	11.9%	△

※1 目標達成（○）、目標未達成（△）

佐賀県と本市の令和元年度の実績値を比較したものを表 3-1-22 に示します。

令和元年度時点では、ごみ総排出量（1人1日当たり）は県の目標値を下回っていますが、リサイクル率、最終処分率は県の目標値に届いていない状況です。

表 3-1-22 佐賀県の目標値と本市の実績値との比較による評価

指標	県の目標値 (令和2年度)	本市の実績値 (令和元年度)	達成 評価 ^{※1}
ごみ総排出量 (1人1日当たり)	886g/人・日	863.5g/人・日	○
リサイクル率	21.9%	13.5%	△
最終処分率	4.6%	11.9%	△

※1 目標達成（○）、目標未達成（△）

3) 全国及び類似団体の平均値との比較による評価

本市の令和元年度の実績と全国及び県内類似自治体実績の平均値との比較による評価を以下の指標を用いて行いました。

【評価指標】

- ごみ総排出量(1人1日当たり排出量)
- リサイクル率
- 最終処分率

全国及び県内自治体の値は、環境省公表資料（一般廃棄物処理実態調査票〔平成30年度〕）及び日本の廃棄物処理〔平成30年度版〕を参考に整理しました。

県内類似団体については、表3-1-23に示す県内自治体のうち、人口5万以上の自治体（佐賀市、鳥栖市、伊万里市）を対象としました。

全国及び県内類似自治体の平均値との比較評価結果を表3-1-24に示します。

表 3-1-23 県内自治体の実績値との比較

市町名	人口 (人)	ごみ総排出量 (1人1日当たり) (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)
佐賀市	233,445	1009.2	18.2	3.6
鳥栖市※1	73,422	1027.6	24.8	0.0
多久市	19,401	842.9	14.2	8.6
伊万里市	55,140	794.9	17.0	2.5
武雄市	49,156	828.4	24.7	2.3
鹿島市	29,401	956.4	29.3	2.1
小城市	45,332	744.1	24.7	1.6
嬉野市	26,351	787.2	22.8	2.4
神埼市※1	31,809	717.6	27.3	0.0
吉野ヶ里町※1	16,167	774.8	28.4	0.0
基山町※1	17,350	963.2	24.4	0.0
上峰町※1	9,577	785.0	21.6	0.0
みやき町※1	25,562	781.0	22.3	0.0
玄海町	5,665	633.1	5.7	14.3
有田町	20,149	774.0	16.6	4.3
大町町	6,561	772.1	11.7	2.4
江北町	9,685	772.6	16.2	2.6
白石町	23,316	675.6	18.9	2.5
太良町	8,904	639.4	17.6	2.3
唐津市(R1)	120,513	863.5	13.5	11.9

※1 中間処理として溶融処理を行い発生した溶融スラグ等を有効利用しています。

表 3-1-24 全国及び県内類似自治体の平均値との比較評価結果

指標	数値	評価
ごみ総排出量 (1人1日当たり)	本市:863.5g/人・日 全国:918.0g/人・日 類似自治体平均:943.9g/人・日	本市の値は、全国及び県内類似自治体の平均値より小さい水準です。 ごみ減量をより一層進めるために、現行施策の継続・強化が必要です。 特に、増加傾向にある事業系ごみへの対策が必要です。
リサイクル率	本市:13.5% 全国:20.1% 類似自治体平均:20.0%	本市の値は、全国及び県内類似自治体の平均値を下回っています。 リサイクル率の向上のため、分別排出を徹底する等の施策の強化が必要です。
最終処分率	本市:11.9% 全国:9.0% 類似自治体平均:2.0%	本市の値は、全国及び類似団体の平均値を上回っています。 最終処分場の延命化のため、ごみの減量やリサイクルを推進すること等により最終処分量の削減が必要です。

5. ごみ処理の課題

本市が抱えるごみ処理の主な課題を以下に示します。

(1)ごみの排出抑制・再使用(リデュース・リユース)

家庭系ごみの減量は着実に進んでいますが、事業系ごみは増加しています。
ごみの排出抑制・再使用を進めるための課題を以下に示します。

- ① 現行施策の継続・強化
- ② 増加傾向にある事業系ごみへの対策

(2)資源化(リサイクル)

資源物として分別する品目を拡充するなどの取り組みを進めていますが、リサイクル率は伸び悩んでいます。リサイクルを進めるための課題を以下に示します。

- ① 資源物の分別排出の徹底や資源物を出しやすい環境づくりの推進
- ② 排出ごみの8割を占める可燃ごみに混入している資源物の分別排出の徹底

(3)収集・運搬

現在、収集地区ごとの現状に応じたごみの収集・運搬体制を築いています。
今後も適正な収集・運搬を継続するための課題を以下に示します。

- ① 安全かつ効率的な収集・運搬体制の継続(ごみ出しルールの周知徹底、利便性の向上)
- ② 環境負荷を抑えるための低公害車等の導入推進や環境に配慮した運転の推進

(4)中間処理

唐津市清掃センターは、基幹的設備改良等事業により施設の延命化を図り、当面の間は継続利用していく方針です。適正な中間処理を継続するための課題を以下に示します。

- ① 既存施設の計画的な維持管理・補修
- ② 長期間を要する次期施設整備事業の計画的な実施に向けた検討
- ③ 中間処理段階における資源物の回収等の推進

(5)最終処分

唐津市清掃センターの最終処分場は、埋立て可能な容量が少なくなっている状況です。
適正な最終処分を継続するための課題を以下に示します。

- ① ごみ減量・リサイクルの推進及び効率的な中間処理の実施による最終処分量の最小化
- ② 新たな最終処分場の整備(焼却固灰の資源化は現状では実施困難な状況です。)
- ③ 既存の最終処分場の適正な維持管理と適正処分の継続

第2節 ごみ処理技術の動向

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）において、分別収集区分と適正な循環的利用・適正処分の方法について表3-2-1のとおり示されています。

表3-2-1 分別収集区分と適正な循環的利用・適正処分の方法(1/2)

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法	
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組合せに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。 ➢ 付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。 ➢ ガラスびんについてはリユースびんとそれ以外を色(無色・茶色・その他)ごとに分別・選別する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用
	①-2 ガラスびん		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化 ➢ リユースびんについて、びん商等への引渡しによる再利用 ➢ 除去した異物について、熱回収施設で適正処分
	①-3 ペットボトル		
	①-4 プラスチック製容器包装		
	①-5 紙製容器包装		
②資源回収する古紙類・布類等の資源物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 回収業者等への売却等による再生利用 ➢ 除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分 	
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出源で分別する <ul style="list-style-type: none"> ◆生ごみ(飼料化、堆肥化、メタン化※) ◆廃食用油(バイオディーゼル燃料化) ◆剪定枝等木質ごみ(堆肥化・チップ化) ※:生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系ものをメタン化することもある ➢ 排出源で分別せず可燃ごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別 <ul style="list-style-type: none"> ◆メタン化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録再生利用事業者への引渡しによる生ごみ等の再資源化 ➢ 回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用 ➢ 回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用 ➢ 除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分 	
④小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出源で分別するか、又は、他の区分と混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化 	

資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）（環境省）

表 3-2-1 分別収集区分と適正な循環的利用・適正処分の方法(2/2)

分別収集区分	適正な循環的利用・適正処分の方法	
⑤可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ストーカー方式等による従来型の焼却方式 (灰溶融方式併設を含む) ◆ 焼却灰(最終処分場で適正処分、セメント原料化、灰溶融しスラグ化) ◆ ばいじん(薬剤等により安定化処理し、最終処分、セメント原料化、山元還元) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。
⑥不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス化溶融方式、ガス化改質方式 ◆ スラグ化(土木資材等として有効利用) ◆ ばいじん(薬剤等により安定化処理し、最終処分、セメント原料化、山元還元) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。
⑦その他専用の処理のために分別するごみ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 固形燃料化又は炭化して燃料として焼却する方式 ◆ 焼却灰(最終処分場で適正処分、セメント原料化、灰溶融しスラグ化) ◆ ばいじん(薬剤等により安定化処理し、最終処分、セメント原料化、山元還元) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 固形燃料・炭の焼却に当たっては、ダイオキシン類対策の完備した施設で、回収した熱をエネルギーとして特に効率良く利用しなければならない。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。
⑧粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ➢ 除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 性状に見合った処理及び保管 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 性状に見合った再生利用又は適正処分
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 修理等して再使用 ➢ 金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ➢ 除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分

資料：「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月)(環境省)

第3節 佐賀県内の関係市町及び類似団体の動向

佐賀県では、廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出削減対策として環境負荷の低減を図り、併せてごみの排出抑制・資源化さらには事業費の削減を図ることを目的とし、ごみ処理広域化に向けた取組方針として「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定しています。

佐賀県のごみ広域化計画では、図3-3-1に示すとおり佐賀県内を4ブロックに分け広域化を図ることになっています。本市は北部ブロックに該当します。

現在の県内のごみ処理広域化状況を整理したものを表3-3-1に示します。



図3-3-1 佐賀県におけるごみ処理広域化ブロック割り

表 3-3-1 佐賀県のごみ処理広域化状況(令和2年度時点)

	一部事務組合・自治体		備考
中部ブロック	佐賀市		
	天山地区共同環境組合	多久市	R2.4.1 新施設稼働開始
		小城市	
北部ブロック	唐津市		
	玄海町		唐津市に処理委託
東部ブロック	鳥栖・三養基西部 環境施設組合	鳥栖市	現有施設の設置期限までに 施設新設予定
		上峰町	
		みやき町	
	基山町(筑紫野小郡基山組合)		福岡県側と広域化
	脊振共同塵芥処理組合	神崎市	佐賀市の一部(旧諸富町、 旧三瀬村)を含む
吉野ヶ里町			
西部ブロック	佐賀県西部広域環境組合	伊万里市	H27.12.15 新施設竣工
		有田町	
		武雄市	
		鹿島市	
		大町町	
		江北町	
		白石町	
		太良町	
		嬉野市	

第4節 ごみ処理基本計画の基本方針等

1. 基本方針

基本方針は、基本的には既計画の方針を継承していくものとし、ごみ処理基本計画の基本方針を以下のように掲げ、従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「循環型社会の形成」を市民（NPO等含む）、事業者、行政が協働で目指します。

【基本方針】

1 循環型社会形成に向けた3Rの取り組み推進

ごみの減量・リサイクルは、①リデュース(排出抑制)、②リユース(再使用)、③リサイクル(再生利用)の優先順位で3Rに取り組みます。

3Rとは以下を意味します。

Reduce（リデュース：排出抑制）→ごみそのものを減らす

Reuse（リユース：排出抑制）→何回も繰り返し使う

Recycle（リサイクル：再資源化）→再び資源として利用するか余熱利用する

2 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分という過程で、ごみの適正処理を前提として、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境に配慮したごみ処理システムを築きます。

2. ごみ処理主体

ごみ処理の実施主体は以下のとおりとし、当面、現行体制を継続します。

表 3-4-1 ごみ処理の実施主体

項目	市民	事業者	行政
排出抑制	○	○	○
分別排出	○	○	○
収集・運搬	—	○	○
中間処理	—	—	○
最終処分	—	—	○

※ 実施主体には委託を含みます。

第5節 ごみ処理基本計画

1. ごみの排出量及び処理量の推計

ごみの排出量及び処理量の推計については、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に示される方法を基本に行いました。

1) 将来人口及び事業所数の推計

① 将来人口の推計

将来人口の推計結果を表 3-5-1 に示します。

将来人口は、過去の各年度 3 月 31 日の住民基本台帳人口（外国人住民含む）の実績のトレンド（傾向）に基づく将来予測を行いました。

本市の将来人口は、今後も減少傾向で推移する見込みです。

表 3-5-1 将来人口の推計結果

年度	R1	R2	R7	R12
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
人口	120,513	120,821	116,595	112,655

② 将来の事業所数の推計

将来の事業所数の推計結果を表 3-5-2 に示します。

事業所数は、今後の社会経済状況の変化等の影響を受けることから、過去の実績をもとに予測することが困難です。このため、現状の事業所数で推移していくものとし、最新実績のある平成 28 年度の実績（指定年）を採用しました。事業所数の実績は、唐津市統計情報（経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」等）の値を用いました。

表 3-5-2 将来の事業所数の推計結果

年度	R1	R2	R7	R12
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
事業所数	5,512	5,512	5,512	5,512

2)ごみ排出量の推計結果(現状対策時)

現状対策を継続した場合のごみ排出量の推計結果を表 3-5-3 に示します。

表 3-5-3 ごみ排出量の推計結果(現状対策時)

		単位	R1	R2	R7	R12	
行政区域内人口		人	120,513	120,821	116,595	112,655	
事業所数		事業所	5,512	5,512	5,512	5,512	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	22,313	21,231	20,221	19,317
		不燃ごみ	t / 年	1,538	1,463	1,394	1,331
		粗大ごみ	t / 年	481	458	436	416
		資源ごみ	t / 年	1,631	1,552	1,478	1,412
		その他	t / 年	146	139	132	126
	計		t / 年	26,109	24,843	23,661	22,603
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	60	57	54	52
		不燃ごみ	t / 年	19	18	17	16
		粗大ごみ	t / 年	809	770	733	700
		計	t / 年	888	845	805	769
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	9,013	10,100	11,792	13,487
		不燃ごみ	t / 年	58	65	76	87
		粗大ごみ	t / 年	85	95	111	127
		資源ごみ	t / 年	2,429	2,722	3,178	3,635
		計	t / 年	11,585	12,982	15,157	17,335
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	603	676	789	902
		不燃ごみ	t / 年	10	11	13	15
		粗大ごみ	t / 年	30	34	39	45
		計	t / 年	643	721	841	962
	排出量	家庭系ごみ計		t / 年	26,997	25,688	24,466
(資源ごみ含む)		g / 人・日	589	582.5	574.9	568.4	
(資源ごみ含む)		kg / 人	215	213	210	207	
(資源ごみ除く)		kg / 人	202	200	197	195	
事業系ごみ計		t / 年	12,228	13,702	15,998	18,297	
(資源ごみ含む)		t / 日	33.50	37.54	43.83	50.13	
(資源ごみ含む)		t / 事業所	2	2	3	3	
(資源ごみ除く)		t / 事業所	2	2	2	3	
計 (家庭系+事業系)		t / 年	39,225	39,390	40,464	41,670	
		g / 人・日	856	893	951	1,013	
集団回収	紙類	t / 年	234	233	173	133	
	紙パック	t / 年	1	1	1	1	
	紙製容器包装	t / 年	53	53	39	30	
	金属類	t / 年	28	28	21	16	
	ガラス類	t / 年	23	23	17	13	
	布類	t / 年	24	24	18	14	
	その他	t / 年	2	2	1	1	
	計	t / 年	365	364	270	208	
		g / 人・日	7.96	8.25	6.35	5.06	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t / 年	39,590	39,754	40,734	41,878	
		t / 日	108	109	112	115	
		g / 人・日	864	901	957	1,018	

3)ごみ処理内訳の推計結果(現状対策時)

現状対策を継続した場合のごみ処理内訳の推計結果を表 3-5-4 に示します。

表 3-5-4 ごみ処理内訳の推計結果(現状対策時)

		単位	実績	中間目標	中間目標	計画目標
			R1	R2	R7	R12
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	31,989	32,063	32,856	33,758
	不燃ごみ	t/年	1,625	1,558	1,500	1,450
	粗大ごみ	t/年	1,356	1,356	1,320	1,289
	資源ごみ	t/年	4,060	4,274	4,656	5,047
	その他	t/年	195	139	132	126
搬入内訳	直接焼却 (焼却)	t/年	31,989	32,063	32,856	33,758
	粗大処理+資源化施設	t/年	3,402	3,291	3,212	3,147
	可燃残渣 (焼却)	t/年	1,935	1,996	1,930	1,873
	不燃残渣 (埋立)	t/年	308	292	283	274
	金属類 (資源化)	t/年	494	469	453	440
	ガラス類 (資源化)	t/年	301	286	276	268
	ペットボトル (資源化)	t/年	190	242	264	286
	プラスチック類 (資源化)	t/年	6	6	6	5
	直接資源化	t/年	3,830	4,031	4,392	4,761
	紙類 (資源化)	t/年	875	921	1,004	1,088
	紙パック (資源化)	t/年	1	1	1	1
	紙製容器包装 (資源化)	t/年	205	216	235	255
	金属類 (資源化)	t/年	114	120	131	142
	ガラス類 (資源化)	t/年	30	31	34	37
	布類 (資源化)	t/年	142	150	163	177
	廃食用油 (資源化)	t/年	6	6	7	8
	その他 (資源化)	t/年	2,457	2,586	2,817	3,053
直接埋立 (埋立)	t/年	4	4	4	4	
処理内訳	焼却処理	t/年	33,924	34,060	34,786	35,631
	減量化量	t/年	29,524	29,642	30,274	31,010
	焼却灰	t/年	4,400	4,418	4,512	4,621
	資源化	t/年	5,354	5,398	5,661	5,968
	中間処理後資源化	t/年	1,159	1,003	999	1,000
	直接資源化	t/年	3,830	4,031	4,392	4,761
	集団回収	t/年	365	364	270	208
	埋め立て	t/年	4,712	4,714	4,798	4,900
	焼却灰	t/年	4,400	4,418	4,512	4,621
	不燃残渣	t/年	308	292	283	274
直接埋め立て	t/年	4	4	4	4	
リサイクル率 (対総排出量の割合)		—	13.5%	13.6%	13.9%	14.3%
最終処分率 (対総排出量の割合)		—	11.9%	11.9%	11.8%	11.7%

※1 乾電池、蛍光灯、廃食用油、小型家電 (H26～) 等を含みます。

4)計画目標の設定

①上位計画等の目標設定

本計画の目標値は、以下に示す上位計画の目標値や既計画の目標達成状況などを考慮して決めました。

廃棄物処理法に基づき定められている、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めています。

表 3-5-5 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物に関する目標値

指標	令和 2 年度目標値
排出量	平成 24 年度比「約 12%」削減
再生利用率	「約 27%」に増加
最終処分量	平成 24 年度比「約 14%」削減

廃棄物処理法に基づき策定されている、平成 30 年度～令和 4 年度を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めています。

表 3-5-6 廃棄物処理施設整備計画における一般廃棄物に関する目標値

指標	令和 4 年度目標値
再生利用率	平成 30 年度の「21%（見込み）」から「27%」に増加 ※目標の評価に当たっては、民間事業者等の取り組みを含めた地域におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

佐賀県の「佐賀県廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）では、一般廃棄物（ごみ）の減量化等の数値目標を以下のように定めています。

表 3-5-7 佐賀県廃棄物処理計画における一般廃棄物に関する目標値

指標	令和 2 年度目標値
排出量	総排出量を平成 26 年度の 274 千トンに対し 252 千トンまで削減 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度の 886g/人・日に対し、848g/人・日まで削減する。
再生利用量	総排出量の「21.9%」とする。（平成 26 年度「18.7%」）
最終処分量	最終処分量を平成 26 年度の 17 千トンから 12 千トンまで削減する。

②計画目標の設定

令和元年度を基準年次として以下のとおり計画目標を定めました。

□ 排出抑制の目標

1人1日当たり家庭ごみ排出量を目標年次までに20.6g削減します。
589.0g(令和元年度)⇒568.4g(令和12年度)

□ リサイクル率の目標

リサイクル率を目標年次までに3.0%向上させます。
13.5%(令和元年度)⇒16.5%(令和12年度)

□ 最終処分率の目標

最終処分率を目標年次までに0.5%削減します。
11.9%(令和元年度)⇒11.4%(令和12年度)

【目標設定の方針】

排出抑制目標

家庭系ごみ(1人1日当たり排出量)は、現状対策を継続することでごみ減量が進むものと予測されるため、現状対策の効果を維持させることを方針としました。

リサイクル率

現在のごみ処理システムが継続されることを前提とし、主に家庭系可燃ごみに混入している未分別の資源物の分別を徹底し、リサイクル率を増加させるよう目標設定を行いました。

最終処分率

ごみ減量・リサイクルを推進することで達成される値を目標値としました。

5)ごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

排出抑制・再生利用目標達成後のごみ排出量の推計結果を3-5-8に示します。

表 3-5-8 ごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

		単位	R1	R2	R7	R12	
行政区域内人口		人	120,513	120,821	116,595	112,655	
事業所数		事業所	5,512	5,512	5,512	5,512	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	22,313	21,090	19,992	19,016
		不燃ごみ	t / 年	1,538	1,463	1,394	1,331
		粗大ごみ	t / 年	481	458	436	416
		資源ごみ	t / 年	1,631	1,693	1,707	1,713
		その他	t / 年	146	139	132	126
	計		t / 年	26,109	24,843	23,661	22,603
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	60	57	54	52
		不燃ごみ	t / 年	19	18	17	16
		粗大ごみ	t / 年	809	770	733	700
		計	t / 年	888	845	805	769
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	9,013	9,999	11,202	12,812
		不燃ごみ	t / 年	58	64	72	82
		粗大ごみ	t / 年	85	94	106	121
		資源ごみ	t / 年	2,429	2,695	3,019	3,453
		計	t / 年	11,585	12,852	14,399	16,469
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	603	669	749	857
		不燃ごみ	t / 年	10	11	12	14
		粗大ごみ	t / 年	30	33	37	43
		計	t / 年	643	713	799	914
	排出量	家庭系ごみ計		t / 年	26,997	25,688	24,466
(資源ごみ含む)		g / 人・日	589	582.5	574.9	568.4	
(資源ごみ含む)		kg / 人	215	213	210	207	
(資源ごみ除く)		kg / 人	202	199	195	192	
事業系ごみ計		t / 年	12,228	13,565	15,198	17,383	
(資源ごみ含む)		t / 日	33.50	37.16	41.64	47.62	
(資源ごみ含む)		t / 事業所	2	2	3	3	
(資源ごみ除く)		t / 事業所	2	2	2	3	
計 (家庭系+事業系)			t / 年	39,225	39,253	39,664	40,755
			g / 人・日	856	890	932	991
集団回収	紙類	t / 年	234	233	173	133	
	紙パック	t / 年	1	1	1	1	
	紙製容器包装	t / 年	53	53	39	30	
	金属類	t / 年	28	28	21	16	
	ガラス類	t / 年	23	23	17	13	
	布類	t / 年	24	24	18	14	
	その他	t / 年	2	2	1	1	
	計		t / 年	365	364	270	208
		g / 人・日	7.96	8.25	6.35	5.06	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)			t / 年	39,590	39,617	39,934	40,963
			t / 日	108	109	109	112
			g / 人・日	864	898	938	996

6)ごみ処理内訳の推計結果(排出抑制・再生利用の目標達成後)

排出抑制・再生利用目標達成後のごみ処理内訳の推計結果を3-5-9に示します。

表 3-5-9 ごみ処理内訳の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

		実績	中間目標	中間目標	計画目標	
		単位	R1	R2	R7	R12
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	31,989	31,815	31,998	32,737
	不燃ごみ	t/年	1,625	1,557	1,496	1,445
	粗大ごみ	t/年	1,356	1,355	1,312	1,280
	資源ごみ	t/年	4,060	4,388	5,199	5,941
	その他	t/年	195	139	132	126
搬入内訳	直接焼却 (焼却)	t/年	31,989	31,815	31,998	32,737
	粗大処理+資源化施設	t/年	3,402	3,296	3,231	3,184
	可燃残渣 (焼却)	t/年	1,935	1,995	1,922	1,864
	不燃残渣 (埋立)	t/年	308	292	282	273
	金属類 (資源化)	t/年	494	469	452	438
	ガラス類 (資源化)	t/年	301	285	275	267
	ペットボトル (資源化)	t/年	190	249	295	337
	プラスチック類 (資源化)	t/年	6	6	6	5
	直接資源化	t/年	3,830	4,139	4,904	5,604
	紙類 (資源化)	t/年	875	946	1,121	1,281
	紙パック (資源化)	t/年	1	1	1	2
	紙製容器包装 (資源化)	t/年	205	221	262	300
	金属類 (資源化)	t/年	114	123	146	167
	ガラス類 (資源化)	t/年	30	32	38	44
	布類 (資源化)	t/年	142	154	182	208
	廃食用油 (資源化)	t/年	6	7	8	9
その他 (資源化)	t/年	2,457	2,655	3,146	3,594	
直接埋立 (埋立)	t/年	4	4	4	4	
処理内訳	焼却処理	t/年	33,924	33,809	33,920	34,602
	減量化量	t/年	29,524	29,424	29,521	30,114
	焼却灰	t/年	4,400	4,385	4,399	4,488
	資源化	t/年	5,354	5,511	6,202	6,859
	中間処理後資源化	t/年	1,159	1,009	1,027	1,047
	直接資源化	t/年	3,830	4,139	4,904	5,604
	集団回収	t/年	365	364	270	208
	埋め立て	t/年	4,712	4,681	4,685	4,765
	焼却灰	t/年	4,400	4,385	4,399	4,488
	不燃残渣	t/年	308	292	282	273
直接埋め立て	t/年	4	4	4	4	

リサイクル率 (対総排出量の割合)	—	13.5%	13.9%	15.5%	16.7%
最終処分率 (対総排出量の割合)	—	11.9%	11.8%	11.5%	11.4%

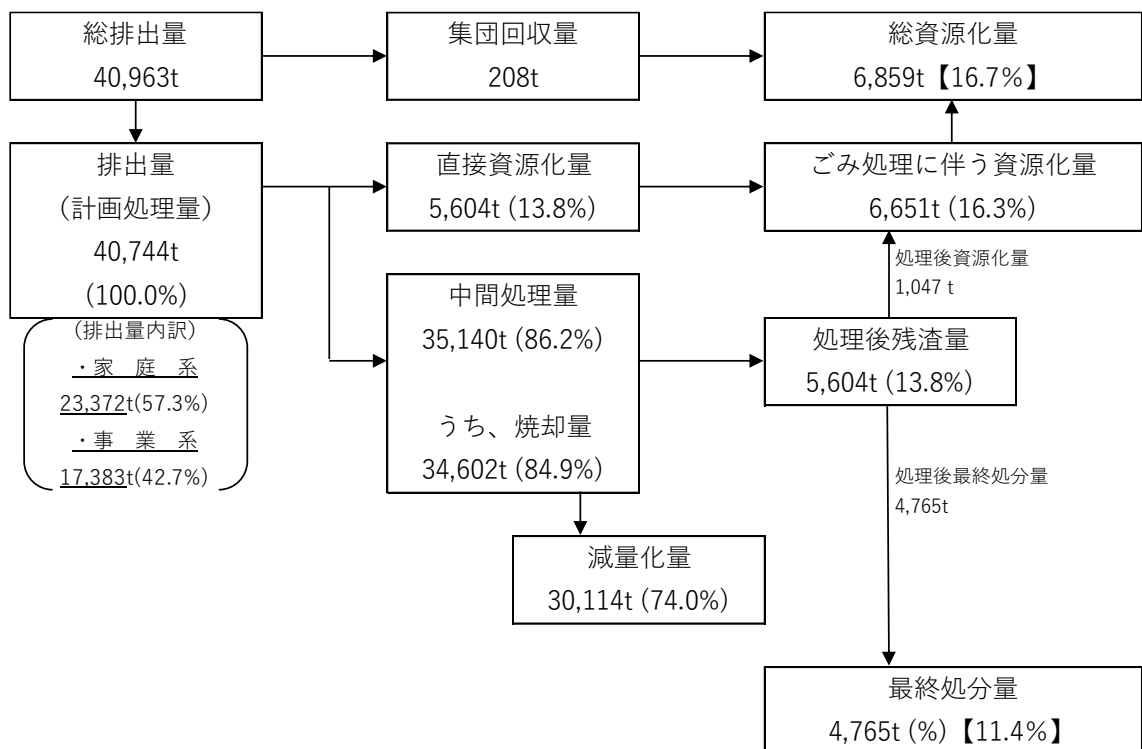
※1 乾電池、蛍光管、廃食用油、小型家電 (H26～) 等を含みます。

7) 計画目標年次のごみ処理・処分フロー(排出抑制・再生利用目標達成後)

計画目標年次である令和 12 年度のごみ処理・処分フローを図 3-5-1 に示します。

令和 12 年度の総排出量(集団回収量含む)は、40,963 t となる見込みであり、再生利用される総資源化量は 6,859 t、リサイクル率(総資源化量÷総排出量)は 16.7%となる見込みです。

中間処理による減量化量は 30,114 t で、集団回収を除いた排出量の 74.0%が減量化される見込みです。また、総排出量の 11.4%に当たる 4,765 t が埋立処分される見込みです。中間処理量のうち、34,602 t が焼却処理される見込みです。



※1 () の割合 (%) は排出量に対する割合、【 】の割合 (%) は総排出量に対する割合。

図 3-5-1 計画目標年次のごみ処理・処分フロー(令和 12 年度)

2. 目標を達成するための役割

ごみ減量・リサイクルを進めるための取り組みは、市民（NPO等含む）・事業者・行政が、それぞれの役割を明確にした上で、お互いが様々な角度から連携し協力しながら取り組んでいかなければ実効あるものとはなりません。

市民（NPO等含む）・事業者・行政の役割を以下に示します。

○市民(NPO等含む)の役割

市民はごみの排出者としての責任を自覚し、大量消費、大量廃棄の生活から3Rを意識し環境に配慮した生活スタイルを心がけます。また、分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、循環型社会形成に向けた取り組みに協力します。さらに、地域におけるごみの減量・リサイクルの取り組み及び環境美化活動等に積極的、自主的、主体的に参加します。

NPOなどの市民団体は、各主体の協力のもと、3Rを推進するための啓発活動や地域コミュニティに根ざした活動などを展開します。

○事業者の役割

事業者は、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、生産・流通・販売等の事業活動における全ての過程において、環境に配慮したビジネススタイルの構築を目指します。また、「自己処理責任の原則」のもと、ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動やリサイクル、ごみの適正処理を計画的に推進します。さらには、マイバッグ運動の推進や店頭回収の実施、ごみ減量・リサイクルに係る情報発信など、家庭から出るごみの減量化につながる活動に自主的に参画し、市民団体や行政によるごみ減量・リサイクルや環境美化活動などの取り組みに積極的に協力することで、地域の循環型社会の形成に貢献します。

○行政(市)の役割

行政は、一般廃棄物の処理責任者として、一般廃棄物に関する適正処理の確保はもとより、ごみの減量とリサイクルの推進のため、3Rの仕組み作りや普及啓発を行うなど、三者協働による循環型社会形成に向けた基盤づくりを行います。一方、事業者・消費者として、3Rに重点を置いた環境負荷の少ない取り組みを率先します。

3. 施策の体系

1) 基本施策

基本方針に基づき、本計画の基本施策を以下のとおり定めます。

① 循環型社会形成に向けた3Rの取り組み推進

1 排出抑制・再使用の推進

ごみになりにくいもの、リサイクルし易いものを買う、不要なものは買わない、受け取らない、一方でごみになりにくいものづくり、再生資源の積極的利用といった、ごみを作らない生活や事業活動を進めるための啓発活動や経済的手法の導入を進めます。また、ごみとする前に、市民、事業者自ら再使用、再利用できるよう必要な指導を行います。

2 資源化の推進

ごみとして出されたものから可能な限りの資源化を行うため、市民(NPO等含む)・事業者・行政のそれぞれが役割を担い行動します。

② 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

1 適正処理の推進

安定的かつ効率的な収集・運搬の実施、現在の中間処理施設によるごみの資源化や減容化を進め、環境への負荷を低減します。

2 適正処分の実施

ごみを減らし、ごみの資源化・減容化を進めることにより、最終処分量の削減を図るとともに、新たな最終処分場を整備し、本市のごみ処理事業の安定継続性を確保します。

2) 施策の体系

本計画の施策体系を図 3-5-2 に示します。

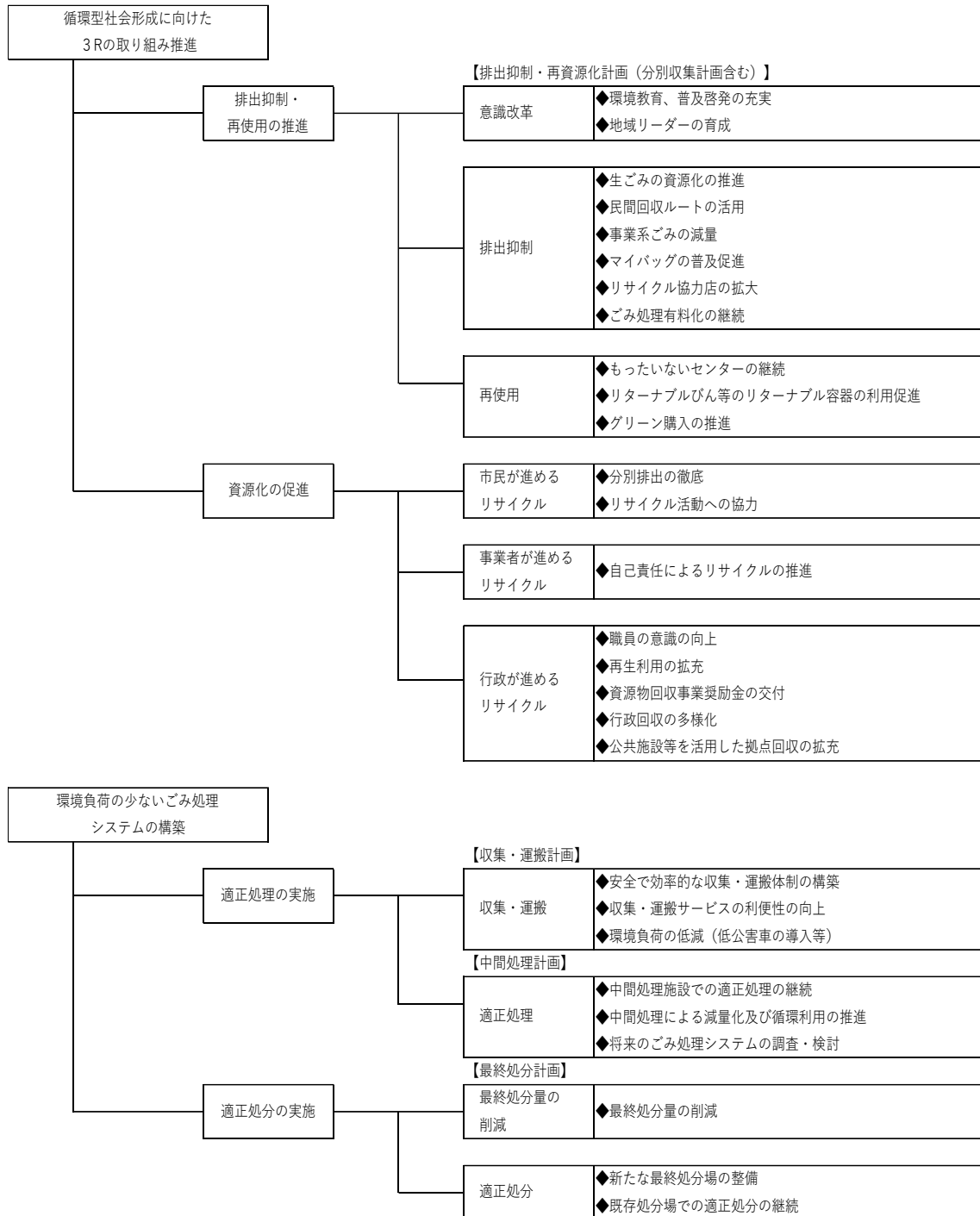


図 3-5-2 本計画の施策体系

4. 排出抑制・再資源化計画

1) 排出抑制、再使用の推進(リデュース、リユース)に係る事項

今後さらなるごみ減量とリサイクルを推進するためには、大量消費、大量廃棄の生活から、「ごみを発生させない」、「ものを再使用する」などの2R(リデュース、リユース)を意識した行動で、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルの転換が必要です。

よって、本計画においては、3Rの優先順位に従い、リデュース及びリユースの2Rを意識した取り組みを進めることで、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。

①意識改革

環境教育、普及啓発の充実

市民、事業者に対してごみの減量・リサイクル、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

地域リーダーの育成

地域に根差したごみの分別や排出等に関して指導者を配置できるよう廃棄物減量等推進員・協力員制度等の導入を検討します。また、推進委員等との研修や意見交換会等を開催します。

②排出抑制

生ごみの資源化の推進

家庭用の生ごみ堆肥化処理機器を購入する市民に、購入に要した経費の一部を支援します。また、家庭における堆肥の利用を促進します。

民間回収ルートを活用

販売店回収や店頭回収などの事業者による回収体制を強化します。

事業系ごみの減量

事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより適切な経済的インセンティブ(動機付け)を与えるとともに、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

マイバッグの普及促進

市民と事業者が一体となったマイバッグ運動を展開します。

リサイクル協力店の拡大

ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいるリサイクル協力店の認定数の拡大を図ります。

ごみ処理有料化の継続

一般廃棄物の排出量・処理経費に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進め、ごみの減量化を図ります。

③再使用

もったいないセンターの開設

唐津市清掃センターに搬入される粗大ごみ(自転車、家具など)の中から使用可能なものを修理し、市民や観光施設等へ提供し再利用します。

リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進

地域においてリターナブルびんの利用を促進します。

グリーン購入の推進

グリーン購入法に基づき、製品やサービスを購入する際、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するよう推進します。

2)資源化の推進(リサイクル)

本市では当面の間、唐津市清掃センターでの中間処理を継続していく方針であるため、現行のごみ処理体制を継続することを前提として、分別排出の徹底や再生利用の拡充を図ります。また、市民や事業者の自主的なリサイクル活動を促し、リサイクル率の向上を図ります。

①市民が進めるリサイクル

分別排出の徹底

リサイクル団体や回収業者が実施しているリサイクル活動に協力します。

リサイクル活動への協力

分別排出を徹底し、資源化に協力します。また、地域団体による資源物の分別回収においては、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施します。

②事業者が進めるリサイクル

自己責任によるリサイクルの促進

事業所から出される一般廃棄物は清掃センターへ搬入していますが、オフィス古紙、びん・かん類などは、事業所自らリサイクル処理できるように情報を提供します。

③行政が進めるリサイクル

職員の意識の向上

職員のごみ減量化に対する意識の向上を図り、公共施設から発生するごみやイベントの際に発生するごみの減量とリサイクルを推進します。

再生利用の拡充

再生利用を拡充させるため、廃食用油、剪定木くず、草及び生ごみなどの再生利用を促進します。廃食用油については、家庭から排出される使用済み油の回収を進め、BDF(バイオディーゼル燃料)の再生利用を推進します。

資源物回収事業奨励金の交付

資源物を定期的に分別回収する地域団体に対して、回収量に応じ報奨金を交付し、ごみの減量化を図るとともにリサイクルを推進します。

行政回収の多様化

資源物の回収を実施している地域団体が結成されていない地区に対しては、市が主体となり、一般の家庭から排出された資源物を回収します。また、家電 4 品目については、店舗などで引取りができない場合、適正に処理できるよう小売業者に代わり、家電リサイクル法に基づいたルートに引き渡すための収集・運搬を行い、適正処理の円滑化を図り、リサイクルを推進します。

公共施設等を活用した拠点回収の拡充

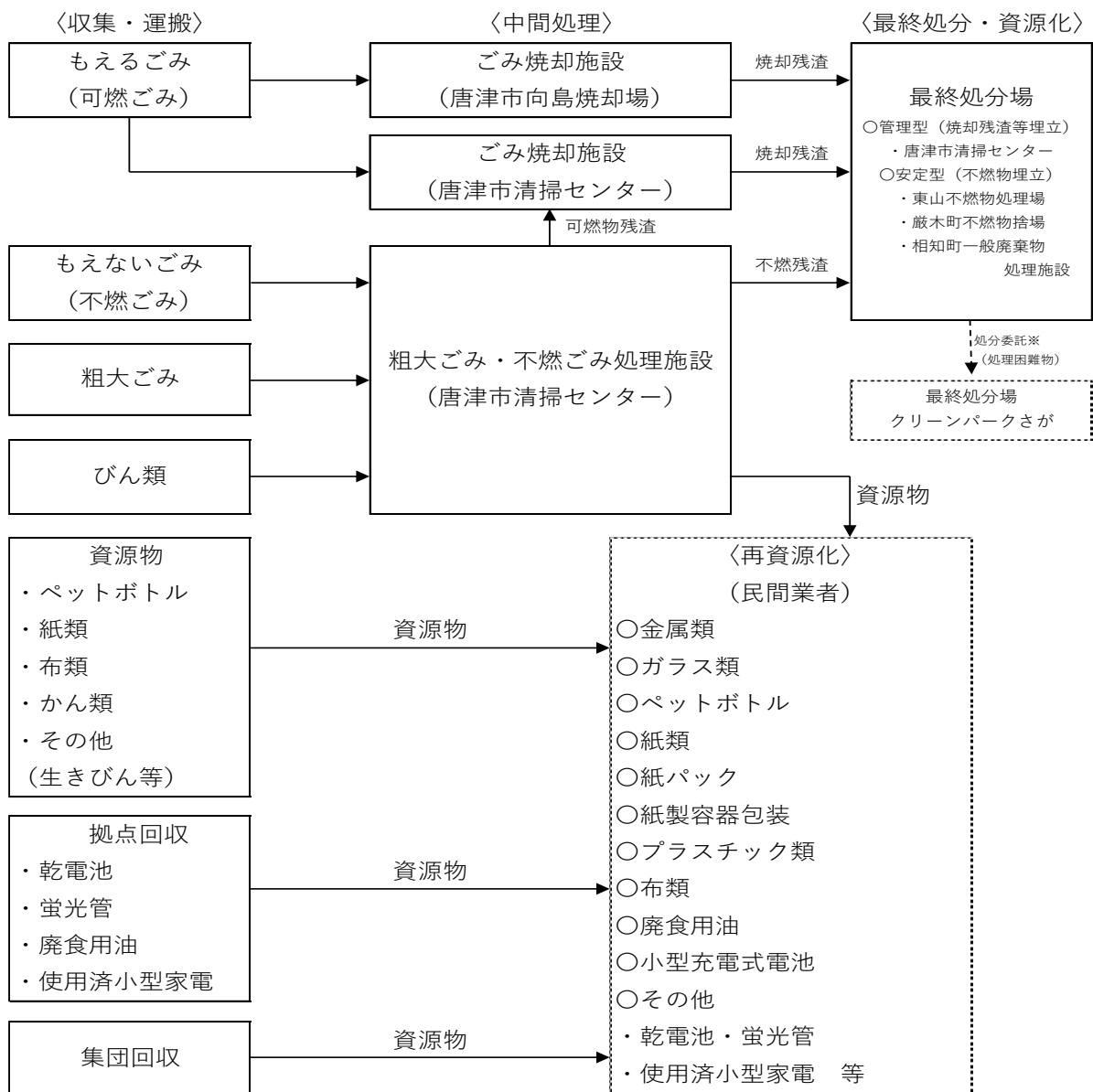
家庭から出た蛍光管・乾電池などの有害ごみについては、公共施設等を活用した拠点回収を推進し、適正な処理を図り、資源化に努めます。

5. 将来のごみ処理体系

将来のごみ処理体系は、当面は現行体制を維持します。また、玄海町のごみ処理についても現行と同様に処理委託を受けて実施します。

なお、唐津市清掃センターの最終処分場は埋立て可能な容量が少なくなっているため、当該処分場の埋立焼却固化灰をクリーンパークさがへ搬出し延命化を図りつつ、安定した処分先を確保するために新たな最終処分場を整備します。

唐津市清掃センターは、基幹的設備改良等事業（平成 30 年度末竣工済）により施設の延命化を図り継続利用しつつ、次期施設の計画的な整備に向けて社会経済状況や地域特性などを考慮したごみ処理システムのあり方などを検討します。



※ 唐津市清掃センターで処理できない処理困難物の一部（受入可能なもの）を処分委託します。

図 3-5-3 将来のごみ処理体系

6. 収集・運搬計画(分別収集計画含む)

1)基本方針

安全で効率的な収集・運搬体制を継続していくために、ごみ出しルールの周知徹底やごみの排出状況や分別区分の変更などの実情に応じた収集・運搬体制の構築及び収集サービスの利便性の向上に努めます。また、収集・運搬体制に伴う環境負荷を抑えるための取り組みを進めます。

2)分別区分、収集方法

ごみの分別区分及び収集・運搬については、当面、現行の分別区分及び収集方法を基本とします。また、資源化可能な品目で分別していないものについては、資源物として分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行うなどの取り組みを進めます。

表 3-5-10 ごみの収集・運搬方法

区分		収集方式	排出方法	収集頻度	運搬形態	
家庭系	もえるごみ(可燃ごみ)	併用 ^{※3}	指定袋(有料)	2回/週	直営 委託	
	もえないごみ(不燃ごみ)		指定袋(有料)	1回/月		
	びん類		指定袋(有料)	1回/月		
	資源物	ステーション方式	ペットボトル ^{※1}	専用の回収容器		1回/月
			紙類	ひもで束ねる		1回/月
			布類	袋		1回/月
			かん類	指定袋(有料) 又は透明袋 ^{※5}		1回/月
			その他 ^{※2}	—		1回/月
	粗大ごみ	併用 ^{※3}	シール	1回/月・随時		
	乾電池・蛍光管	拠点回収 ^{※4}	随時	—		—
植物性食用油						
使用済小型家電						
直接搬入ごみ	個人による持ち込み (有料:もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、びん、かん類)					
事業系	事業者自ら適正に処理する。もしくは、市の許可業者へ収集運搬を依頼して唐津市清掃センターへ搬入する(有料)。					

※1 一部拠点回収(市役所等)により回収されているものがあります。

※2 生きびん(一升びん、ビールびん)、自動車用バッテリー、ビールケース、銅線などを意味します。

※3 ステーション方式と戸別収集方式の併用を意味します。

※4 市役所本庁・市民センター、公民館等の指定拠点に回収容器を設置して回収します。

※5 唐津地区、七山地区は指定袋を使用せず、透明な袋で排出しています。

表 3-5-11 資源化可能品目ごとの分別収集・資源化方針

資源名称		資源化への対応の有無		
		現状の分別等の有無※1	今後の対応等	
容器包装リサイクル法対象品目	アルミ缶・スチール缶		◎	現行どおり分別収集などにより資源物として回収し、資源化を継続します。
	ガラスびん		◎	
	ペットボトル		◎	
	プラスチック製容器包装	白色トレイ	×	可燃ごみとして処理します。一方で、民間のリサイクル協力店等の活用の促進を図ります。また、資源物として分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行います。
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	×	
	紙製容器包装	飲料用紙パック	◎	現行どおり分別収集などにより、資源物として回収し、資源化を継続します。
		段ボール	◎	
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		◎		
その他資源化可能な品目	古紙類		◎	
	古布類		◎	
	硬質プラスチック(ビールケース等)		◎ (一部地域)	現行どおり分別収集などにより資源物として回収し、資源化を継続します。
	バイオマス資源	生ごみ	×	可燃ごみとして焼却処理します。一方で、家庭における堆肥化による減量化を進めます。また、資源物として分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行います。
		廃食用油等	◎	現行どおり拠点回収を行い、資源化を継続します。
		草木類	×	可燃ごみとして焼却処理します。一方で、再生利用業者の中間処理施設で資源化の促進を図ります。また、資源物として分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行います。
	その他	乾電池・蛍光管	◎	現行どおり拠点回収を行い、資源化を継続します。
使用済小型電子機器等		◎		

※1 分別実施(◎)、分別は実施していない(×)。

3) 収集・運搬に関する施策

安全で効率的な収集・運搬体制の構築

ごみ出しルールの指導を徹底することにより、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努めます。また、ごみの排出状況や分別区分による収集体制の変更や土地区画整理事業等に伴う収集ルートの変更など、状況に応じた収集・運搬体制の変更・追加を適宜行います。

収集・運搬サービスの利便性の向上

生活介助を要する障がい者や高齢者などがある世帯に対する収集・運搬体制等、多様化する市民のニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努めます。

環境負荷の低減(低公害車の導入等)

収集・運搬に伴う環境負荷を抑えるため、低燃費車両・低公害車の導入推進、優先的利用やバイオマス燃料の導入推進及び環境に配慮した運転(エコドライブ)の実践の推進及び普及啓発を図ります。

7. 中間処理計画

1) 基本方針

中間処理については、当面は現行体制を維持し、ごみの適正な処理による減量化及び循環利用を推進します。

また、唐津市清掃センターは延命化対策の実施により当面は継続利用しますが、将来的には更新が必要です。施設の更新には長期間を要するため、次期施設の計画的な整備に向けて、将来のごみ処理システムのあり方などについて調査・検討を進めます。

2) 中間処理の対象物及び方法

中間処理の対象物及び方法を表 3-5-12 に示します。

中間処理の対象物及び方法は、現行どおりとします。本市で処理・処分困難物等として指定している品目については、専門の業者や各取扱店等での引取り又は処理を誘導します。

表 3-5-12 中間処理の対象物及び方法

中間処理対象物	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
もえるごみ (可燃ごみ)	焼却	○唐津市清掃センター (ごみ焼却施設) ○唐津市向島焼却場	焼却残渣 唐津市清掃センター 最終処分場(現有処分場) 唐津市一般廃棄物最終 処分場(新規処分場)
もえないごみ (不燃ごみ)	破碎・選別	○唐津市清掃センター (粗大ごみ・不燃ごみ処理施設)	可燃物 唐津市清掃センター (焼却施設) 不燃残渣 上記最終処分場 資源物 資源回収業者等※2
びん類			
粗大ごみ			
資源物	ペットボトル	○民間資源化業者へ処理委託	資源物 資源回収業者等※2
	紙類	○直接資源化	
	布類		
	かん類		
	その他※1		
乾電池・蛍光管	リサイクル		
植物性食用油			
使用済小型家電			

※1 生きびん(一升びん、ビールびん)、自動車用バッテリー、ビールケース、銅線などを意味します。

※2 容器包装リサイクル法に基づく指定ルートを含みます。

3) 中間処理に関する施策

中間処理施設での適正処理の継続

唐津市清掃センターについては、当面、計画的な維持管理・補修に努め、本市のごみ処理の中核施設として継続利用していきます。また、唐津市向島焼却場については、長期間供用できるよう計画的な維持管理・補修を実施します。なお、唐津市清掃センターについては、基幹的設備改良等事業(平成30年度竣工済)により延命化を図ります。

中間処理による減量化及び循環利用の推進

循環利用の推進、最終処分場の延命化のため、中間処理段階での資源物の回収等を推進していきます。

唐津市清掃センターのごみ焼却施設では、基幹的設備改良等事業に伴い、発電設備を導入し、焼却処理時のエネルギーを有効活用します。

将来のごみ処理システムの調査・検討

唐津市清掃センターは延命化対策の実施により当面は継続利用しますが、将来的には更新する必要があります。このため、次期施設の計画的な整備に向けて、将来のごみ処理システムのあり方などについて調査・検討を進めます。

8. 最終処分計画

1) 基本方針

最終処分場は埋立て可能な容量に限りがあるため、ごみ減量・リサイクルの推進及び効率的な中間処理を行い、最終処分量をできるだけ少なくします。

既存の最終処分場の維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、適正処分を継続します。唐津市清掃センターの最終処分場は、残余容量が少なくなっていることから、本市のごみ処理事業の安定継続性を確保するため、新たな最終処分場を整備します。

2) 最終処分の対象物及び方法

最終処分の対象物及び方法を表 3-5-13 に示します。

最終処分の対象物は、中間処理後に発生する焼却灰、不燃残渣及び直接埋立物とし、最終処分は、本市の最終処分場で埋立処分を行います。なお、新たな最終処分場で埋立てを開始するまでは、唐津市清掃センターの最終処分場で埋立処分された焼却固化灰等を外部の最終処分場や民間業者へ搬出し、延命化を図ります。

表 3-5-13 最終処分の対象物及び方法

最終処分対象物	最終処分方法	最終処分先
焼却灰・不燃残渣 (中間処理後残渣)	埋立処分	管理型最終処分場
直接埋立物		安定型最終処分場

3) 最終処分に関する施策

○最終処分量の削減

最終処分量の削減

ごみの排出抑制、分別の徹底、中間処理段階の資源回収の徹底により、最終処分量をできるだけ少なくし、現有最終処分場の延命化を図ります。

○適正処分

新たな最終処分場の整備

唐津市清掃センターの最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、本市のごみ処理事業の安定継続性を確保するため、新たな最終処分場を整備します。

既存処分場での適正処分の継続

唐津市清掃センターの最終処分場は、今後、維持管理を行いつつ、閉鎖・廃止に向けた手続き等の準備を進めます。その他の既存の最終処分場については、維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、適正処分を継続します。

9. 施設整備計画

1) 中間処理施設

唐津市清掃センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設）の延命化や焼却処理時のエネルギーの有効活用を図るため、循環型社会形成推進交付金等を利用した基幹的設備改良等事業を平成26年度から平成30年度にかけて実施しました。また、唐津市清掃センターの延命化を図りつつ、新たな中間処理施設の整備に向けて調査・検討を進めます。

2) 最終処分場

本市のごみ処理事業の安定継続性を確保するため、循環型社会形成推進交付金を活用し、新たな最終処分場を整備します。

最終処分場の整備概要（案）を表3-5-14に示します。

令和2年10月に安全対策等に対する費用増加が予測されるため、予定地での第2最終処分場整備を中止しました。今後は新たな候補地を検討します。当面は外部の最終処分場や民間業者に搬出予定です。

表 3-5-14 最終処分場の整備概要(案)

項目	概要
事業計画地	未定
供用開始	未定
計画埋立期間	15年間
埋立対象物	焼却灰・不燃残渣(中間処理後残渣)等
計画埋立容量 ^{※1}	約10万 ³ m

※1 覆土を含みます。また、玄海町の埋立処分容量を含みます。

表 3-5-15 施設の整備に必要な調査・設計等の概要

業務		業務内容	
測量・地質調査		建設地の敷地や地質状況を把握し、施設計画・設計等の基礎資料とします。併せて用地取得に必要な測量等も行います。	
生活環境影響調査		県へ提出する施設の設置届に添付する書類。施設整備後の周辺環境へ及ぼす影響を予測し、必要な生活環境上に影響がある場合、対策等について設計に反映します。	
施設計画設計	施設基本計画設計 (造成・水処理)	埋立地造成のための基本設計を行います。また、浸出水処理施設についてどのような施設整備を行うか、具体的に検討を行います。施設のフローの基本計画を行います。	
	本体造成実施設計	本体造成基本設計をもとに実施設計を行います。	
	発注仕様書等作成等	見積仕様書作成	浸出水処理施設は性能発注方式をとります。メーカーから見積書及び見積設計図書を徴収するための、仕様書を作成します。
		技術評価(審査)	メーカーから提出された、見積書及び見積設計図書について、見積仕様書を満足しているか、審査を行います。
		発注仕様書	見積仕様書を基本に、技術評価の結果を考慮して、浸出水処理施設建設工事を発注するための仕様書を作成します。
工事発注支援		工事発注方式の選定支援及び総合評価落札方式を採用する場合には、選定基準書作成や審査等の補佐を行います。	

10. その他の事項

1)唐津市環境審議会の開催

本市では、廃棄物問題を含め地域の環境問題全般を対象として調査・審議するための組織として唐津市環境審議会を設置しており、ごみの適正処理や3Rの取り組みを効果的に進めるために適宜、審議会を開催します。

2)ごみの減量・リサイクル推進のためのCSOとの協働事業の継続

本市では、CSOのごみ減量・リサイクルの取り組みを支援するための助成を実施しており、今後も当該事業を継続することで、地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取り組みの活性化を図ります。

【CSOについて】

CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて「CSO」と呼称しています。

3)再生品の利用拡大

行政が率先してエコマーク商品やグリーン商品の調達・利用拡大に努め、広報等により啓発を継続します。

4)廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等（家電4品目^{※1}、パソコン）のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行います。

※1 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

5)ごみの不法投棄対策

住民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発に努めます。また、住民、事業者、住民団体等と連携し、不法投棄が多い場所を中心に、巡回パトロールを強化します。

6)適正処理困難物の適正処理・資源化の促進

本市で処理・処分困難物等に指定している品目については、専門の業者又は各取扱店に引取り又は処理を依頼するよう、引き続き排出者への周知の徹底を図るとともに、専門業者や各取扱店との協力体制を強化します。

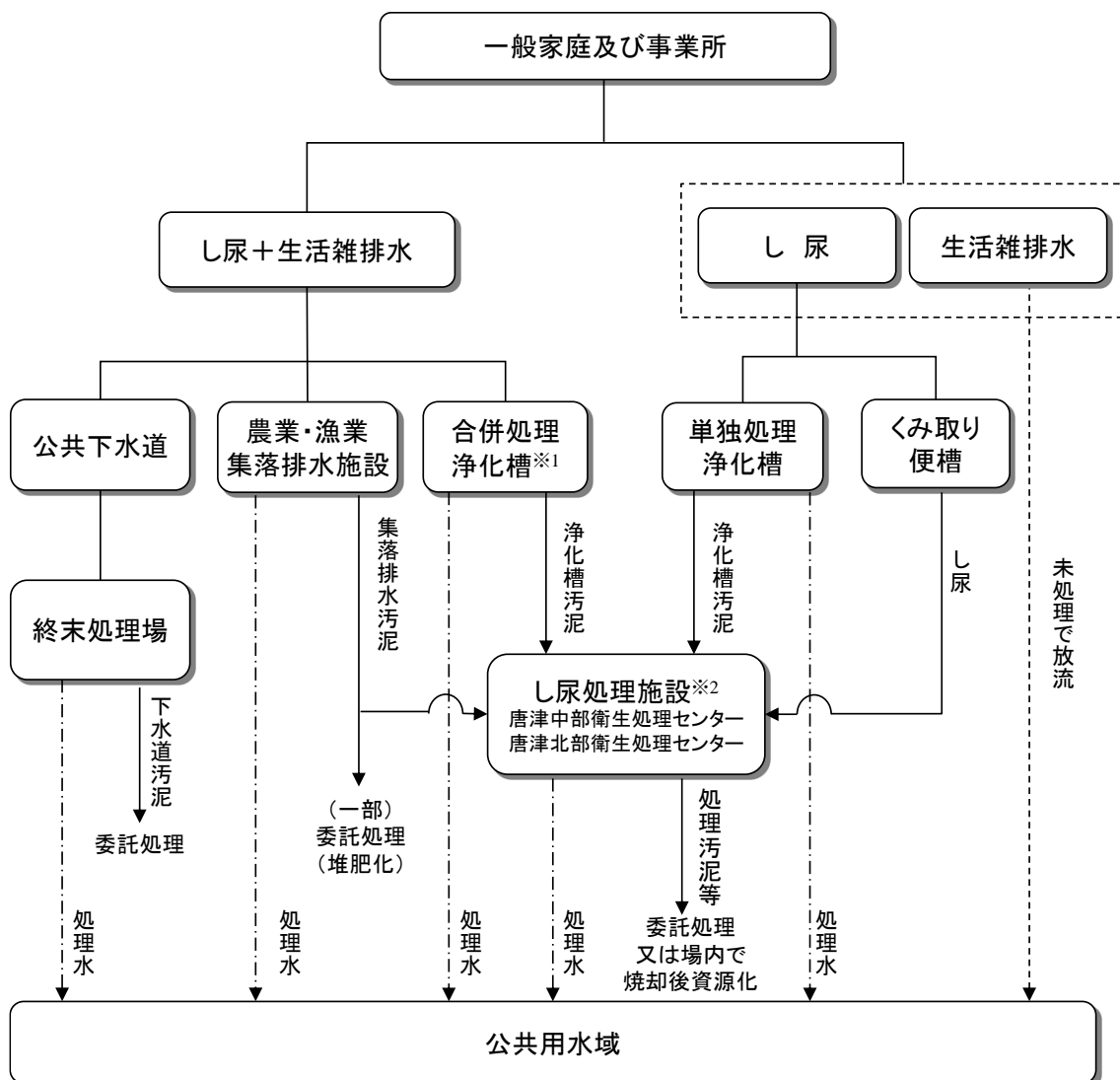
第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況及び課題

1. 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を図 4-1-1 に示します。

本市の生活排水は、公共下水道、農業及び漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽により適正処理を推進しています。し尿及び浄化槽汚泥等の処理は、本市の2箇所のし尿処理施設で行っています。



※1 小規模集合処理施設を含みます。

※2 し尿処理施設について、唐津南部衛生処理センターを平成26年3月に廃止し、唐津中部衛生処理センターへ処理機能を集約し、平成26年度以降は2施設体制で処理を行っています。

図 4-1-1 生活排水の処理体系

2. 生活排水処理施設の状況

1) 公共下水道

本市の公共下水道の整備状況を表 4-1-1～表 4-1-4 に示します。

表 4-1-1 本市の公共下水道の整備概要

地区	処理区名	施設区分	供用開始 年 度	全体計画目標 年次
唐津	唐津処理区	公共下水道	昭和58年度	令和12年度
	山本・石志処理区	特別環境保全公共下水道	平成14年度	
相知 巖木	相知処理区	特別環境保全公共下水道	平成10年度	
	巖木処理区	特別環境保全公共下水道	平成25年度	
北波多	徳須恵処理区	特別環境保全公共下水道	平成16年度	
浜玉	浜玉処理区	公共下水道	平成7年度	
鎮西	名護屋処理区	特別環境保全公共下水道	平成24年度	
	鎮西横竹処理区	特別環境保全公共下水道	平成25年度	
呼子	呼子処理区	公共下水道	平成24年度	

表 4-1-2 唐津地区の公共下水道整備状況(令和 2 年 3 月末)

	単位	唐津地区		合計
		唐津 処理区	山本・石志 処理区	
全体計画区域内人口 (R2.3) (A)	人	62,492	3,567	66,059
整備人口 (B)	人	61,792	3,567	65,359
接続人口 (C)	人	60,354	3,215	63,569
人口整備率 (D = B/A)	—	98.88%	100.00%	98.94%
接続率 (E = C/B)	—	97.67%	90.13%	97.26%
全体計画面積	ha			1848
認可面積	ha			1805
供用開始済面積	ha			1570.9

表 4-1-3 相知・巖木・北波多地区の公共下水道整備状況(令和2年3月末)

	単位	相知・巖木地区		北波多地区	合計
		相知 処理区	巖木 処理区	徳須恵 処理区	
全体計画区域内人口 (A)	人	5,198	2,640	3,521	11,359
整備人口 (B)	人	5,119	873	3,488	9,480
接続人口 (C)	人	4,389	195	3,084	7,668
人口整備率 (D = B/A)	—	98.48%	33.07%	99.06%	83.46%
接続率 (E = C/B)	—	85.74%	22.34%	88.42%	80.89%
全体計画面積	ha	相知・巖木：341.2 (相知：223、巖木118.2) 北波多：147			
認可面積	ha	相知・巖木：309.2 (相知：223、巖木86.2) 北波多：147			
供用開始済面積	ha	相知・巖木：271.9 (相知：212.3、巖木59.6) 北波多：136.2			

表 4-1-4 浜玉・鎮西・呼子地区の公共下水道整備状況(令和2年3月末)

	単位	浜玉地区	鎮西地区		呼子地区	合計
		浜玉 処理区	名護屋 処理区	鎮西横竹 処理区	呼子 処理区	
全体計画区域内人口 (A)	人	9,631	1,238	146	3,071	14,086
整備人口 (B)	人	9,431	1,176	87	2,657	13,351
接続人口 (C)	人	9,308	464	61	1,141	10,974
人口整備率 (D = B/A)	—	97.92%	94.99%	59.59%	86.52%	94.78%
接続率 (E = C/B)	—	98.70%	39.46%	70.11%	42.94%	82.20%
全体計画面積	ha	・ 浜玉地区 : 265 ・ 鎮西地区 : 46.9 (名護屋：39、鎮西横竹：7.9) ・ 呼子地区 : 97.3				
認可面積	ha	・ 浜玉地区 : 265 ・ 鎮西地区 : 46.9 (名護屋：39、鎮西横竹：7.9) ・ 呼子地区 : 92.3				
供用開始済面積	ha	・ 浜玉地区 : 214.7 ・ 鎮西地区 : 38.4 (名護屋：34.3、鎮西横竹：4.1) ・ 呼子地区 : 90.2				

2) 集落排水施設の整備状況

本市の農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備状況をそれぞれ表 4-1-5 及び表 4-1-6 に示します。

表 4-1-5 農業集落排水施設の整備状況(令和 2 年 3 月末)

地区名	処理 区名	(1) 事業計画の 概要		(2) 現況 (R 2.3末)		(3) 接続状況 (R 2.3末)		(4) 年次計画 (年・月)	
		面積 (ha)	計画 人口 (人)	現況 戸数 (戸)	現況 人口 (人)	接続 戸数 (戸)	接続 人口 (人)	工事 期間	供用 開始 時期
唐津	双水	22.7	1277	398	1,046	398	1,046	H4~7	H7.6
	後川内	13.5	290	83	241	83	241	H5~8	H8.4
	千々賀	80.2	2670	676	1,657	618	1,557	H6~11	H11.4
	竹木場	28.8	547	171	469	143	412	H8~12	H12.4
	相賀	25.5	1122	311	675	301	640	H10~14	H14.4
	湊	40.6	2729	747	1,656	598	1,375	H12~17	H16.4
	久里	35.9	1285	380	1,065	380	1,038	H15~19	H20.4
巖木	天川	13.2	475	51	125	50	111	H9~12	H12.7
北波多	志気	10.1	230	51	167	32	102	H12~16	H15.10
	行合野	8.4	230	56	141	44	130	H11~15	H15.3
浜玉	淵上	9.8	370	108	308	97	291	H4~7	H7.6
七山	七山中央	47.6	1941	302	957	268	866	H9~14	H14.4
呼子	加部島	17.8	1159	134	425	104	369	H16~20	H21.4
肥前	星賀	10.8	398	111	264	39	88	H26~29	H30

表 4-1-6 漁業集落排水施設の整備状況(令和2年3月末)

地区名	処理 区名	(1) 事業計画の 概要		(2) 現況 (R2.3末)		(3) 接続状況 (R2.3末)		(4) 年次計画 (年・月)	
		面積 (ha)	計画 人口 (人)	現況 戸数 (戸)	現況 人口 (人)	接続 戸数 (戸)	接続 人口 (人)	工事 期間	供用 開始 時期
唐津	神集島	9.9	470	161	307	158	303	H1~7	H5.4
	高島	6.2	780	112	208	108	196	H6~10	H11.4
	向島	0.7	180	22	56	22	56	H6~11	H12.2
	駄竹	4.8	330	52	224	50	214	H8~13	H14.4
肥前	京泊	2.7	300	50	138	43	120	H10~14	H15.4
	菫津	7.9	300	78	248	48	147	H15~19	H20.4
	晴気	5.4	210	53	159	40	126	H19~22	H23.1
鎮西	加唐島	11	125	53	103	53	103	H1~5	H6.7
	波戸	18	800	140	387	123	358	H5~9	H10.4
	串浦	18	680	78	238	65	200	H10~13	H14.5
	馬渡島	45.5	510	113	251	108	247	H12~16	H17.4
	松島	2	90	19	50	16	43	H16~17	H18.4
呼子	小友	7	610	77	213	77	213	H8~12	H13.4
	小川島	92	1000	141	320	131	318	H11~15	H16.4
肥前	高串	21	1113	—	890	—	—	R4~8	R9(予定)

3) 合併処理浄化槽の整備状況

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表 4-1-7 に示します。

表 4-1-7 合併処理浄化槽の整備状況(令和 2 年 3 月末)

事業	開始年月	概要 (R 2.3)
浄化槽設置整備事業	H 4.4	・対象戸数：759戸 ・対象人口：1,810人 ・年間計画 (R2～ R 7)：24人 (4基)
浄化槽市町村整備推進事業	H 15.4	・対象戸数：4,626戸 ・対象人口：16,021人 ・年間計画 (R2～ R 7)：369人 (61基)
小規模集合排水処理 施設整備事業 (大型合併処理浄化槽)	H 9	・処理区名：大泊 ・事業計画：面積3ha、計画人口63人 ・現況戸数人口：(7戸、20人) ・接続戸数及び人口：(7戸、20人) ・工事期間：H 8～9

3. 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績

本市の生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績を表4-1-8に示します。

表 4-1-8 生活排水処理形態別人口及びし尿等の排出量の実績

		単位	H27	H28	H29	H30	R1	
行政区域内人口		人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	
1.計画処理区域内人口		人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	
2.水洗化・生活雑排水処理人口		人	101,286	102,563	103,390	104,225	104,321	
(1) 下水道人口		人	78,031	79,607	80,664	81,874	82,211	
(2) 集落排水施設人口		人	11,242	11,206	11,142	11,044	10,910	
(3) 合併処理浄化槽人口		人	12,013	11,750	11,584	11,307	11,200	
(4) コミュニティ・プラント人口		人	0	0	0	0	0	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		人	5,242	5,058	4,731	4,533	3,965	
4.非水洗化人口		人	19,080	16,810	14,986	13,132	12,227	
(1) し尿収集人口		人	18,813	16,544	14,732	12,891	11,998	
(2) 自家処理人口		人	267	266	254	241	229	
5.計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率 ^{※1}		%	80.6%	82.4%	84.0%	85.5%	86.6%	
し尿等排出量	年間量	し尿	kL/年	20,664	18,828	18,023	17,986	17,372
		浄化槽汚泥	kL/年	18,317	19,263	19,046	17,983	18,014
		集落排水汚泥 ^{※2}	kL/年	2,436	2,339	2,334	2,334	2,384
		合計	kL/年	41,417	40,430	39,403	38,303	37,770
	1日量	し尿	kL/日	56.6	51.6	49.4	49.3	47.6
		浄化槽汚泥	kL/日	50.2	52.8	52.2	49.3	49.4
		集落排水汚泥	kL/日	6.7	6.4	6.4	6.4	6.5
		合計	kL/日	113.5	110.8	108	105	103.5
	原単位	し尿 ^{※3}	L/人・日	3.01	3.12	3.35	3.82	3.97
		浄化槽汚泥 ^{※4}	L/人・日	2.91	3.14	3.20	3.11	3.25
		集落排水汚泥 ^{※5}	L/人・日	0.59	0.57	0.57	0.58	0.60

※1 汚水衛生処理率(%)=水洗化・生活雑排水処理人口(人)÷処理形態別人口合計(人)

※2 集落排水汚泥はし尿処理施設で処理される量であり、堆肥化分は含みません。

※3 し尿原単位(L/人・日)=年間し尿量(kL/年)÷し尿収集人口(人)÷(365日)

※4 浄化槽汚泥原単位(L/人・日)=年間浄化槽汚泥量(kL/年)÷(合併+単独処理浄化槽人口)(人)÷(365日)

※5 集落排水汚泥原単位(L/人・日)=年間集落排水汚泥(kL/年)÷(集落排水施設人口)(人)÷(365日)

4. し尿等の収集・処理状況

1) 令和元年度なし尿等の処理の流れ

令和元年度におけるし尿等の処理の流れを図 4-1-2 に示します。

本市のし尿等の処理は、既存のし尿処理施設である唐津中部衛生処理センター及び唐津北部衛生処理センターで行っています。

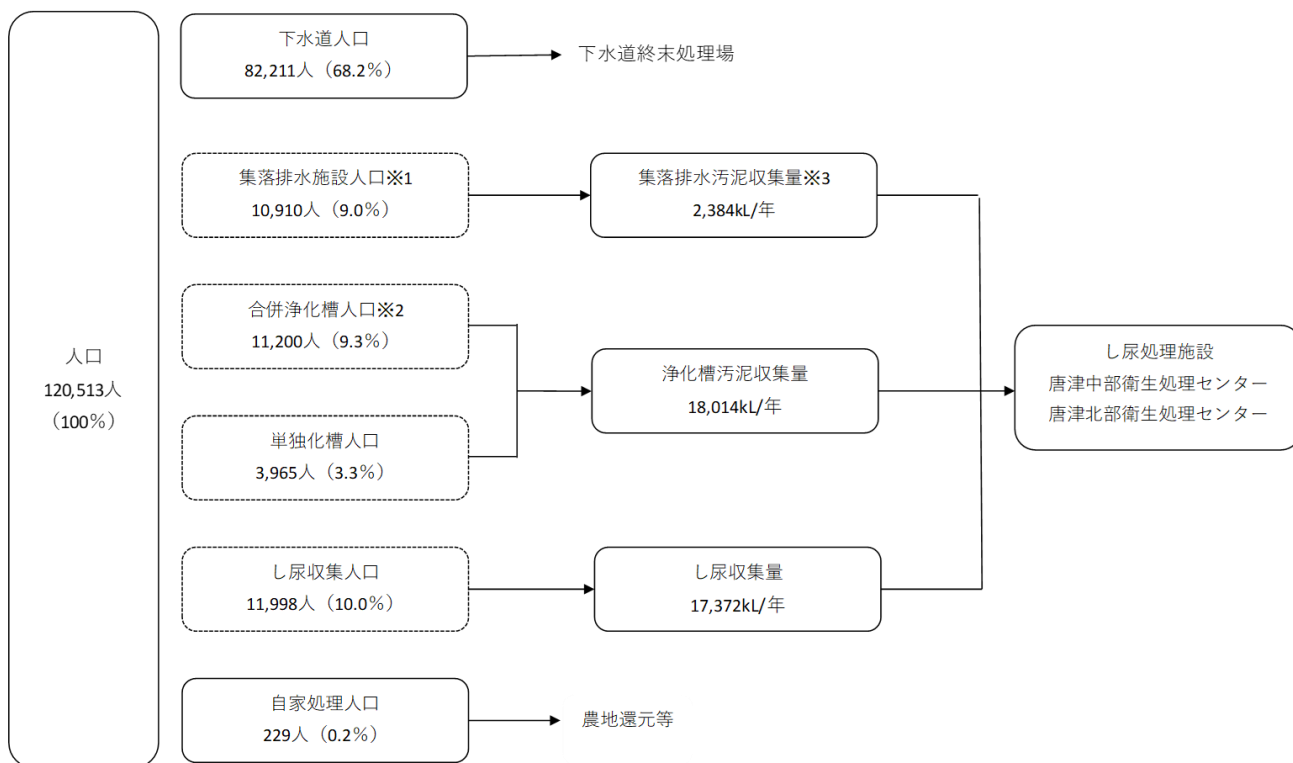


図 4-1-2 し尿等の処理の流れ(令和元年度)

$$\text{汚水衛生処理率(\%)} = \frac{\text{下水道人口(人)} + \text{集落排水施設人口(人)} + \text{合併処理浄化槽人口(人)}}{\text{行政区域内人口(人)}}$$

$$= \frac{82,211 \text{ 人} + 10,910 \text{ 人} + 11,200 \text{ 人}}{120,513 \text{ 人}}$$

$$= 86.6\% \text{ (四捨五入により図 4-1-2 の人口割合の合計と合わない場合があります)}$$

2) 収集・運搬の状況

本市のし尿等の収集・運搬体制を表 4-1-9 及び収集・運搬機材の状況を表 4-1-10 に示します。

計画収集区域は本市全域であり、収集区域は7地区（唐津地区、厳木・相知・北波多地区、浜玉地区、肥前地区、鎮西地区、呼子地区、七山地区）に区分されており、許可業者により収集・運搬が行われています。

また、離島からのし尿等の輸送や集落排水汚泥の輸送は、委託業者により行われています。

表 4-1-9 し尿等の収集・運搬体制

	概要
収集区域	本市の全域 (唐津地区、厳木・相知・北波多地区、浜玉地区、肥前地区、鎮西地区、呼子地区。七山地区)
委託・許可件数	委託(50件)、許可(8件)
収集頻度	随時(し尿:概ね月1回、浄化槽汚泥:概ね年1回)

表 4-1-10 し尿等の収集・運搬機材の状況

機材名称		委託業者分		許可業者分	
		台数又は 隻数	積載量	台数又は 隻数	積載量
車両	収集車 (バキューム車)	一台	—kL	47台	163kL
	運搬車	7台	63kL	一台	—kL
	小計	7台	63kL	47台	163kL
運搬船等の船舶		1隻	30kL	一隻	—kL

3) 中間処理の状況

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥等は、本市が管理するし尿処理施設である唐津中部衛生処理センター及び唐津北部衛生処理センターで処理しています。また、本市では、玄海町から処理委託を受けて、唐津北部衛生処理センターで玄海町のし尿等を処理しています。

農業・漁業集落排水施設から発生する汚泥のうち、濃縮汚泥は本市のし尿処理施設で処理を行い、脱水汚泥は委託処理により堆肥化し有効利用しています。

し尿処理施設の概要を表 4-1-11、位置図を図 4-1-3 に示します。また、農業・漁業集落排水施設の汚泥処理状況を表 4-1-12 に示します。

表 4-1-11 し尿処理施設の概要

施設の名称	唐津中部衛生処理センター	唐津北部衛生処理センター
施設の種類	し尿処理施設	汚泥再生処理センター
処理区域	唐津地区、 厳木町・相知町・北波多地区	浜玉地区、肥前地区、鎮西地区、 呼子地区、七山地区
処理能力	80kL/日	77kL/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
供用開始年度	H4.4	H19.2
備考	唐津南部衛生処理センター（収集区域：厳木町・相知町・北波多地区）については、平成 26 年 3 月に廃止し、唐津中部衛生処理センターへ処理機能を集約しています。	玄海町のし尿等を受け入れています。

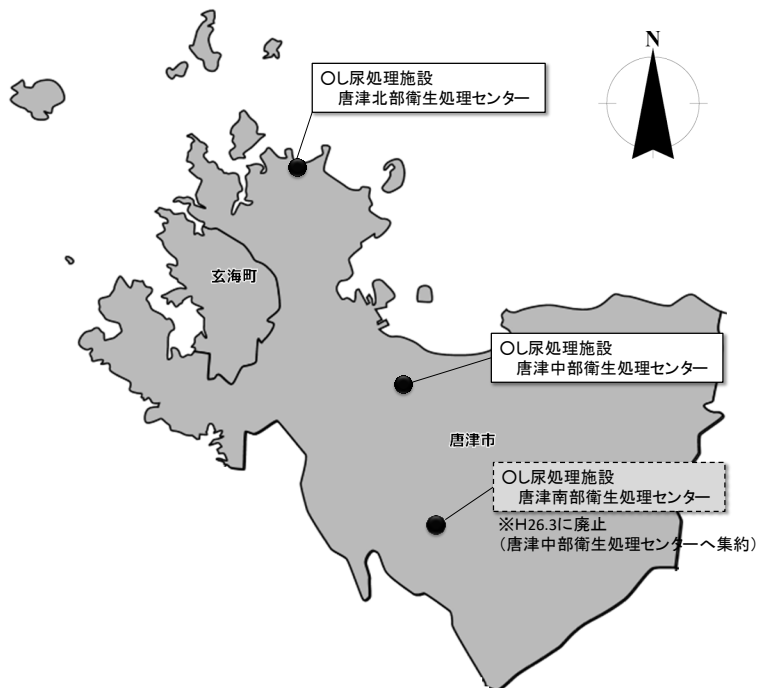


図 4-1-3 し尿処理施設の位置

表 4-1-12 農業・漁業集落排水施設の汚泥処理状況

種類	地区名	処理区名	汚泥排出形態	処分方法
農業集落 排水施設	唐津	双水	脱水汚泥	堆肥化施設で処理
		後川内	濃縮汚泥	唐津中部衛生処理センターで処理
		千々賀	脱水汚泥	堆肥化施設で処理
		竹木場	濃縮汚泥	唐津中部衛生処理センターで処理
		相賀	濃縮汚泥	唐津中部衛生処理センターで処理
		湊	脱水汚泥	堆肥化施設で処理
		久里	—	下水道に接続
	巖木	天川	濃縮汚泥	唐津中部衛生処理センターで処理
	北波多	志気	濃縮汚泥	唐津中部衛生処理センターで処理
		行合野	濃縮汚泥	唐津中部衛生処理センターで処理
	浜玉	洲上	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
	七山	七山中央	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
	呼子	加部島	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
	肥前	星賀	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
漁業集落 排水施設	唐津	神集島	脱水汚泥	堆肥化施設で処理
		高島	脱水汚泥	堆肥化施設で処理
	肥前	向島	脱水汚泥	堆肥化施設で処理
		駄竹	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		京泊	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		菖津	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		晴気	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		加唐島	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
	鎮西	波戸	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		串浦	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		馬渡島	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		松島	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
		呼子	子友	濃縮汚泥
	呼子	小川島	濃縮汚泥	唐津北部衛生処理センターで処理
	肥前	高串	—	令和9年供用予定

4)最終処分(再資源化)の状況

し尿等の処理後に発生するし渣や汚泥等の残渣の処理の状況を表 4-1-13 に示します。し尿等の処理後に発生する残渣は、資源化し有効利用を図っています。

表 4-1-13 し尿等の処理後に発生する残渣の処理の状況

区分	唐津中部衛生処理センター	唐津北部衛生処理センター
し渣	施設内で焼却後、他の施設へ搬出し建築資材等に再生	施設内で焼却 (コンクリートブロック化)
脱水汚泥	施設内で焼却後、他の施設へ搬出し建築資材等に再生	施設内で堆肥化(一部は焼却しコンクリートブロック化)

5)し尿等の処理に係る経費の実績

し尿処理に係る経費(処理及び維持管理費)の実績を表 4-1-14 に示します。

令和元年度のし尿処理に係る経費は 578,717 千円です。し尿等 1 k L 当たりの費用では 15,322 円となっています。

表 4-1-14 し尿処理に係る経費(処理及び維持管理費)^{※1}の実績

年度			H27	H28	H29	H30	R1	
処理 及び 維持 管理 費 (千 円)	人 件 費	一般職	21,540	19,775	20,879	22,973	23,716	
		技 能 職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処 理 費	収集運搬費	427	258	260	714	187	
		中間処理費	59,476	57,355	39,705	55,924	40,538	
		最終処分費	31,644	35,361	32,458	35,786	63,538	
	委 託 費	収集運搬費	191,661	209,338	210,332	213,446	232,102	
		中間処理費	59,150	55,703	72,425	72,003	74,854	
		最終処分費	127,553	126,879	126,879	172,282	143,782	
		その他						
	合計		491,451	504,669	502,938	573,128	578,717	
	し尿等 1 人当たり処理経費 (円/kL) ^{※2}		11,866	12,483	12,764	14,963	15,322	
し尿等排出量		41,417	40,430	39,403	38,303	37,770		

※1 建設改良費及び車両等購入費及び調査研究費は含みません。

※2 し尿 1 k L 当たりの処理経費=処理及び維持管理費÷し尿等排出量

(し尿等排出量はし尿処理施設で処理したし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥処理量の合計)

5. 生活排水処理の課題の抽出

本市が抱える生活排水処理の主な課題を以下に示します。

(1) 生活排水処理施設の整備に関する課題

生活排水処理施設の整備は、本市が主体となり実施しています。課題を以下に示します。

- ① 集合処理区域である公共下水道や集落排水施設の処理区域では、施設整備計画に基づき、施設整備を推進し、整備が完了している処理区域では未接続の家庭の接続を推進することが必要です。
- ② 下水道及び集落排水施設の処理区域以外の地域では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進することが必要です。

(2) 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や、発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策について啓発を行うことが必要です。

(3) し尿等の処理に関する課題

本市で発生するし尿等については、当面は現行の 2 施設体制で処理を継続するため、施設を適正に維持管理・補修し、安定したし尿等の処理を行うことが必要です。

また、し尿等の処理の効率化を図るため、し尿等の排出量の推移や施設・設備の老朽化の状況を考慮し、施設の集約等について検討していくことが必要です。

第2節 生活排水処理の基本方針等

1. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

【基本方針】

1 計画的な生活排水処理施設の整備及び普及・促進

生活排水処理施設の整備は本市が主体となり、以下のとおり進めます。

- ① 集合処理区域である公共下水道や集落排水施設の処理区域では、施設整備計画に基づき、施設整備を推進します。また、整備が完了している処理区域では未接続の家庭の接続を推進します。
- ② 下水道及び集落排水の処理区域外の地域では、PFI事業による合併処理浄化槽の普及促進を図ります。現在、単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所に対して、個別の状況等を勘察しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導を行います。

2 生活排水処理に関する普及啓発の促進

生活排水処理対策として、市民が発生源である各家庭のトイレ、台所、風呂、洗濯機等の生活排水の処理の重要性について意識の高揚を図るため、市民に対して生活排水処理に関する意識啓発と実践活動を促進します。

3 し尿等の適正処理の推進

し尿等の排出量や性状に応じた適正な処理体制を整備します。

4 し尿等の適正な収集・運搬の推進

し尿等の収集量は、下水道の普及や人口減少などによる影響から、将来的に減少することが想定されます。そのため、今後の状況を考慮した収集・運搬の在り方について検討します。

2. 生活排水の処理主体

本市の生活排水処理施設の種類の処理主体を表 4-2-1 に示します。

表 4-2-1 生活排水処理施設の種類の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	唐津市
(2) 農業・漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	唐津市
(3) 合併処理浄化槽 (小規模集合処理施設含む)	し尿及び生活雑排水	唐津市、個人
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	唐津市

第3節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の見込み

生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込みを表 4-3-1 に示します。

表 4-3-1 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込み

		単位	R 1	R 2	R 7	R 12	
			実績	中間目標	中間目標	計画目標	
行政区域内人口		人	120,513	120,821	116,595	112,655	
1.計画処理区域内人口		人	120,513	120,821	116,595	112,655	
2.水洗化・生活雑排水処理人口		人	104,321	104,471	108,143	110,849	
(1) 下水道人口		人	82,211	83,015	86,071	88,301	
(2) 集落排水施設人口		人	10,910	10,113	10,119	10,027	
(3) 合併処理浄化槽人口		人	11,200	11,344	11,953	12,522	
(4) コミュニティ・プラント人口		人	0	0	0	0	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		人	3,965	4,462	3,293	2,107	
4.非水洗化人口		人	12,227	17,572	12,969	8,297	
(1) し尿収集人口		人	11,998	17,347	12,804	8,191	
(2) 自家処理人口		人	229	225	165	107	
5.計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	
汚水衛生処理率 ^{※1}		%	86.6%	86.5%	92.8%	98.4%	
し尿等排出量	年間量	し尿	kL/年	17,372	25,137	18,553	11,869
		浄化槽汚泥	kL/年	18,014	20,578	15,188	9,716
		集落排水汚泥 ^{※2}	kL/年	2,384	3,799	2,804	1,794
		合計	kL/年	37,770	49,514	36,546	23,379
	1日量	し尿	kL/日	47.6	68.9	50.8	32.5
		浄化槽汚泥	kL/日	49.4	56.4	41.6	26.6
		集落排水汚泥	kL/日	6.5	10.4	7.7	4.9
		合計	kL/日	103.5	135.7	100.1	64.1
	原単位	し尿 ^{※3}	L/人・日	3.97	3.97	3.97	3.97
		浄化槽汚泥 ^{※4}	L/人・日	3.25	3.57	2.73	1.82
		集落排水汚泥 ^{※5}	L/人・日	0.60	1.03	0.76	0.49

※1 汚水衛生処理率(%)=水洗化・生活雑排水処理人口(人)÷処理形態別人口合計(人)

※2 集落排水汚泥量はし尿処理施設で処理される量であり、堆肥化分は含みません。

※3 し尿原単位(L/人・日)=年間し尿量(kL/年)÷し尿収集人口(人)÷(365日)

※4 浄化槽汚泥原単位(L/人・日)=年間浄化槽汚泥量(kL/年)÷(合併+単独処理浄化槽人口)(人)÷(365日)

※5 集落排水汚泥原単位(L/人・日)=年間集落排水汚泥(kL/年)÷(集落排水施設人口)(人)÷(365日)

2. 生活排水の処理計画

1) 処理の目標

本市から発生する全ての生活排水を段階的に適正処理することを目標とします。また、公共下水道と集落排水施設の事業進捗状況及び地域の状況を考慮し、最も適正な処理方法を採用します。

2) 目標年次に至るまでの汚水衛生処理率と人口

目標年次に至るまでの汚水衛生処理率と人口の見込みを以下に示します。

表 4-3-2 汚水衛生処理率の見込み

年度	R1	R2	R7	R12
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
汚水衛生処理率	86.6%	86.5%	92.8%	98.4%

表 4-3-3 汚水衛生処理人口の見込み

年度	R1	R2	R7	R12
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口	120,513	120,821	116,595	112,655
計画処理区域内人口	120,513	120,821	116,595	112,655
汚水衛生処理人口	104,321	98,787	100,333	102,251
汚水衛生未処理人口	16,192	22,034	16,262	10,404

3) 生活排水を処理する区域

本市の生活排水を処理する区域を以下に示します。

【集合処理区域】

公共下水道や集落排水施設で処理する区域は、公共下水道計画及び集落排水計画に基づく区域とします。

【個別処理区域】

合併処理浄化槽で処理する区域は、公共下水道計画区域や集落排水計画区域以外の区域とします。

4)生活排水処理施設等の整備計画

生活排水処理施設等の整備計画を表 4-3-4～表 4-3-7 に示します。

本市では公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより生活排水の適正処理を図ります。

表 4-3-4 公共下水道の整備計画概要

地区	処理区名	施設区分	供用開始年度	全体計画目標年次
唐津	唐津処理区	公共下水道	昭和58年度	令和12年度
	山本・石志処理区	特別環境保全公共下水道	平成14年度	
相知 巖木	相知処理区	特別環境保全公共下水道	平成10年度	
	巖木処理区	特別環境保全公共下水道	平成25年度	
北波多	徳須恵処理区	特別環境保全公共下水道	平成16年度	
浜玉	浜玉処理区	公共下水道	平成7年度	
鎮西	名護屋処理区	特別環境保全公共下水道	平成24年度	
	鎮西横竹処理区	特別環境保全公共下水道	平成25年度	
呼子	呼子処理区	公共下水道	平成24年度	

表 4-3-5 農業集落排水施設の整備計画

地区名	処理区名	(1) 事業計画の概要		(4) 年次計画 (年・月)	
		面積 (ha)	計画人口 (人)	工事期間	供用開始時期
唐津	双水	22.7	1,277	H4～7	H7.6
	後川内	13.5	290	H5～8	H8.4
	千々賀	80.2	2,670	H6～11	H11.4
	竹木場	28.8	547	H8～12	H12.4
	相賀	25.5	1,122	H10～14	H14.4
	湊	40.6	2,729	H12～17	H16.4
	久里	35.9	1,285	H15～19	H20.4
巖木	天川	13.2	475	H9～12	H12.7
北波多	志気	10.1	230	H12～16	H15.10
	行合野	8.4	230	H11～15	H15.3
浜玉	洲上	9.8	370	H4～7	H7.6
七山	七山中央	47.6	1,941	H9～14	H14.4
呼子	加部島	17.8	1,159	H16～20	H21.4
肥前	星賀	10.8	398	H26～29	H30

表 4-3-6 漁業集落排水施設の整備計画

地区名	処理区名	(1) 事業計画の概要		(4) 年次計画(年・月)	
		面積(ha)	計画人口(人)	工事期間	供用開始時期
唐津	神集島	9.9	470	H1~7	H5.4
	高島	6.2	780	H6~10	H11.4
	向島	0.7	180	H6~11	H12.2
	駄竹	4.8	330	H8~13	H14.4
肥前	京泊	2.7	300	H10~14	H15.4
	菖津	7.9	300	H15~19	H20.4
	晴気	5.4	210	H19~22	H23.1
鎮西	加唐島	11	125	H1~5	H6.7
	波戸	18	800	H5~9	H10.4
	串浦	18	680	H10~13	H14.5
	馬渡島	45.5	510	H12~16	H17.4
	松島	2	90	H16~17	H18.4
呼子	小友	7	610	H8~12	H13.4
	小川島	92	1,000	H11~15	H16.4
肥前	高串	21	1,113	R4~8	R9 予定

表 4-3-7 合併処理浄化槽の整備計画

事業名称	開始年月	概要
浄化槽設置整備事業	H4.4	・対象戸数:637戸 ・対象人口:1,642人 ・年間計画(H27~H37):8人(2基)
浄化槽市町村整備推進事業	H15.4	・対象戸数:6,123戸 ・対象人口:17,934人 ・年間計画(H27~H37):200人(100基)
小規模集合排水処理施設整備事業 (大型合併処理浄化槽)	H9	・処理区名:大泊 ・事業計画:面積3ha、計画人口63人 ・工事期間:H8~9

3. し尿等の処理計画

1) 収集・運搬計画

し尿等の収集・運搬の範囲及び体制については、当面、現行どおりとしますが、今後の公共下水道等へ接続する人口の増加や人口減少等によるし尿等の収集・運搬量の減少等を十分考慮し、安定的かつ継続的な収集・運搬体制を築くよう努めます。

2) 中間処理計画

し尿等の処理については、当面、現行の2施設体制を維持しながら、計画的に維持管理・補修を行い、適正なし尿等の処理に努めます。また、今後のし尿等の処理量の推移や施設の老朽化の状況を考慮し、段階的に施設を統合していくことを検討します。

また、集落排水施設から発生する汚泥の処理についても、当面、現行の体制を継続し、濃縮汚泥については本市のし尿処理施設で処理を行い、脱水汚泥については委託処理を行います。

3) 最終処分(再資源化)計画

し尿処理施設の水処理過程において発生するし渣・脱水汚泥については、当面、現行どおり資源化し有効利用を図る計画とします。

4. 処理計画達成のための施策

1) 下水道等の普及促進施策

公共下水道、集落排水施設等を計画的に整備します。また、整備が完了した区域では、下水道施設等への接続に対する広報啓発活動を実施します。

2) 合併処理浄化槽の普及促進施策

公共下水道事業計画区域外及び集落排水事業計画区域外では、PFI事業により合併処理浄化槽を普及・促進します。

5. 排出抑制計画

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、水切りネットの使用、合成洗剤の使用抑制、風呂の残り湯の再利用など、家庭で出来る生活排水処理対策について啓発を行い、市民の自主的な取り組みを促します。

6. その他の事項

1) 市民に対する広報・啓発活動

生活排水処理対策の必要性等について市民に周知を図るため、定期的な広報啓発活動を実施します。また、浄化槽管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査を行うよう広報等を通じてその徹底に努めます。

2) 地域に関する諸計画との関係

本市の総合計画や生活排水処理施設の整備計画などと矛盾がないようにし、生活排水処理を適正に行い、水質汚濁の防止並びに水環境の保全を推進します。

第5章 災害廃棄物処理計画

第1節 基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、大規模地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要となる基本的事項を示すものです。本計画を基本として、災害発生後の市民の生活基盤の早期回復と生活環境の復旧に万全を図るものとします。

なお、本計画は、平成30年3月に改訂された「唐津市地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月）」等を参考にしています。

2. 対象廃棄物

本計画では、災害発生に伴い平常時に排出されるごみとは異なる対応が必要となる廃棄物を対象としています。対象廃棄物の概要を表5-1-1に示します。

表 5-1-1 対象廃棄物の概要

対象区分	内容
可燃系ごみ	衣類・紙類・木製の家具類等 ※生ごみは対象外
不燃系ごみ	ガラス・陶器・大きなプラスチック類・スチール製の棚等
家電	リサイクル家電・小型の家電等
畳・布団類	畳・布団・カーペット等
危険物(処理困難物)等	消火器・灯油・ガソリン・スプレー缶等
し尿、浄化槽汚泥	一般家庭及び仮設便所からのし尿並びに浄化槽汚泥(以下、「し尿等」といいます。)

第2節 基本方針

1. 基本方針

災害廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

- ◆関連機関等との円滑な協力体制を確保します。
- ◆災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行います。
- ◆災害発生時のごみの排出場所・分別及び排出方法、し尿等の収集日程等を周知徹底します。
- ◆廃棄物の分別を徹底します。
- ◆処理に当たっては作業者の安全性を確保します。

2. 災害発生時の協力体制の確保

災害発生時における関連機関等との連携の枠組み(案)を図5-2-1に示します。
 災害発生時は、本枠組み(案)に沿った上で円滑な協力体制を確保します。

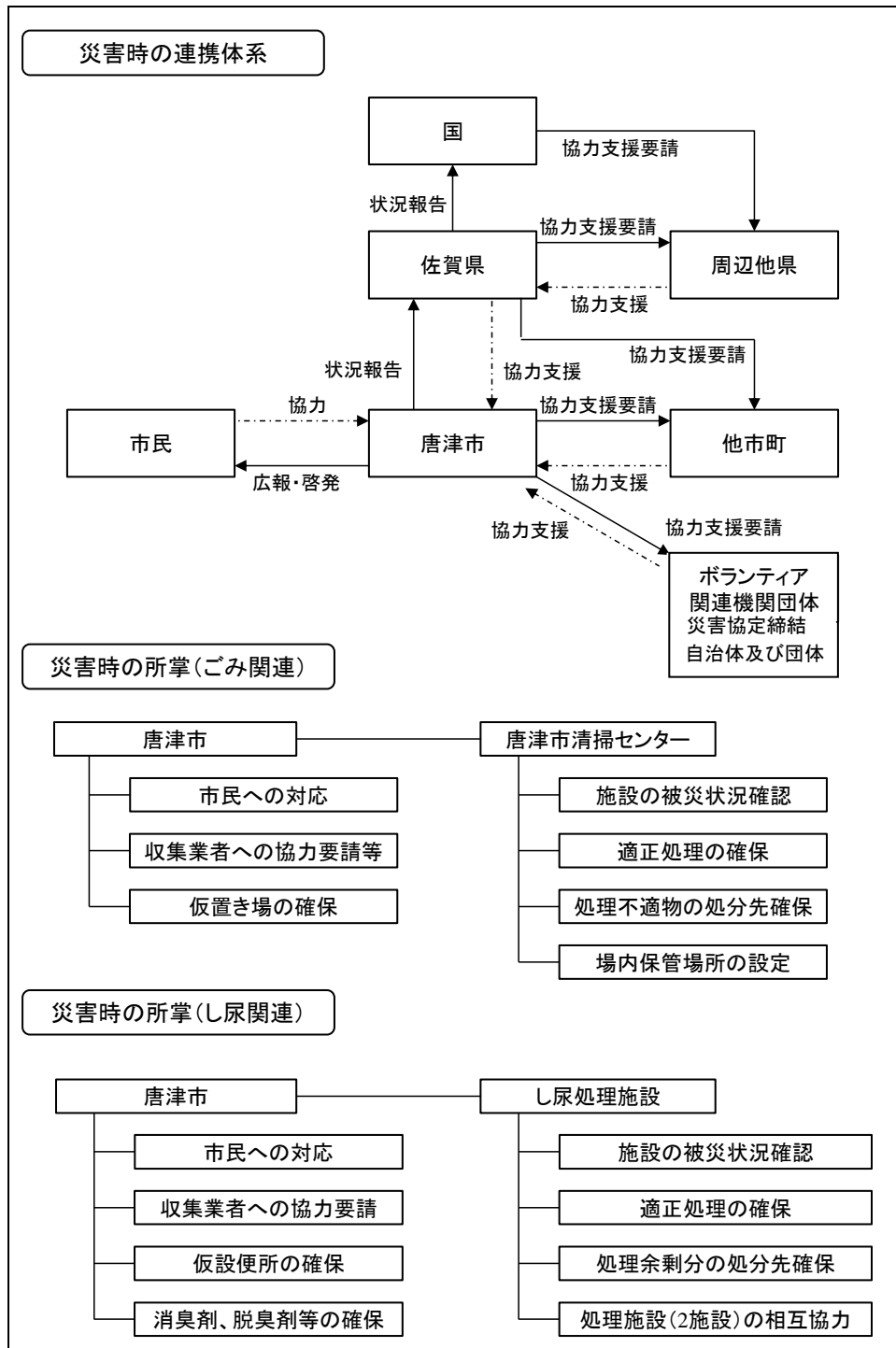


図 5-2-1 災害発生時の連携の枠組み

1) 周辺自治体への協力要請

本市は、市の組織・体制を整備するとともに、できるだけ早く正確な被災状況等の情報を把握し県と共有します。また、周辺自治体と調整し、災害発生時の相互応援協力体制を整備します。

なお、平成 26 年 1 月 27 日に糸島市と「災害等における一般廃棄物処理及び火葬に係る相互応援協力に関する協定」を締結しているため、本市において災害が発生した場合は、本協定に基づいて協力要請を行います。

2) 民間団体への協力要請

- ① 本市は、平成 27 年 8 月 31 日に唐松地区環境整備事業協同組合と「災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定」を締結し、平成 29 年 5 月 29 日に一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会と「災害時における廃棄物の処理等の支援協力に関する協定書」を締結しているため、本市において災害が発生した場合は、本協定に基づいて協力要請を行います。
- ② 建設機械リース業者に対し、重機等の優先的な貸し出しの協力を要請します。
- ③ 仮置き場所の用地が不足する時は、必要に応じて仮置きが可能な土地を所有している方にも協力要請を行います。

3. 的確な情報収集の実施

災害廃棄物の迅速な対応を行うために、下記の被災状況の情報を収集します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆建物の被災状況(地震時:全壊・半壊等、水害時:床上・床下浸水等)◆ごみ処理施設、し尿処理施設などの被災状況◆道路網の被害状況◆利用可能な施設、機材、車両、人員などの状況◆がれき・粗大ごみなどの発生量の予測及び処理方法・仮置き場の状況 |
|---|

4. 市民への広報を実施

- ① 廃棄物の分別及び排出方法を市民に理解してもらう必要があるため、災害発生前においてはホームページや市報、行政放送などを活用し広報します。
- ② 災害時には、ホームページや災害情報メール、行政放送、防災行政無線、ラジオ、公共の掲示板、広報宣伝車など多様な情報伝達手段を利用して、ごみの分別及び排出方法や排出場所、排出時期、し尿等の収集依頼方法や収集日程などを広報します。

5. 廃棄物の分別の徹底

災害時に発生する廃棄物は多種多様なものとなるため、可能な限り最終処分する廃棄物を少なくすることを目的に、分別の徹底を周知します。なお、実際に災害が発生した場合は被災の状況にあわせて、分別区分の簡素化を図るなど臨機応変に対応します。

分別区分は、「①可燃系ごみ」、「②不燃系ごみ」、「③家電」、「④畳・布団類」、「⑤危険物（処理困難物）等」の5つを基本とします。

第3節 災害廃棄物の処理方法等

1. 仮置き場

仮置き場の考え方及びレイアウトに関するイメージを表5-3-1と図5-3-1に示します。

表 5-3-1 仮置き場の考え方

対象区分	短期間	中・長期間
考え方	【一次仮置き場】 災害廃棄物を早急に撤去するためにブロックごと又は地区ごとに設置	【二次仮置き場】 災害廃棄物の処理や処分の状況によって、中長期に渡って保管等が必要となった場合に設置
選定場所	公園、グラウンド、公共施設、駐車場、空き地、多目的広場、運動公園、既存の最終処分場など	

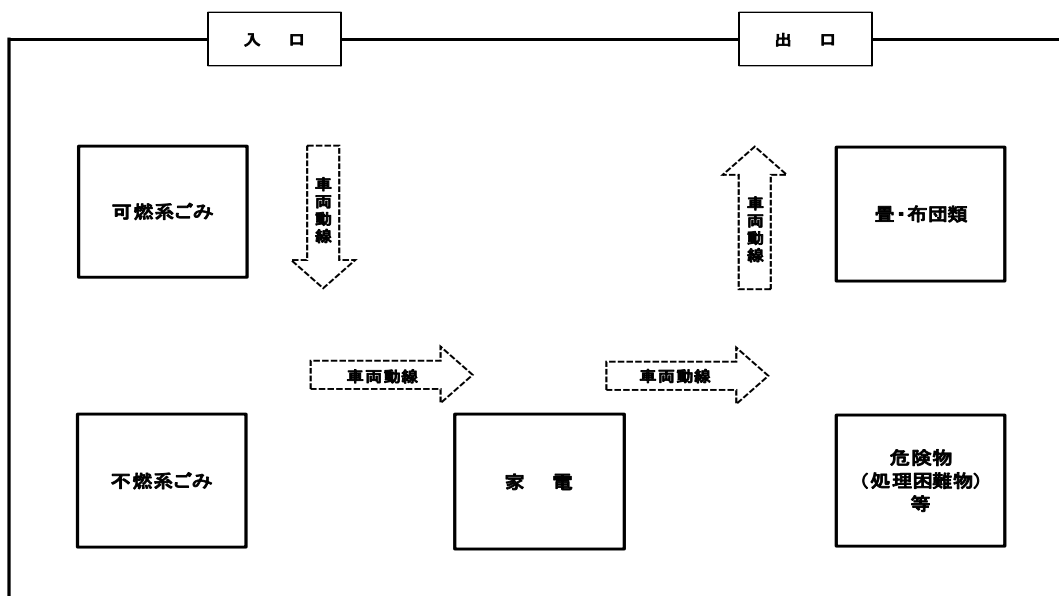


図 5-3-1 仮置き場のレイアウトに関するイメージ

2. 仮置き場の運営方法

仮置き場の運営は、以下に示す点に留意しつつ行います。

【共通事項】

- ◆搬入・搬出する災害廃棄物を効率的に受け入れ、適正に処理します。
- ◆仮置き場内では、管理要員を配置し、作業員や重機などの動線を決め、災害廃棄物の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄の防止に努めます。
- ◆設定した分別区分に従い、管理要員による誘導と適正な作業を行います。
- ◆災害廃棄物の処理の優先順位を定め、受入面積を確保します。
- ◆火災などの事故に十分配慮した作業を行います。
- ◆粉じん・騒音・悪臭などに配慮した作業を行います。

【災害廃棄物】

- ◆火災等に配慮し消防との連携を図り、二次災害の発生防止に努めます。
- ◆消毒剤や消臭剤を用いて、悪臭や害虫の発生を防止します。
- ◆場合によっては、公共水域への汚水の流入防止措置を実施します。

3. 処理方法

- ① 可燃系ごみ、不燃系ごみ、畳・布団類等の収集・運搬及び処理の方法の基本的な考え方を以下に示します。※家庭系ごみは、平常時と同様の取り扱い。

- ◆一時的に大量に発生する廃棄物を搬入・保管できる仮置き場を設けます。
- ◆災害により、被害が想定される場所への収集ルート(家庭系ごみ)及び避難所から排出される廃棄物の収集・運搬ルートを検討します。
- ◆路上の廃棄物を優先的に収集します。
- ◆腐敗や悪臭を放つ生活系ごみや畳などは早期に処理します。
- ◆不燃物は、破碎や資源選別を徹底し、埋立処分量を削減します。

- ② がれき類を下記のとおり分類し、再生利用可能なものはできるだけ活用し、どうしても使用できないものを焼却処理または埋立処分する方針とします。

【分別区分案】

木くず、コンクリート塊、瓦、スレート材等、その他可燃物及び不燃物、分別不可能な混合物

- ③ 危険物(処理困難物)等は、基本的には排出者の責任で受入可能な処理施設で処分します。また、家電リサイクル法対象品目及び小型家電等は、平常時と同様の取り扱いとします。但し、災害の状況によっては、搬入できる仮置き場を設置し保管を行います。また、冷蔵庫や洗濯機を搬入する時は、内容物を出すよう周知します。

④ し尿等の収集運搬・処理方法の基本的な考え方を以下に示します。

- ◆被害状況を的確に把握し、許可業者との連携を密にし、処理を行います。
- ◆避難所のし尿等収集は要請に応じ収集を行います。
- ◆市単独での処理ができない場合は、県、他市町、民間業者に協力を求めます。
- ◆し尿等の処理は、原則として本市所管のし尿処理施設で行います。

4. 災害廃棄物の推定方法

災害発生時（特に震災）には、解体建物のがれき等の処理体制、処理計画を検討するうえで、以下の災害廃棄物の発生量の推計が必要です。

1) がれき類の発生量の推定

がれき類の発生量は、「震災廃棄物対策指針」（厚生省、平成10年10月）を参考に次の推計式により推定します。

$$\text{〇がれき類発生量 (t)} = \text{解体棟数} \times 1 \text{棟あたり平均床面積} \times \text{発生原単位}$$

- ・建物の種類は木造、鉄筋（その他建物含む）、鉄骨の3種類とします。
- ・がれきの種類は可燃物と不燃物とします。
- ・発生原単位は下表のとおりとします。

構造		がれき発生原単位	
		可燃物系(t/m ²)	不燃物計(t/m ²)
木造	全壊	0.194	0.502
	半壊	0.097	0.251
鉄筋系建物	全壊	0.120	0.987
	半壊	0.060	0.494
鉄骨系建物	全壊	0.082	0.630
	半壊	0.041	0.320

資料：震災廃棄物対策指針（厚生省、平成10年10月）

2) 水害廃棄物の発生量の推定

水害時には、浸水家屋等から多量の粗大ごみ等の水害廃棄物が排出されます。

水害廃棄物の発生量は、「水害廃棄物対策指針」（環境省、平成17年6月）を参考に次の推計式により推定します。

$$\text{〇水害廃棄物発生量 (t)} = \text{係数 a} \times \text{床上浸水家屋数} + \text{係数 b} \times \text{床下浸水家屋数}$$

- ・係数 a : 3.79 t / 家屋、係数 b : 0.08 t / 家屋

3)し尿等の発生量の推定

し尿等の発生量は、避難者数を考慮し次式により推定します。

$$\text{〇し尿等総量 (kL)} = \text{し尿量 (A)} + \text{浄化槽汚泥量 (B)}$$

- ・ A) し尿量＝し尿収集必要人口※×し尿発生原単位 (3.97L/日・人；本市実績 R1)
※し尿収集必要人口＝避難者数＋し尿収集人口 (避難者を除きます)
- ・ B) 浄化槽汚泥量＝浄化槽支障基数×1基当たり浄化槽汚泥量 (4.592kL/基※)
※7人槽通常型 市町村設置型合併処理浄化槽を想定

5. 被災家屋等に関する解体撤去の手順

災害廃棄物処理事業は、廃棄物処理法第 22 条にて国庫補助の対象となっており、建物の所有者の申請に基づいて、自治体が解体撤去と運搬を発注することができます。国庫補助により被災家屋等の解体・撤去を行う手順を以下に示します。

(国庫補助による解体撤去の実施手順)

- ①建物の所有者からの解体撤去申請の受付
- ②り災証明及び固定資産台帳による建物面積等の確認
- ③家屋の被害程度などに関する現地調査
- ④解体撤去の決定及び危険性、公益性から解体撤去の優先度の設定
- ⑤解体業者への発注
- ⑥解体撤去作業の完了確認
- ⑦解体業者への支払い

6. 具体的な行動計画の検討

本計画の実効性を確保するためには、具体的な災害廃棄物処理の行動計画について、市役所組織内において情報共有するとともに、関係者に周知しておくことが重要です。

そのため、唐津市地域防災計画や佐賀県の地域防災計画に基づき、本市で災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な被害想定を行って課題等を抽出し、災害時の協力体制、役割分担、仮置き場や処理・処分施設の確保など必要な内容について調査・検討を進めます。また、県や防災関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等と調整を図り、対応策の充実に図ります。

添付資料1 ごみ排出量等の推計結果

表1 ごみ排出量の推計結果(現状対策時)
(中間目標)

行政区域	単位	実績←推計															(計画目標)		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
行政区域人口	人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	119,950	119,092	118,247	117,415	116,595	115,786	114,989	114,201	113,423	112,655			
事業所数	事業所	5,534	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512			
可燃ごみ	t/年	22,829	22,317	22,210	22,128	22,313	21,017	20,812	20,611	20,413	20,221	20,032	19,849	19,668	19,490	19,317			
不燃ごみ	t/年	1,605	1,570	1,523	1,559	1,538	1,449	1,435	1,421	1,407	1,394	1,381	1,368	1,356	1,343	1,331			
粗大ごみ	t/年	398	408	441	482	481	458	449	444	440	436	432	428	424	420	416			
資源ごみ	t/年	1,913	1,739	1,684	1,688	1,631	1,536	1,521	1,507	1,492	1,478	1,464	1,451	1,438	1,425	1,412			
その他	t/年	120	129	136	129	146	139	136	135	134	132	131	130	129	128	126			
計	t/年	26,865	26,163	25,994	25,966	26,109	24,843	24,592	24,118	23,886	23,661	23,440	23,226	23,014	22,802	22,603			
直燃ごみ	t/年	50	58	57	42	60	57	56	55	55	54	54	53	52	52	52			
不燃ごみ	t/年	11	10	11	15	19	18	18	18	17	17	17	17	17	17	16			
粗大ごみ	t/年	461	520	622	693	809	770	755	747	740	733	726	720	713	707	700			
計	t/年	522	588	690	888	1,013	10,439	10,777	11,116	11,453	11,792	12,131	12,467	12,806	13,145	13,487			
可燃ごみ	t/年	8,876	8,989	8,883	9,050	9,013	8,65	8,65	8,65	8,65	8,65	8,65	8,65	8,65	8,65	8,65			
不燃ごみ	t/年	73	78	70	57	58	98	102	105	108	111	114	118	121	124	127			
粗大ごみ	t/年	68	78	73	73	85	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95			
資源ごみ	t/年	1,406	1,948	4,229	3,018	2,429	2,722	2,813	2,905	2,996	3,087	3,178	3,269	3,360	3,451	3,543			
計	t/年	10,423	11,063	13,255	12,198	11,585	12,982	13,417	13,853	14,289	14,721	15,157	15,592	16,025	16,460	16,896			
直燃ごみ	t/年	838	772	673	643	603	676	698	721	744	766	789	812	834	857	879			
不燃ごみ	t/年	13	16	12	11	10	12	12	12	12	13	13	13	14	14	15			
粗大ごみ	t/年	40	39	35	30	30	34	35	36	37	38	39	40	41	43	45			
計	t/年	891	827	720	684	643	721	745	769	793	817	841	865	889	914	938			
家庭系ごみ計	t/年	27,387	26,751	26,684	26,716	26,997	25,688	25,428	25,181	24,938	24,698	24,466	24,237	24,016	23,797	23,581			
(資源ごみ含む)	g/人・日	597	583	582	583	589	582.5	580.8	579.3	577.8	576.3	574.9	573.5	572.2	570.9	569.6			
(資源ごみ含む)	k g/人	218	213	212	213	215	213	212	211	211	210	210	209	208	208	207			
(資源ごみ除く)	k g/人	203	199	199	199	202	200	199	199	198	198	197	197	196	195	195			
事業系ごみ計	t/年	11,314	11,890	13,975	12,882	12,228	13,702	14,162	14,622	15,082	15,538	16,014	16,488	16,974	17,474	17,974			
(資源ごみ含む)	t/日	31.00	32.58	38.29	35.29	33.50	37.54	38.80	40.06	41.32	42.57	43.83	45.09	46.34	47.60	48.86			
(資源ごみ含む)	t/事業所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
(資源ごみ除く)	t/事業所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
計(家庭系+事業系)	t/年	38,701	38,641	40,659	39,598	39,225	39,390	39,590	39,803	40,020	40,236	40,464	40,695	40,930	41,171	41,415			
g/人・日	844.1	842.8	886.8	863.7	855.6	893.2	904.3	915.7	927.2	938.9	950.8	962.9	975.2	987.7	1,000.4				
紙類	t/年	355	329	321	259	234	233	219	206	194	184	173	164	156	148	140			
紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
紙製容器包装	t/年	75	71	75	55	53	53	50	47	44	42	39	37	35	33	30			
金属類	t/年	36	37	41	30	28	28	26	25	23	22	21	20	19	18	17			
ガラス類	t/年	36	33	32	18	23	23	22	20	19	18	17	16	15	14	13			
布類	t/年	31	31	32	25	24	24	22	21	20	19	18	17	16	15	14			
その他	t/年	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
計	t/年	536	504	504	391	365	364	342	322	303	286	270	256	243	230	219			
g/人・日	11.69	10.99	10.99	8.53	7.96	8.25	7.81	7.40	7.02	6.68	6.35	6.06	5.78	5.52	5.28				
総排出量	t/年	39,237	39,145	41,163	39,999	39,590	39,932	40,125	40,323	40,523	40,734	40,951	41,172	41,401	41,634	41,878			
(家庭系+事業系+集団回収)	t/日	107.50	107.25	112.78	109.56	108.47	108.92	109.40	109.93	110.47	111.02	111.60	112.19	112.80	113.43	114.06			
g/人・日	855.8	853.8	897.8	872.2	863.5	901.5	912.1	923.1	934.3	945.5	957.2	969.0	981.0	993.2	1,005.7				

表2 ごみ処理内訳の推計結果（現状対策時）

(計画目標)

(中間目標)

種類	単位	計画初年度												実績→推計											
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
可燃ごみ	t/年	32,593	32,106	31,823	31,863	31,989	32,063	32,210	32,367	32,527	32,687	32,856	33,028	33,204	33,384	33,567	33,758								
不燃ごみ	t/年	1,702	1,674	1,616	1,642	1,625	1,558	1,545	1,534	1,522	1,511	1,500	1,489	1,479	1,469	1,459	1,450								
粗大ごみ	t/年	944	1,018	1,137	1,244	1,356	1,356	1,348	1,341	1,333	1,326	1,320	1,313	1,307	1,300	1,294	1,289								
資源ごみ	t/年	3,319	3,687	5,913	4,686	4,060	4,274	4,349	4,426	4,502	4,579	4,656	4,733	4,811	4,889	4,967	5,047								
その他	t/年	143	156	170	163	195	139	138	136	135	134	132	131	130	129	128	126								
直接焼却	(焼却)	t/年	32,593	32,106	31,823	31,863	31,989	32,063	32,210	32,367	32,527	32,687	32,856	33,028	33,204	33,384	33,567	33,758							
粗大処理+資源化施設	t/年	2,927	2,991	3,119	3,241	3,402	3,291	3,274	3,257	3,242	3,226	3,212	3,198	3,184	3,171	3,159	3,147								
可燃残渣	(焼却)	t/年	1,053	1,315	1,727	1,803	1,935	1,996	1,982	1,968	1,955	1,942	1,930	1,918	1,906	1,895	1,884	1,873							
不燃残渣	(埋立)	t/年	815	492	281	315	308	292	290	288	286	285	283	281	279	278	276	274							
金属類	(資源化)	t/年	421	501	488	498	494	469	466	462	459	456	453	451	448	445	443	440							
ガラス類	(資源化)	t/年	340	371	298	310	301	286	284	282	280	278	276	274	273	271	270	268							
ペットボトル	(資源化)	t/年	176	174	178	178	190	242	247	251	255	260	264	268	273	277	282	286							
プラスチック類	(資源化)	t/年	13	11	12	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5							
直接資源化	t/年	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830	4,031	4,103	4,175	4,247	4,319	4,392	4,465	4,538	4,612	4,686	4,761								
紙類	(資源化)	t/年	1,217	1,086	982	936	875	921	937	954	970	987	1,004	1,020	1,037	1,054	1,071	1,088							
紙パック	(資源化)	t/年	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
繊維容器包装	(資源化)	t/年	228	206	191	205	205	216	219	223	227	231	235	239	243	247	251	255							
金属類	(資源化)	t/年	125	113	112	113	114	120	122	124	127	129	131	133	135	137	140	142							
ガラス類	(資源化)	t/年	40	36	35	33	30	31	32	33	33	34	34	35	35	36	37	37							
布類	(資源化)	t/年	122	117	119	135	142	150	152	155	158	160	163	166	168	171	174	177							
廃食用油	(資源化)	t/年	5	6	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8							
その他	(資源化)	t/年	1,439	1,978	4,265	3,051	2,457	2,586	2,632	2,678	2,724	2,770	2,817	2,864	2,911	2,958	3,005	3,053							
直接埋立	(埋立)	t/年	4	2	7	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
焼却処理	t/年	33,646	33,421	33,550	33,666	33,924	34,060	34,192	34,335	34,482	34,629	34,786	34,946	35,110	35,279	35,450	35,631								
減量化量	t/年	29,819	29,620	29,568	29,829	29,524	29,642	29,757	29,882	30,010	30,138	30,274	30,414	30,556	30,703	30,852	31,010								
焼却灰	t/年	3,827	3,801	3,982	3,837	4,400	4,418	4,435	4,453	4,472	4,491	4,512	4,533	4,554	4,576	4,598	4,621								
資源化	t/年	4,772	5,230	7,325	5,993	5,354	5,398	5,446	5,497	5,550	5,605	5,661	5,720	5,780	5,841	5,903	5,968								
中間処理後資源化	t/年	1,059	1,184	1,111	1,123	1,159	1,003	1,002	1,001	1,000	999	999	999	999	999	999	1,000								
直接資源化	t/年	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830	4,031	4,103	4,175	4,247	4,319	4,392	4,465	4,538	4,612	4,686	4,761								
集団回収	t/年	536	504	504	391	365	364	342	322	303	286	270	256	243	230	219	208								
埋め立て	t/年	4,646	4,295	4,270	4,167	4,712	4,714	4,729	4,746	4,763	4,780	4,798	4,817	4,837	4,857	4,878	4,900								
焼却灰	t/年	3,827	3,801	3,982	3,837	4,400	4,418	4,435	4,453	4,472	4,491	4,512	4,533	4,554	4,576	4,598	4,621								
不燃残渣	t/年	815	492	281	315	308	292	290	288	286	285	283	281	279	278	276	274								
直接埋め立て	t/年	4	2	7	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
リサイクル率(対総排出量の割合)	—	12.2%	13.4%	17.8%	15.0%	13.5%	13.6%	13.6%	13.7%	13.8%	13.8%	13.9%	14.0%	14.0%	14.1%	14.2%	14.3%								
最終処分率(対総排出量の割合)	—	11.3%	11.0%	10.4%	10.4%	11.9%	11.9%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%								

本計画採用値

(中間目標)

(計画目標)

実績←→推計

	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
行政区域内人口	人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	120,821	119,950	119,092	118,247	117,415	116,595	115,786	114,989	114,201	113,423	112,655
事業所数	事業所	5,534	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512	5,512
可燃ごみ	t/年	22,829	22,317	22,210	22,128	22,313	21,090	20,856	20,634	20,415	20,200	19,992	19,787	19,589	19,394	19,202	19,016
不燃ごみ	t/年	1,605	1,570	1,523	1,559	1,538	1,463	1,449	1,435	1,421	1,407	1,394	1,381	1,368	1,356	1,343	1,331
粗大ごみ	t/年	398	408	441	482	481	458	453	449	444	440	436	432	428	424	420	416
資源ごみ	t/年	1,913	1,739	1,684	1,668	1,631	1,693	1,696	1,700	1,703	1,705	1,707	1,709	1,711	1,712	1,713	1,713
その他	t/年	120	129	136	129	146	139	138	136	135	134	132	131	130	129	128	126
計	t/年	26,865	26,163	25,994	25,966	26,109	24,843	24,592	24,353	24,118	23,886	23,661	23,440	23,226	23,014	22,805	22,603
可燃ごみ	t/年	50	58	57	42	60	57	57	56	55	55	54	54	53	53	52	52
不燃ごみ	t/年	11	10	11	15	19	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	16
粗大ごみ	t/年	461	520	622	693	809	770	762	755	747	740	733	726	720	713	707	700
計	t/年	522	588	690	750	888	845	836	828	820	812	805	797	790	783	776	769
可燃ごみ	t/年	8,876	8,959	8,883	9,050	9,013	9,999	10,230	10,454	10,672	10,880	11,202	11,524	11,844	12,166	12,488	12,812
不燃ごみ	t/年	73	78	70	57	58	64	66	67	69	70	72	74	76	78	80	82
粗大ごみ	t/年	68	78	73	73	85	94	96	99	101	103	106	109	112	115	118	121
資源ごみ	t/年	1,406	1,948	4,229	3,018	2,429	2,695	2,757	2,817	2,876	2,932	3,019	3,106	3,192	3,279	3,365	3,453
計	t/年	10,423	11,063	13,255	12,198	11,585	12,852	13,149	13,437	13,717	13,985	14,399	14,813	15,223	15,637	16,051	16,469
可燃ごみ	t/年	838	772	673	643	603	669	684	699	714	728	749	771	792	814	835	857
不燃ごみ	t/年	13	16	12	11	10	11	11	12	12	12	12	13	13	13	14	14
粗大ごみ	t/年	40	39	35	30	30	33	34	35	36	36	37	38	39	40	42	43
計	t/年	891	827	720	684	643	713	730	746	761	776	799	822	845	868	891	914
家庭系ごみ計	t/年	27,387	26,751	26,684	26,716	26,997	25,688	25,428	25,181	24,938	24,698	24,466	24,237	24,016	23,797	23,581	23,372
(資源ごみ含む)	g/人・日	597.4	593.5	592.0	592.7	598.9	592.5	590.8	579.3	577.8	576.3	574.9	573.5	572.2	570.9	569.6	568.4
(資源ごみ含む)	kg/人	218	213	212	213	215	213	212	211	211	210	210	209	209	208	208	207
(資源ごみ除く)	kg/人	203	199	199	199	202	199	198	197	196	196	195	195	194	193	193	192
事業系ごみ計	t/年	11,314	11,890	13,975	12,882	12,228	13,565	13,879	14,183	14,479	14,761	15,198	15,635	16,068	16,505	16,942	17,383
(資源ごみ含む)	t/日	31.00	32.58	38.29	35.29	33.50	37.16	38.02	38.86	39.67	40.44	41.64	42.84	44.02	45.22	46.42	47.62
(資源ごみ含む)	t/事業所	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
(資源ごみ除く)	t/事業所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計(家庭系+事業系)	t/年	38,701	38,641	40,659	39,598	39,225	39,253	39,307	39,365	39,416	39,459	39,664	39,872	40,084	40,302	40,523	40,755
g/人・日	844.1	842.8	886.8	863.7	855.6	890.1	897.8	905.6	913.3	920.7	932.0	943.5	955.0	966.9	978.8	991.1	
瓶類	t/年	355	329	321	259	234	233	219	206	194	184	173	164	156	148	140	133
紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
瓶類容器包装	t/年	75	71	75	55	53	53	50	47	44	42	39	37	35	33	32	30
金属類	t/年	36	37	41	30	28	28	26	25	23	22	21	20	19	18	17	16
ガラス類	t/年	36	33	32	18	23	23	22	20	19	18	17	16	15	14	14	13
布類	t/年	31	31	32	25	24	24	22	21	20	19	18	17	16	15	14	14
その他	t/年	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
計	t/年	536	504	504	391	365	364	342	322	303	286	270	256	243	230	219	208
g/人・日	11.69	10.99	10.99	8.53	7.96	8.25	7.81	7.40	7.02	6.68	6.35	6.06	5.78	5.52	5.28	5.06	
総排出量	t/年	39,237	39,145	41,163	39,989	39,590	39,617	39,649	39,686	39,719	39,746	39,934	40,128	40,327	40,532	40,742	40,963
(家庭系+事業系+集団回収)	t/日	107.50	107.25	112.78	109.56	108.47	108.54	108.63	108.73	108.82	108.89	109.41	109.94	110.48	111.05	111.62	112.23
g/人・日	855.8	853.8	897.8	872.2	863.5	898.4	905.6	913.0	920.3	927.4	938.4	949.5	960.8	972.4	984.1	996.2	

表4 ごみ処理内訳の推計結果(排出抑制・再生利用目録達成後)
(中間目標)

本計画採用値

(計画目標)

種類	単位	計画初年度											実績←→推計										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12						
可燃ごみ	t/年	32,593	32,106	31,823	31,863	31,989	31,815	31,827	31,943	31,856	31,863	31,998	32,278	32,426	32,577	32,737							
不燃ごみ	t/年	1,702	1,674	1,616	1,642	1,625	1,557	1,544	1,531	1,519	1,507	1,496	1,474	1,464	1,454	1,445							
粗大ごみ	t/年	944	1,018	1,137	1,244	1,356	1,355	1,346	1,337	1,328	1,319	1,312	1,299	1,292	1,286	1,280							
内訳	t/年	3,319	3,687	5,913	4,686	4,060	4,388	4,542	4,698	4,853	5,008	5,199	5,345	5,491	5,789	5,941							
その他	t/年	143	156	170	163	195	139	138	136	135	134	132	130	129	128	126							
直接焼却	t/年	32,593	32,106	31,823	31,863	31,989	31,815	31,827	31,943	31,856	31,863	31,998	32,278	32,426	32,577	32,737							
粗大処理+資源化施設	t/年	2,927	2,991	3,119	3,241	3,402	3,296	3,280	3,266	3,253	3,239	3,231	3,220	3,201	3,192	3,184							
可燃残渣	t/年	1,053	1,315	1,727	1,803	1,935	1,995	1,979	1,964	1,949	1,935	1,922	1,910	1,898	1,886	1,864							
不燃残渣	t/年	815	492	281	315	308	292	290	288	286	283	282	280	278	276	273							
金属類	t/年	421	501	488	498	494	469	465	461	458	454	452	449	446	443	438							
ガラス類	t/年	340	371	298	310	301	285	283	281	279	277	275	273	272	270	267							
ペットボトル	t/年	176	174	178	178	190	249	258	266	275	284	295	303	311	320	337							
プラスチック類	t/年	13	11	12	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5							
直接資源化	t/年	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830	4,139	4,285	4,431	4,578	4,724	4,904	5,042	5,180	5,320	5,604							
紙類	t/年	1,217	1,086	982	936	875	946	979	1,013	1,046	1,080	1,121	1,152	1,184	1,216	1,281							
紙パック	t/年	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2							
紙製容器包装	t/年	228	206	191	205	205	221	229	237	245	253	262	270	277	285	292							
金属類	t/年	125	113	112	113	114	123	128	132	136	141	146	150	154	159	163							
ガラス類	t/年	40	36	35	33	30	32	33	35	36	37	38	39	40	41	43							
布類	t/年	122	117	119	135	142	154	159	164	170	175	182	187	192	197	203							
廃食用油	t/年	5	6	5	5	6	7	7	7	7	8	8	8	8	9	9							
その他	t/年	1,439	1,978	4,265	3,051	2,457	2,655	2,748	2,842	2,936	3,030	3,146	3,234	3,322	3,412	3,503							
直接埋立	t/年	4	2	7	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
焼却処理	t/年	33,646	33,421	33,550	33,666	33,924	33,809	33,806	33,808	33,806	33,797	33,920	34,046	34,176	34,313	34,602							
減量化量	t/年	29,819	29,620	29,568	29,829	29,524	29,424	29,421	29,423	29,421	29,414	29,521	29,630	29,744	29,862	29,984							
焼却灰	t/年	3,827	3,801	3,982	3,837	4,400	4,385	4,385	4,385	4,385	4,384	4,399	4,416	4,433	4,450	4,468							
資源化	t/年	4,772	5,230	7,325	5,993	5,354	5,511	5,638	5,768	5,899	6,032	6,202	6,328	6,457	6,588	6,859							
中間処理後資源化	t/年	1,059	1,184	1,111	1,123	1,159	1,009	1,011	1,015	1,018	1,021	1,027	1,031	1,034	1,038	1,047							
直接資源化	t/年	3,177	3,542	5,710	4,479	3,830	4,139	4,285	4,431	4,578	4,724	4,904	5,042	5,180	5,320	5,604							
集団回収	t/年	536	504	504	391	365	364	342	322	303	286	270	256	243	230	219							
埋め立て	t/年	4,646	4,295	4,270	4,167	4,712	4,681	4,679	4,677	4,674	4,671	4,685	4,699	4,715	4,731	4,747							
焼却灰	t/年	3,827	3,801	3,982	3,837	4,400	4,385	4,385	4,385	4,385	4,384	4,399	4,416	4,433	4,450	4,468							
不燃残渣	t/年	815	492	281	315	308	292	290	288	286	283	282	280	278	276	273							
直接埋め立て	t/年	4	2	7	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
リサイクル率(対総排出量の割合)	—	12.2%	13.4%	17.8%	15.0%	13.5%	13.9%	14.2%	14.5%	14.9%	15.2%	15.5%	16.0%	16.3%	16.5%	16.7%							
最終処分率(対総排出量の割合)	—	11.8%	11.0%	10.4%	10.4%	11.9%	11.8%	11.7%	11.7%	11.6%	11.5%	11.5%	11.5%	11.4%	11.4%	11.4%							

添付資料2 し尿等排出量の推計結果

表1 生活排水処理形態別人口とし尿等排出量の推計結果

(中間目標)

(計画目標)

	年度	計画初年度												実績←推計											
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
行政区域内人口(各年度3月31日)	人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	120,821	119,950	119,092	118,247	117,415	116,595	115,786	114,989	114,201	113,423	112,655								
1. 計画処理区域内人口	人	125,608	124,431	123,107	121,890	120,513	120,821	119,950	119,092	118,247	117,415	116,595	115,786	114,989	114,201	113,423	112,655								
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	101,286	102,563	103,390	104,225	104,321	104,471	105,207	106,028	106,741	107,445	108,143	108,630	109,315	109,994	110,430	110,849								
(1) 下水道人口	人	78,031	79,607	80,664	81,874	82,211	83,015	83,610	84,299	84,891	85,481	86,071	86,454	87,039	87,621	88,194	88,767								
(2) 集落排水施設人口	人	11,242	11,206	11,142	11,044	10,910	10,113	10,128	10,136	10,136	10,130	10,119	10,105	10,090	10,073	10,054	10,027								
(3) 合併処理浄化槽人口	人	12,013	11,750	11,584	11,307	11,200	11,344	11,469	11,593	11,715	11,835	11,953	12,070	12,186	12,299	12,411	12,522								
(4) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	5,242	5,058	4,731	4,533	3,965	4,462	4,277	3,976	3,744	3,517	3,293	3,072	2,853	2,636	2,422	2,107								
4. 非水洗化人口	人	19,080	16,810	14,986	13,132	12,227	17,572	16,607	15,657	14,845	13,853	12,969	12,096	11,235	10,382	9,539	8,297								
(1) し尿取集人口	人	18,813	16,544	14,732	12,891	11,998	17,347	16,395	15,457	14,656	13,675	12,804	11,941	11,091	10,250	9,416	8,191								
(2) 自家処理人口	人	267	266	254	241	229	225	212	201	188	177	165	155	144	133	122	107								
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
汚水衛生処理率	%	80.6%	82.4%	84.0%	85.5%	86.6%	86.5%	87.7%	89.0%	90.3%	91.5%	92.8%	93.8%	95.1%	96.3%	97.4%	98.4%								
し尿	k L/年	20,664	18,828	18,023	17,986	17,372	25,137	23,757	22,397	21,237	19,816	18,553	17,304	16,072	14,852	13,645	11,869								
年間量	k L/年	18,317	19,263	19,046	17,983	18,014	20,578	19,449	18,335	17,386	16,222	15,188	14,166	13,157	12,158	11,170	9,716								
集落排水汚泥	k L/年	2,436	2,339	2,334	2,334	2,384	3,799	3,591	3,385	3,210	2,995	2,804	2,615	2,429	2,245	2,062	1,794								
合計	k L/年	41,417	40,430	39,403	38,303	37,770	49,514	46,796	44,118	41,833	39,033	36,546	34,085	31,658	29,255	26,877	23,379								
し尿	k L/日	56.6	51.6	49.4	49.3	47.6	68.9	65.1	61.4	58.2	54.3	50.8	47.4	44.0	40.7	37.4	32.5								
一日量	k L/日	50.2	52.8	52.2	49.3	49.4	56.4	53.3	50.2	47.6	44.4	41.6	38.8	36.0	33.3	30.6	26.6								
集落排水汚泥	k L/日	6.7	6.4	6.4	6.4	6.5	10.4	9.8	9.3	8.8	8.2	7.7	7.2	6.7	6.1	5.6	4.9								
合計	k L/日	113.5	110.8	108.0	104.9	103.5	135.7	128.2	120.9	114.6	106.9	100.1	93.4	86.7	80.2	73.6	64.1								
し尿	L/人・日	3.01	3.12	3.35	3.82	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97								
原単価	L/人・日	2.91	3.14	3.20	3.11	3.25	3.57	3.38	3.23	3.08	2.90	2.73	2.56	2.40	2.23	2.06	1.82								
集落排水汚泥	L/人・日	0.59	0.57	0.57	0.58	0.60	1.03	0.97	0.91	0.87	0.81	0.76	0.71	0.66	0.61	0.56	0.49								

※：汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 処理形態別人口合計(人)

※：し尿原単価(L/人・日) = 年間し尿量(kL/年) ÷ し尿取集人口(人) ÷ (365日)

※：浄化槽汚泥原単価(L/人・日) = 年間浄化槽汚泥量(kL/年) ÷ (合併処理浄化槽人口 + 単独処理浄化槽人口)(人) ÷ (365日)

※：集落排水汚泥原単価(L/人・日) = 年間集落排水汚泥(kL/年) ÷ (集落排水施設人口)(人) ÷ (365日)

※：集落排水汚泥はし尿処理施設で処理される量であり、堆肥化は含まない。